平成26年9月甲良町議会定例会会議録

平成26年9月5日(金曜日)

◎本日の会議に付した事件 (議事日程)

第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 報告第3号 平成25年度甲良町財政健全化判断比率の報告について 第 4 報告第4号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の 報告について 第 5 報告第5号 平成25年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告に ついて 専決処分につき、承認を求めることについて(平成26 第 6 承認第10号 年度甲良町一般会計補正予算(第2号)) 専決処分につき、承認を求めることについて(平成26 第 7 承認第11号 年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予 算(第1号)) 第8 認定第1号 平成25年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について 第 9 認定第2号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定について 第10 認定第3号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について 第11 認定第4号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳 入歳出決算認定について 認定第5号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出 第12 決算認定について 第13 認定第6号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算 認定について 第14 平成25年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定 認定第7号 について 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳 第15 認定第8号 出決算認定について 認定第9号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会 第16 計歳入歳出決算認定について 第17 認定第10号 平成25年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事

業報告の認定について

第18	議案第34号	甲良町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準
		を定める条例
第19	議案第35号	甲良町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の
		運営に関する基準を定める条例
第20	議案第36号	甲良町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関す
		る基準を定める条例
第21	議案第37号	甲良町税条例の一部を改正する条例
第22	議案第38号	甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
第23	議案第39号	甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
		る条例
第24	議案第40号	せせらぎの里こうら設置および運営に関する条例の一部
		を改正する条例
第25	議案第41号	平成26年度甲良町一般会計補正予算(第3号)
第26	議案第42号	平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第
		1号)
第27	議案第43号	平成26年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1
		号)
第28	議案第44号	平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補
		正予算(第1号)
第29	議案第45号	平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)
第30	議案第46号	平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予
		算(第1号)
第31	議案第47号	平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会
		計補正予算 (第2号)
第32	請願第2号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
第33	請願第3号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する
		請願書
第34		一般質問

◎会議に出席した議員(12名)

1

1番	Щ	田	裕	康	2番	阪	東	佐智	罗男
3番	野	瀬	欣	廣	4番	西	Ш	誠	_
5番	濱	野	圭	市	6番	丸	Щ	光	雄
7番	木	村		修	8番	藤	堂	_	彦
9番	丸	Щ	恵		10番	金	澤		博
1番	西	澤	伸	明	12番	建	部	孝	夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町	長	北	Ш	豊	昭	教	育	Î	長	堀	内	光	三
総務課	長	中	Ш	愛	博	教	育	次	長	金	田	長	和
税務課	長	上	田	和	光	産	業	課	長	若	林	嘉	昭
住民課	長	Ш	嶋	幸	泰	建記	殳水;	道課	長	北	坂		仁
総務課参	事	宮	Ш	哲	郎	学校	交教	育課	長	大	橋		太
企画監理詞	果長	中	Ш	雅	博	社会	会教	育課	長	Щ	本		昇
人権課	長	陌	間		寸	子育で	支援セ	ンター	·所長	奥	村	晃	子
保健福祉詞	果長	米	田	志保	子	会計	計管	理	者	寺	Ш	貴代	美

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書 記 山崎志保美

(午前9時01分 開会)

○建部議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成26年9月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 金澤議員および11番 西澤議員を指 名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの15日間と決定いたしました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。町長。

○北川町長 本日、平成26年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。平素は、町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

まず最初に、以前にも報告をさせていただいております「滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業」の業者が、7月9日に決定いたしました。業者は、株式会社ケーケーシー情報システムで、現在の甲良町電算システムの委託業者でございます。金額につきましては、全体で37億6,359万円のうち、甲良町の負担金額は4億5,051万8,000円でございます。

次に、道の駅では、8月3日に夏のイベントを開催し、職員によるテント 村の出店やゲーム等を行いました。特に、鮎つかみでは、子どもから大人ま で楽しんでいただけたと思っております。

また、7月20日には、道の駅でのテナントの入店で、幸楽食堂がオープンされ、まだまだ課題もございますが、今後の発展に期待するところでございます。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第3号から報告第5号は、財政健全化判断比率および公営企業会計の 資金不足比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、平成19年度決 算から財政健全化判断比率および公営企業会計における資金不足比率を監査 委員の審査に付し、議会に報告し、公表することが義務づけられています。

平成25年度の状況として、実質赤字比率は、実質収支が黒字のため、比率は算出されません。

特別会計および公営企業会計を含めた本町全体の連結実質赤字比率につきましても、実質収支が黒字のため、比率は算出されません。

実質公債費比率につきましては、対前年0.4ポイント減少し、12.4% となりました。

将来負担比率につきましては、対前年22.2ポイント増加し、35.5% となりました。

公営企業会計における資金不足比率につきましては、下水道事業会計および水道事業会計の各会計とも、資金不足を生じておりませんので、比率は算出されません。

引き続き、各会計とも、財政の健全化に向けて努力する所存でございます。 承認第10号は、平成26年度一般会計補正予算(第2号)で、5,10 0万円を追加し、総額35億3,322万2,000円とする専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第11号は、平成26年度せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第1号)で、4,200万2,000円を追加し、総額1億7,660万6,000円とする専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

認定第1号から認定第10号は、平成25年度甲良町一般会計および特別会計・企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

平成25年度の主な事業としまして、1、保健福祉関連では、特定健診の受診率向上、新規メニューとして肺がん検診の実施、転倒予防・筋トレなど介護予防への参加率向上。2番目に、教育・文化振興関連では、いじめ対策相談員の設置、広域給食センター建設。3番目に、子育て支援関連では、子ども子育て支援事業計画の策定。4番目には、まちづくり関連では、甲良町ホームページのリニューアル。5番目に、農業・産業振興施策として、せせらぎの里こうら運営、せせらぎの味特産品開発。6番目に、安心・安全なまちづくり関連では、一時避難所施設の耐震改修。7番目、その他事業としま

しては、甲良町公民館駐車場整備など、各分野において諸事業の充実および 推進を図ってまいりました。

また、財政面では、普通会計における決算額を前年度と比較しますと、歳入総額が39億2,290万2,000円で、2.8%増、歳出総額が37億9,652万4,000円で、1.6%の増となっております。実質収支は、8,762万1,000円、実質収支比率は3.7%、単年度収支は3,290万5,000円の黒字となりました。

よって、財政の硬直化を示す経常収支比率は、93.9%となり、前年度より0.7ポイント好転しました。

その理由として、歳入面で、経常収入である町税のうち、法人税が大きく上昇し、5,617万6,000円の増となり、経常収入全体で2億517万円の増額となりました。

これに対し、歳出の経常経費では、物件費で1億2,364万7,000円の増、普通建設費で4,764万2,000円の増であったものの、人件費で4,055万6,000円の減、補助費で3,186万7,000円の減、繰出金で1,730万1,000円の減となり、結果、昨年度より7,291万6,000円の増額となりました。

よって、経常経費は増額でありましたが、経常収入が大きく増額となったことから、経常収支比率を好転させる結果となりました。

今後は、さらに自主財源確保・経常経費の削減に努めることで、比率の抑制に努めます。

また、地方債現在高につきましては、順調に償還を行い、対前年3,680万5,000円の減の34億4,563万円で、8年連続の減額となりました。

よって、地方債現在高比率につきましても、対前年1ポイント減少し、146.4%になりました。

また、積立金現在高につきましては、取り崩しを行ったことにより、対前年879万2,000円減の9億3,624万8,000円となりました。

今後の財政運営におきましては、引き続き歳入歳出一体の改革により、さらに厳しい財政状況となることから、新たな収入財源の確保、徹底した歳出全般の見直しを図り、効率的な行財政運営に取り組む所存であります。

議案第34号から議案第36号は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、 設備および運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

議案第37号は、地方税法の改正に伴い、甲良町税条例の一部を改正する ものであります。

議案第38号は、甲良町福祉医療費助成対象者の拡大および福祉法の改正

に伴い、甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正するものであります。

議案第39号は、甲良町長の給料支給の一部減額に伴い、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第40号は、今後、指定管理を募集することに伴い、せせらぎの里こ うら設置および運営に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第41号は、平成26年度甲良町一般会計補正予算(第3号)で、9,225万1,000円を増額し、補正後の予算額を36億2,547万3,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、総務費で、番号制度対応システム改修業務、6町クラウド対応既存データ移行費、民生費で福祉医療費、衛生費で粗大ごみ収集委託の増によるものでございます。

議案第42号は、平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)で、3,391万8,000円を増額し、補正後の予算額を9億8,370万2,000円とするものでございます。主な内容といたしまして、総務費の、補助金の返還の増によるものです。

議案第43号は、平成26年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)で、390万4,000円を減額し、補正後の予算額を5億474万7,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、一般会計繰入金の減によるものです。

議案第44号は、平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)で、78万5,000円を増額し、補正後の予算額を2,290万円とするものでございます。主な内容としましては、公債費の増によるものです。

議案第45号は、平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)で、364万5,000円を増額し、補正後の予算額を7億5,754万円とするものでございます。主な内容といたしましては、補助金返還金の増によるものでございます。

議案第46号は、平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)で、294万6,000円を減額し、補正後の予算額を6,87万9,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、人件費の増によるものです。

議案第47号は、平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第2号)で、47万6,000円を増額し、補正後の予算額を1億7,708万2,000円とするものでございます。主な内容としましては、修繕料の増によるものです。

同意第2号は、任期満了に伴う甲良町教育委員会委員の任命につき、再任

の同意を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、適切な認定、議決等を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明といたします。

○建部議長 日程第3 報告第3号から日程第5 報告第5号までを一括議題 といたします。

報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 報告第3号 平成25年度甲良町財政健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、甲 良町財政健全化判断比率を報告するものでございます。1枚おめくりください。

1番、実質赤字比率。平成25年度は、実質収支が黒字のため、算出されませんでした。

2番、連結実質赤字比率につきましても、実質収支が黒字のため、算出されませんでした。

3番、実質公債費比率12.4%。

4番、将来負担比率35.5%でございます。

続きまして、報告第4号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、 甲良町下水道事業特別会計資金不足比率を報告するものでございます。1枚 おめくりください。

資金不足比率。平成25年度は、資金不足を生じておりませんので、比率 は算出されませんでした。

続きまして、報告第5号 平成25年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、 甲良町水道事業会計資金不足比率を報告するものでございます。1枚おめく りください。

資金不足比率。

平成25年度は、資金不足を生じておりませんので、比率は算出されませんでした。

以上でございます。

○建部議長 これをもって報告を終わります。

ここで、監査委員の木村議員から、平成25年度甲良町財政健全化判断比率、同じく下水道事業特別会計資金不足比率、ならびに水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。

木村議員。

〇木村議員 それでは、朗読をもって報告とさせていただきます。

まず初めに、財政健全化比率意見書。

甲良町長北川豊昭様。

甲良町監査委員上野安德、木村 修。

平成25年度財政健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成25年度甲良町財政健全化 について、判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1. 審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率および算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

- 2. 審査の結果。
- (1)総合意見。

審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

- (2) 個別意見。
- ①実質赤字比率について。

平成25年度の実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されない。

②連結実質赤字比率について。

平成25年度連結実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は算出されない。

③実質公債費比率について。

平成25年度の実質公債費比率は12.4%となっており、前年度に比べ0.4ポイント低くなった。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り、良好である。

④将来負担比率について。

平成25年度の将来負担比率は、35.5%となっており、前年度に比べて22.2ポイント高くなった。早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回り、良好である。

(3) 是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

続きまして、平成25年度甲良町下水道事業特別会計経営健全化審査意見

書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成25年度甲良町下水道事業特別会計の経営健全化について、判断比率を審査した結果、その意見は次の とおりである。

1. 審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率および算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として 実施した。

- 2. 審査の結果。
- (1)総合意見。

審査に付された下記資金不足比率および算定の基礎となる事項を記載した 書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見。

資金不足が生じないため、資金不足比率は、算出されない。

(3) 是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特にない。

続きまして、平成25年度甲良町水道事業会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成25年度甲良町水道事業会計の経営健全化について、判断比率を審査した結果、意見は次のとおりである。

1. 審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

- 2. 審査の結果。
- (1)総合意見。

審査に付された下記資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載 した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見。

資金不足が生じないため、資金不足比率は算出されない。

(3) 是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特にない。

以上でございます。

〇建部議長 ありがとうございました。以上で報告を終わります。

次に、日程第6 承認第15号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第10号 専決処分につき、承認を求めることについて (平成26年度甲良町一般会計補正予算(第2号))。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

〇宮川総務課参事 専第10号 専決処分書。

平成26年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。 平成26年8月1日。

甲良町長。

それでは、予算書の表紙裏面をご覧ください。

平成26年度甲良町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額に5,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億3,322万2,000円とするものでございます。

1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入、16款 寄付金、補正額5,100万円。よって、歳入予算合計、補正前の額34億8,222万2,000円。補正額5,100万円。計35億3,322万2,000円。

2ページをご覧ください。

歳出、2款 総務費、補正額5,100万円。よって、歳出合計は、歳入 合計と同額でございます。

〇建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 昨日の全協でも、皆さんから論議が出され、町の説明がありました。それをふまえて幾つか質問いたします。

1つは、応募者が2,262名あったことが、町長から報告されまして、申し出納税額が4,700万円ほど、約それだけだということで、そして米の必要量が約100トンということなんですが、1つ目の質問は、その100トンは、町内の生産量、出荷量の中のどれぐらいの割合を占めるのかという点で、町内の直近で結構ですので、全出荷量ですね。これが、どれだけにあたるのか。つまり、かなりの高い割合で、甲良町の道の駅に出荷、そしてふるさと納税に貢献するというのがあらわれて、価格形成に役立つのかどう

かを見たいと思います。

2つ目には、論議がされましたが、今回の試みを一過性のものとしないで、 甲良町の自然、産業を含め、丸ごと発信していく1つの手段として、持続的 な取り組みとしていくことが、重要な選択肢だと思うのです。その場合、今 回の取り組みを、試みを通じて見えてきた課題など、どう考えているのか、 お答え願い、説明願いたいと思います。

ふるさとチョイスのウェブサイトを見させてもらいました。米というのは、 非常に多かったんです。そして、その中には、通年というのも、産品で通年 で受付をしているというのがかなりあったように思います。米は少なかった ですが、閉鎖をしているところが幾つも大多数でありましたが、地元産品は かなり通年で扱っているというのがありました。そういう点で、どのように これからの計画を考えているのか、説明いただきたいと思います。

3つ目は、農協の買い取り価格、概算金が今年全国的にも大暴落をしていることが発表されていますし、新聞紙上でも、農協さんの新聞で大きく取り上げられています。町が、確かな制度設計を立てれば、農家の価格保証の一助になるのではないかというように思うのですが、農業所得支援として、定着できないのか、できるのかという点では、きのうも町長が1回の人気が続くかどうかという点では、なかなか見通しがつらい、出しづらいというのも説明をしていただいた。それも、1つの理のあるところだと思いますので、そういう点でどのように農業所得支援、農業支援ですね。農業者の支援として定着できるのかどうか、こういう点でどのように考えておられるのか、ご説明、3点、よろしくお願いします。

- 〇建部議長 企画監理課長。
- ○中川企画監理課長 まず、企画の方からは、2点目と3点目をお答えさせて もらいます。

2点目の取り組んだ課題ということでして、反省というか、とりあえず道の駅の米を皆さんにPRしようということで、できたら新米をということで、 8月1日からさせてもらいました。

特産品のお礼のランクですけれど、寄付金に対してこれだけするという、 長野県の飯田市を参考にランクづけを検討させてもらいまして、米の量については、多賀町を基本にさせてもらったんですけれど、あまりにも量が多過ぎて、急遽皆さんに声をかけて、米を集めたというのが現状でして、計画的に米を集められなかったというのは、今後の課題かなと思っております。

それと、通年の取り組みですが、当然それも考えておりまして、この米が一段落つきましたら、水を通年でやっていこうかなと。それと、きのうも町長の方が話ありましたように、町内のお肉屋さんも幾つかありますので、ま

だそことは全然話できていませんが、そういうところと協力をして、賛同いただけたら、お肉をPRしていきたいなということで、来年度はちょっと考えております。

それと、来年度のお米につきましては、ランクを2ランクぐらい、例えば 1万円と2万円コースぐらい、コースを限定して、お米を継続していく、P Rしていきたいなと思います。

それと、3点目ですが、農家の買い取り価格とか、農家の還元方法ですが、今回は、ちょっと場当たり的に声をかけさせてもらったというとこもあるんですけれど、農協さんとちょっと話ししている中で、例えばですけど、お米を甲良米、事前に話しといて、地区でこれだけの数量が要るとわかった段階で、農協さんと話しして、甲良米だけを確保してもらうと。その甲良米をお礼として渡して、その寄付金の一部をその農協さんに出荷されている甲良の人に、買い取り価格を、例えばですけど、100円でも上乗せできると、広くみんなに還元できるのではないかというような話はしております。まだ、確定ではありませんが、ちょっと今回のこともふまえて、来年度以降、工夫をしながら進めていきたいなと思っております。

- 〇建部議長 町長。
- ○北川町長 1番の、いわゆる出荷するための米の確保ですが、これは当初から道の駅の登録されている組合員の人を中心にと思っておりましたが、今、企画課長が言いましたように、大変多くの量が必要ということになって、場当たり的に皆さんに声をかけさせていただいたというような経緯がございますが、最終的には、甲良町内の生産者の協力いただいた数量で大方賄えそうかなと思っております。したがって、当初はJAさんにも15トンなり20トンなり協力をしてもらわないと追いつかないのかなと思っておりましたが、水の方が結構応募があったということで、トータル的に米ばかり考えておったら、水の分が減ることになって、それで生産者から協力してもらう分でほとんどはいけるということになりました。
- **〇建部議長** 今、1番のことで答えたということ。 はい、西澤議員。
- ○西澤議員 出荷量を調べていただいて、報告願いたいと思います。

つまり、きのう阪東議員も言われましたが、こういう概算の金額が発表されて、それに影響を与えるというのは、1町だけではなかなかできないことでありますけれども、町内でいえばかなりの割合、つまり10%を超えれば価格形成にシェアが持てるということを経済界でよく言われることでありますけれども、どのぐらいの割合を占めているのかを見たいので、報告願いたいと思います。

それから、2番目のところで、一過性のものにしない上での課長の答弁がありました。いわゆる人口減少やそれから甲良町の発信との関係で、この出荷をした、いわゆるふるさと産品を届けたところが、「ああ、さすが甲良町やな」というように思ってもらえる上で、生産者、出荷者、物品の産物の提供者が、肉にしろ、水にしろ、そうですけれども、「よかったな」と思ってもらえる自覚と節度ですね。これを持ってもらえる上で、やっぱり甲良町の発信の非常に大事なところ、つまり1,000出荷しても、1つミスがあったら、それで非常にイメージダウンになりますので、その点でもちゃんと気をつけてほしいという住民合意が絶対必要ですよね。そのことをどのように設定しようとしているのか。

それから、そのことも含めて、今回、にわかというように町自体も認めていただいていますけれども、制度設計をしっかり練ると。関係者や農業者と制度設計を練った上で、取り組んでもらいたいなと思うんですが、この2点、どのようにされますか。お願いします。

- 〇建部議長 企画監理課長。
- ○中川企画監理課長 今、西澤議員が言われましたように、今回の寄付が秋田県以外、もう全部の都道府県にありまして、全国的には発信できた、そういうような発信をしております。その住民合意のことですが、今回は役場と道の駅との協議ぐらいで、そういうとりあえず取りかかったんですが、これも反省ですが、もう次年度は、当然事前に関係者の説明会なり、農協さんとの打ち合わせなりを進めながら、みんなの合意のもとにこういうルールでやりましょうというのを示してから、取り組んでいこうかなとは思っております。
- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** ただいま出荷量でございますけれども、JA東びわこの方に 出荷予定額を調査しまして、また後日報告させていただきます。
- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 出荷量については、直近でもよろしいし、去年の実績でも。そして、産業統計で、各町内の生産量が出ていますので、それで報告していただいたら結構かと思います。

最後に、もう一つは、制度設計の点で、この道の駅、それから甲良町のイメージアップ、そして自然と丸ごと見てもらうという、非常に大事な役割を果たすのではないかと思います。私も、ウェブサイトを見て、改めて1,788の自治体が、これ登録されていましたね。ですから、ほとんどの自治体が千八百幾つですから、9割超えるのか、8割超えるのかね。というところが登録をされていて、その中で2,200人の方が応募されると。金額の大小問わずね。3割近く、甲良町の人口の3割近い人が甲良町の特産品の、お

土産競争という面もあるにしても、ふるさと納税の意味ですから、貢献しようと応募してくれはるのは、非常に大きな話ですから、それに応える町民としての自覚と節度を持って「頑張ろうやないか」というやつが発信、必要だと思いますので、最後、その辺。

- 〇建部議長 企画監理課長。
- ○中川企画監理課長 応援の申込書には、応援者のメッセージも記入されていまして、今、それも整理をしております。甲良町に訪れたことはないんですけれど、これをきっかけにホームページなんかを見させてもらったら、とてもすてきなとこやと、一度行ってみたいとか、そういうコメントが幾つかありましたので、そういうのも整理しながら、参考にして、また発信なり、住民に公表していきたいとは思っております。
- 〇建部議長 西川議員。
- ○西川議員 4番、西川です。先ほどから話が出ていますが、最近の話としま して、日照不足という形の中で、米の品質の保証が一番大事になってくるか と思うんですが、今朝ほども阪東議員なんかがお話になっていることを聞い ていますと、2等米、3等米が多いというような話が出ています。その辺で、 品質保証をどのようなことで確認されているのか。1等米を送らないかんと 私は思うんですが、人気を落としてしまえば、イメージダウンになるわけで すね。その辺のところの保証問題が一番大事になってくるかなと。後々のこ とを考えるにしてもですね。その辺のところ、どういう形でやろうとされて いるのか。だんだんと品質が悪くなっておる話が多いですから、やはりその 辺を苦慮するためにはもっと米が要るんじゃないかとか、いろんなことも考 えられますしね。その辺のところの判断はどうなっているのかということを お聞かせいただきたいのと、それと水をということなんですが、水の容量で すね。今、どれぐらいのものを想定されて送ろうとされているのか。500 ミリリットルなのか、とかもっと18リットルで送るのかとか、普通の小さ な350、あるいは180ですか。その辺のことで処理されようとしている のか、その辺のところもお聞かせください。
- 〇建部議長 企画監理課長。
- ○中川企画監理課長 米の品質の関係ですが、今回、農協さんに全部買い取ってもらって、精米袋に3キロ、5キロまで入れてもらって、また買い取りというような手法をとりました。実質的には、委託みたい感じなんですけど。そういう中で、打ち合わせをさせてもらっている中で、1等、2等米を送らせてもらうと。品質的には、もう農協さんも保証してくれますし、味にも、1等、2等には変わりがないということで、それをお礼として配る予定をしています。当然、数量が足らなくなるようなことが起きましたら、足らない

分はもう農協さんの方で、甲良の人が出してもらった分をストックしてもらって、足らない分をそれで補充させてもらうというような話はしております。 それで、賄おうかなとは思っております。

水の件ですが、520のペットボトル1箱、24本入りですか。それをお礼でさせてもらったんですけど。今年は、331ケース、それをさせてもらいます。

○建部議長 ほかに。

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回の一般会計のこの補正予算は、取り組みの1つがクローズアップされて出てきていると思います。農家の所得支援対策としての試みであり、甲良町丸ごと発信する1つとして、評価したいと思います。

その上で、課題、反省点を整理し、持続的な取り組みにできるよう発展させることが大事だと思います。その中身は、農家や関係機関とよく相談をして、公平な取り組み、合意をつくること。ふるさと特産品の評価が、何よりもこの取り組みを決定づけるものであります。今、西川議員が言われたように、品質の保証など、そういう点では1つ間違えば、逆の宣伝になってしまうことも十分加味して、品質、味など、生産管理を農家に自覚、自重していただくこと、そのためには過去のマイナスイメージ、不祥事を一つ一つ克服していくことが、この取り組みを通じても大切であることを強調したいと思います。

ふるさと納税の趣旨を活かして、出身者だけでなく、全国の心のふるさと となるよう心がけていくことが、とても大事だと思うことを申し上げて、賛 成討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第10号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 承認第11号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第11号 専決処分につき、承認を求めることについて (平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第1号))。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

〇建部議長 本案に対する提案説明を求めます。 産業課長。

〇若林産業課長 専第11号 専決処分書。

平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第1号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。 平成26年8月1日。

甲良町長。

平成26年度せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,660万6,000円とする。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。3款 諸収入、補正額4,200万円。 歳入合計、補正前額1億3,460万6,000円、補正額4,200万円、 合計1億7,660万6,000円。

続きまして、歳出でございます。2款 直売所運営費、補正額4,100万円、4款 予備費100万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **○建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 西川議員。
- ○西川議員 4番、西川です。先ほどの話の関連、続きになるんですが、昨日の全協でもちょっとお話をしていましたけど、この米のせせらぎを通じて買うということが、甲良町の農家の生産者の方は、もう皆、ご存じなのかということの確認、徹底されているかどうか。後で、不平不満が出てくることが一番怖いですから、その辺のところが周知されているか。先ほどの、とにかく足らんから場当たり的にやったという形なんですけど、遅きに失してでも、やはり農家さんに皆、知らせておかないと、今後のことにも影響してくるかと思いますが、その辺のことの確認をさせていただきたいと思います。

- 〇建部議長 町長。
- ○北川町長 この件につきましては、一応締め切りをさせていただいて、出していただける人全員に通知をさせていただいて、そして全ての人に説明をするということで、役場の2階の会議室にお集まりをいただきました。当日四十数名の方がお見えいただいたと思っています。その中には、組合員の人も何名かおられますが、一般の組合員でない方の方がかなり多かったのではないかと思っております。

その中で説明させていただいた内容は、当初は道の駅の組合員さんを対象にしておりましたが、量的な問題もあって、皆さんにもお願いするということになりましたので、組合員、組合員でない、関係なしに、今回は組合員に入ってもらって会費を納めてもらってということは一切しませんと。だから、対象は、全町の農家の人を対象でさせていただくということに決定をさせていただいた、そのことの了解もいただきましたし、来年度以降どうするんやという問題もございました。これは、検討課題で、また来年になったら、内容によってはご協力をお願いしたいということを周知徹底させていただきます。

○建部議長 ほかに。

西澤議員。

- ○西澤議員 関連をしますが、一部にそういう取り組みをしているのを知らなんだというのが、農家がやっぱりございます。そういう点では、遅ればせであっても、町の率直なところで、取り組みそのものがにわかであったことや、それから周知徹底する上では、期間がなかったことやらをもう率直にお知らせをして、農業者、甲良町の農業者がおられます。登録をされている方、ないしは農業委員会の選挙権を持っている方よりもさらに広いというように思いますけれども、そういう方に何らかの形でチラシなり、ニュースなりを届けて、こういう取り組みをしているんだと。そして、全国からこういう注目をされているということを、注目された取り組みになったんだということの結果報告と併せて、知らせてもらいたいと。公平さを期すことと、先ほどから私言っています、甲良町のイメージアップ発信ですね。これを町民が一人一人が自覚をしてやるんだということを知ってもらう上でも、知らせることが必要だと思いますが、お答えください。
- 〇建部議長 企画監理課長。
- ○中川企画監理課長 今、言われましたとおり、結果は整理して公表はさせてもらおうかなと。今、言われたように、農業者に、事後になりましたが、こういうことでしたというそのチラシを入れるのか、また産業課の農業組合長会とかが定期的にありますので、そこで報告してもらうのか、それはまた内

部で検討させてもらいたいなと思います。

- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 その場合も、一部の幹部の方だけと違って、全農家に届くように 工夫していただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○建部議長 ほかに。

山田議員。

- **〇山田議員** 1番、山田です。今回、キヌヒカリとコシヒカリということになんですが、この発送はどのように区別して発送されますか。
- 〇建部議長 企画監理課長。
- ○中川企画監理課長 基本は、キヌヒカリで、表に出ていますので、その2万円コースが一番お得やということで、そこに基本的には人が多いので、人の多いとこにはキヌをということ。あと、数の少ないとこにつきましては、ちょっと事前に連絡をさせてもらいまして、ちょっとキヌが足り苦しいので、コシでお願いできませんかという了解をとって、送らせてもらおうかなということは考えております。
- ○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 先ほどの承認第10号と共通した討論といたしまして、賛成といたします。
- ○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第11号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第8 認定第1号から日程第17 認定第10号までの10議 案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

〇陌間事務局長

認定第1号 平成25年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について。

認定第3号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳 出決算認定について。

認定第5号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算 認定について。

認定第6号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 平成25年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第8号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決 算認定について。

認定第9号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計歳 入歳出決算認定について。

認定第10号 平成25年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

以上の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

〇建部議長 認定第1号から認定第9号までは会計管理者、認定第10号は建設水道課長において、順次説明を求めます。

会計管理者。

○寺川会計管理者 失礼いたします。私の方から、認定第1号から認定第9号までの平成25年度の各会計決算認定について、説明させていただきます。 まず最初にお願いをいたしたいと思います。

歳入につきましては、調定額と収入額とが同額の場合につきましては、収 入済額のみの説明とさせていただきます。

歳出につきましては、支出済額を中心に説明させていただきますので、ご 了承をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号 平成25年度甲良町一般会計歳入歳出決算書でございます。表紙ともう1枚をめくっていただきたいと思います。

平成25年度甲良町一般会計決算。歳入予算額38億5,709万1,000円。歳入決算額37億8,656万4,529円。歳出予算額は、歳入予算額と同額でございます。歳出決算額36億6,076万6,327円。歳入歳出差引残額1億2,579万8,202円。うち、翌年度繰越財源が3,875万7,000円。実質残額は、8,704万1,202円でございます。

内容につきましては、めくっていただきまして、1ページをお開きいただ きたいと思います。

歳入でございます。1款 町税、調定額9億9,972万4,345円、収入済額9億4,563万8,316円、不納欠損額421万5,759円、収入未済額4,987万270円、2款 地方譲与税、収入済額3,365万9,000円、3款 利子割交付金156万4,000円、4款 配当割交付金258万9,000円、5款 株式等譲渡所得割交付金462万4,000円、6款 地方消費税交付金5,873万9,000円、7款 自動車取得税交付金1,205万5,000円、8款 地方特例交付金246万6,000円、9款 地方交付税15億8,340万8,000円。

3ページをお願いいたします。

10款 交通安全对策特別交付金144万8,000円、11款 分担金 および負担金、調定額3,759万4,635円、収入済額3,462万9,840円、収入未済額296万4,795円、12款 使用料及び手数料、調定額5,082万973円、収入済額2,870万1,374円、収入未済額2,211万9,599円、13款 国庫支出金、調定額2億5,009万2,328円、収入済額2億3,501万4,328円、収入未済額1,507万8,000円、14款 県支出金、調定額2億1,969万170円、収入済額2億969万170円、収入未済額1,000万円、15款 財産収入、調定額1,551万6,450円、収入済額1,469万6,450円、収入未済額82万円、16款 寄付金、収入済額105万6,474円。

5ページをお願いいたします。

17款 繰入金、収入済額2,432万8,094円、16款 繰越金9,255万8,318円、19款 諸収入、調定額1億1,493万9,840円、収入済額1億750万6,165円、収入未済額743万3,675円、20款 町債、調定額3億9,829万3,000円、収入済額3億9,219万3,000円、収入未済額610万円です。歳入合計の調定額39億516万6,627円、収入済額37億8,656万4,529円、不納欠損額421万5,759円、収入未済額1億1,438万6,339円で

ございます。

7ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。1款 議会費、支出済額6,806万7,934円、2款 総務費、支出済額5億3,486万2,123円、翌年度繰越額1,342万4,000円、3款 民生費、支出済額11億4,736万4,019円、翌年度繰越額1,188万3,000円、4款 衛生費、2億3,743万2,607円、5款 労働費63万5,040円、6款 農林水産業費8,251万5,693円、7款 商工費3,585万3,786円。

9ページ、お願いいたします。

8款 土木費、支出済額1億9,357万3,619円、翌年度繰越額4,762万8,000円、9款 消防費1億1,581万1,531円、10款 教育費、支出済額5億8,965万7,829円、翌年度繰越額330万円、11款 災害復旧費4,300円、12款 公債費4億6,477万6,567円、13款 諸支出金1億9,021万1,279円。

次、11ページ、お願いいたします。

14款 予備費の支出はございません。歳出合計、支出済額36億6,076万6,327円、翌年度繰越額は7,623万5,000円でございます。

続きまして、特別会計をお願いいたします。

認定第2号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計決算でございます。 歳入予算額9億7,951万3,000円、歳入決算額9億5,211万 3,099円、歳出予算額は歳入予算額と同額でございます。歳出決算額9 億1,472万7,954円。歳入歳出差引残額3,738万5,145円、 実質残額も同額の3,738万5,145円でございます。

続きまして、1ページをめくっていただきたいと思います。

歳入でございます。1款 国民健康保険税、調定額2億2,006万5,631円、収入済額1億6,723万5,482円、不納欠損額353万842円、収入未済額4,929万9,307円、2款 使用料及び手数料、収入済額10万4,000円、3款 国庫支出金2億6,652万7,661円、4款 療養給付費交付金5,555万3,661円、5款 県支出金6,312万6,253円、6款 共同事業交付金1億557万3,624円、7款 財産収入1万7,046円、8款 繰入金1億254万8,374円、9款 繰越金1,177万3,419円、10款 諸収入389万7,302円。

3ページ、お願いいたします。

11款 前期高齢者交付金1億7,575万6,277円です。歳入合計の調定額10億494万3,248円、収入済額10億5,211万3,09円、不納欠損額353万842円、収入未済額4,929万9,307円でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費 支出済額2,971万1,819円、2款 保険給付費6億55万7,173円、3款 老人保健拠出金4,909円、4款 介護保険納付金4,943万2,944円、5款 共同事業拠出金9,176万455円、6款 保健事業費1,827万4,068円、7款 基金積立金4万1,487円、8款 諸支出金369万6,250円、9款 公債費20万3,200円。

7ページ、お願いいたします。

10款 後期高齢者支援金等1億2,092万7,316円、11款 前期高齢者納付金等11万8,333円、12款 予備費の支出はございません。歳出合計は、支出済額9億1,472万7,954円でございます。

続きまして、認定第3号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計決算で ございます。

歳入予算額4億2,495万8,000円、歳入決算額4億2,366万9,087円。歳出予算額は歳入予算額と同額でございます。歳出決算額4億2,341万4,346円。歳入歳出差引残額25万4,741円、実質残額も同額の25万4,741円でございます。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款 国庫支出金、収入済額350万円、2款 繰入金1億8,327万5,000円、3款 諸収入2万8,100円、4款 町債1億4,620万円、5款 繰越金63万9,541円、6款 財産収入2万7,326円、7款 使用料及び手数料、調定額9,912万530円、収入済額8,834万2,120円、収入未済額1,077万8,410円、8款 分担金および負担金、調定額1,284万7,500円、収入済額165万7,000円、収入未済額1,119万500円です。歳入合計、調定額4億4,563万7,997円、収入済額4億2,366万9,087円、収入未済額2,196万8,910円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費、支出済額7,106万3,238円、 2款 下水道事業費2,417万1,567円、3款 公債費3億2,81 7万9,541円、4款 予備費の支出はございません。歳出合計、支出済額4億2,341万4,346円でございます。 続きまして、認定第4号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算でございます。

歳入予算額2,782万2,000円、歳入決算額2,741万4,087円。歳出予算額は歳入予算額と同額でございます。歳出決算額2,741万3,318円。歳入歳出差引残額769円、実質残額も同額の769円でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページ、お願いいたします。

歳入でございます。1款 県支出金、収入済額78万6,000円、2款 繰入金670万円、3款 諸収入、調定額1億9,219万770円、収 入済額1,992万7,895円、収入未済額1億7,226万2,875 円、4款 繰越金、収入済額192円です。歳入合計、調定額1億9,96 7万6,962円、収入済額2,741万4,087円、収入未済額1億7, 226万2,875円でございます。

3ページ、お願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費、支出済額597万8,707円、2款 公債費2,143万4,611円、3款 予備費の支出はございません。 歳出合計、支出済額2,741万3,318円でございます。

続きまして、認定第5号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計 決算でございます。

歳入予算額608万2,000円、歳入決算額420万3,316円。歳 出予算額は歳入予算額と同額でございます。歳出決算額420万3,000 円、歳入歳出差引残額316円、実質残額も同額の316円でございます。

1ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款 財産収入、収入済額420万3,300円、2 款 繰越金16円、3款 諸収入、収入はございません。歳入合計、調定額・ 収入済額も同額の420万3,316円でございます。

3ページ、お願いいたします。

歳出でございます。1款 公共事業用地取得事業費、支出済額43万6,000円、2款 諸支出金376万7,000円、3款 予備費の支出はございません。歳出合計、支出済額420万3,000円でございます。

続きまして、認定第6号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計決算 でございます。

歳入予算額106万7,000円、歳入決算額105万484円。歳出予算額は歳入予算額と同額でございます。歳出決算額104万9,833円。 歳入歳出差引残額651円、実質残額も同額の651円でございます。

めくっていただきまして、1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。1款 繰越金、収入済額476円、2款 使用料及び 手数料83万円、3款 諸収入2万3,100円、4款 財産収入5,90 8円、5款 繰入金19万1,000円、6款 他会計借入金、収入はござ いません。歳入合計は、調定額・収入済額同額の105万484円でござい ます。

3ページ、お願いいたします。

歳出でございます。1款 墓地公園管理費、支出済額21万9,833円、 2款 諸支出金83万円、3款 予備費の支出はございません。歳出合計、 支出済額104万9,833円でございます。

続きまして、認定第7号 平成25年度甲良町介護保険特別会計決算でご ざいます。

歳入予算額7億5,767万9,000円、歳入決算額7億3,122万3,803円。歳出予算額は歳入予算額と同額でございます。歳出決算額7億2,514万5,527円。歳入歳出差引残額607万8,276円、実質残額も同額の607万8,276円でございます。

1ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款 保険料、調定額1億3,889万5,210円、収入済額1億3,579万9,180円、不納欠損額39万2,950円、収入未済額270万3,080円、2款 使用料及び手数料、収入済額9,200円、3款 国庫支出金1億7,569万4,199円、4款 支払基金交付金2億79万3,000円、5款 県支出金1億60万5,135円、6款 繰入金1億1,366万511円、7款 繰越金453万9,247円、8款 諸収入12万1,526円、9款 財産収入1,805円。

3ページをお願いいたします。

歳入合計は、調定額7億3,431万9,833円、収入済額7億3,122万3,803円、不納欠損額39万2,950円、収入未済額270万3,080円でございます。

5ページ、お願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費、支出済額2,260万2,061円、2款 保険給付費6億8,038万7,975円、3款 地域支援事業費1,291万2,047円、4款 公債費の支出はございません。5款 基金積立金406万1,805円、6款 諸支出金395万1,373円、7款 高額医療合算介護サービス費等123万266円。

7ページ、お願いいたします。

8款 予備費の支出はございません。歳出合計、支出済額7億2,514 万5,527円でございます。 続きまして、認定第8号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会 計決算でございます。

歳入予算額6,780万6,000円、歳入決算額6,724万1,756円。歳出予算額は歳入予算額と同額でございます。歳出決算額6,724万885円。歳入歳出差引残額は871円、実質残額も同額の871円でございます。

1ページをお願いいたします。

歳入でございます。1 款 後期高齢者医療保険料、調定額3,972万6,786円、収入済額3,965万8,396円、収入未済額6万8,390円、2款 使用料及び手数料、収入済額6,300円、3款 繰入金2,661万2,445円、4款 繰越金93万6,332円、5款 諸収入2万8,283円。歳入合計、調定額6,731万146円、収入済額6,724万1,756円、収入未済額6万8,390円でございます。

3ページ、お願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費、支出済額776万9,490円、2款後期高齢者医療広域連合納付金5,944万3,112円、3款 諸支出金2万8,283円、4款 予備費の支出はございません。歳出合計、支出済額6,724万885円でございます。

続きまして、認定第9号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計決算でございます。

歳入予算額1億3,419万3,000円、歳入決算額1億3,248万3,115円。歳出予算額は歳入予算額と同額でございます。歳出決算額1億3,190万3,913円。歳入歳出差引残額57万9,202円、実質残額も同額の57万9,202円でございます。

1ページ、お願いいたします。

歳入でございます。1款 繰入金、収入済額1,677万9,000円、 2款 諸収入1億1,570万4,115円です。歳入合計は、調定額・収 入済額、同額の1億3,248万3,115円でございます。

3ページ、お願いいたします。

歳出でございます。1款 事務所費、支出済額2,004万723円、2 款 直売所運営費1億958万1,330円、3款 道の駅運営費228万 1,860円、4款 予備費の支出はございません。歳出合計、支出済額1 億3,190万3,913円でございます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

〇建部議長 続いて、建設水道課長。

○北坂建設水道課長 私の方から、認定第10号 平成25年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について、ご説明申し上げます。 1ページをお願いいたします。

平成25年度甲良町水道事業会計決算報告書。収益的収入および支出でございます。収入、支出につきましては、決算額で説明させていただきますので、よろしくお願いします。収入の部です。第1款 水道事業収益1億6,409万6,581円。支出の部でございます。第1款 水道事業費1億4,948万8,771円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

資本的収入および支出でございます。収入の部です。第1款 資本的収入、 決算額が724万3,600円です。支出の部です。第1款 資本的支出、 決算額は7,476万7,470円でございます。なお、資本的収入額が資 本的支出額に不足する額6,752万3,870円は、過年度損益勘定留保 資金の653万2,145円、消費税資本的収支調整額17万3,140円 および当年度損益勘定留保資金6,081万8,585円で補填いたしまし た。

続きまして、6ページをお願いいたします。

平成25年度甲良町水道事業会計損益計算書でございます。下から3行目をお願いいたします。

当年度純利益につきましては、1,468万4,236円となり、前年度 繰越利益剰余金が4,211万96円ですので、当年度未処分利益剰余金が 5,679万4,332円となりました。

続きまして、8ページをお願いいたします。

平成25年度甲良町水道事業会計剰余金処分計算書(案)でございます。 当年度の未処分利益剰余金といたしまして、5,679万4,332円でご ざいます。利益剰余金処分は、ゼロ円ですので、翌年度繰越利益剰余金は、 同額の5,679万4,332円となります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

平成25年度甲良町水道事業会計貸借対照表でございます。資産の部でございます。資産合計が34億6,041万1,489円でございます。

10ページをお願いします。

負債の部でございます。負債合計が786万3,287円でございます。 資本の部でございます。資本合計が34億5,254万8,202円となり ます。負債資本合計が、34億6,041万1,489円となります。

続きまして、11ページをお開きください。

平成25年度甲良町水道事業報告をいたします。

総括事項といたしましては、水道管布設替工事も一段落し、今後は維持管理の時代となりました。経年に伴う水道施設の保守と更新事業を中心とした施設管理を重点に整備いたします。また、昨年来の漏水調査の実施と漏水箇所の修繕を併せて実施します。また、計量法に規定しているメーター交換事業も実施いたします。

続きまして、議会議決事項でございます。

議案番号認定9号 平成24年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに 事業報告の認定について、ほか1件を議決いただいているものです。

続きまして、13ページをお願いします。

工事でございます。主な建設工事でございます。町道金屋池寺長寺線道路改良工事に伴う配水管布設替工事ほか1件の工事を行いました。続きまして、業務量でございます。年度末の給水人口が7,480人でございます。年間配水量といたしましては、110万2,542立方メートルです。年間の有収水量が89万9,847立方メートルで、有収率が81.62%でございます。

次の15ページをお願いいたします。

事業収入に関する事業でございます。供給単価が1立方メートル当たり165円となります。事業費用に関する事項につきましては、給水単価1立方メートル当たり157円70銭となります。収益的収支比率について、76円10銭となります。

続きまして、17ページをお願いいたします。

企業債および一時借入金でございます。企業債は、前年度末残高が、11億722万6,540円、本年度償還額が6,388万7,895円、本年度残高が10億4,333万8,645円となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 ここで暫時休憩をいたします。15分間。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○建部議長 再開をいたします。

質疑に先立ちまして、監査委員の木村議員から、平成25年度甲良町会計 歳入歳出決算審査の報告を求めます。

木村議員。

○木村議員 それでは、歳入歳出決算審査意見書を朗読させていただきます。 甲良町長 北川豊昭様。

甲良町監査委員 上野安徳、同じく木村 修。

平成25年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成25年度甲良町一般会計 および特別会計、企業会計歳入歳出決算ならびに関係帳簿、証拠書類を審査 した結果、その意見は下記のとおりである。

審査の対象は、1番から10番の10会計で、その決算は次のとおりである。

一般会計。

歳入決算額は、37億8,656万4,000円、歳出決算額は、36億6,076万6,000円で、差引額は1億2,579万8,000円となり、このうち平成26年度へ繰り越した事業に要する財源3,875万7,000円を差し引くと、実質残額は8,704万1,000円の黒字で、翌年度へ繰り越した。

歳入。

歳入決算額は、37億8,656万4,000円で、前年度と比べて244万9,000円の減となっているが、主には国庫支出金、県支出金、繰入金の減などによるものである。歳入決算における実財源構成比は32.3%と、前年度に比べて0.9ポイント低くなった。実財源の構成比が低くなったこともあり、今後は今以上に税や使用料を確実に徴収するともに、納付意識等の向上に努め、収入確保に最大限の努力をされたい。

収入未済額、滞納の状況を見ると、1、町税は、不能欠損処分421万6,00円をした結果、4,987万円で、179万9,000円の増。2、保育料等は291万7,000円で、35万7,000円の減。3、幼稚園使用料等は25万円で、5万8,000円の増。4番、住宅使用料は、2,186万1,000円で、48万1,000円の増。5番、不動産売り払い収入は82万円で、1万円の減。6番、学校給食費は75万1,000円で、67万6,000円の増。7番、児童クラブ利用料は30万2,000円で、7万9,000円の減。合計で7,677万1,000円となり、前年度と比べて256万8,000円増えている。全体では、滞納額が増加しており、社会状況の悪化等、厳しい面もあるが、ここはもう一度気を引き締めて、より一層徴収努力をされたい。滞納額については、以前として多額の滞納額、7,677万1,000円があり、滞納額の減少に向けて、また税負担、使用料負担の公正・公平性を確保するため、納期限内納付を推進し、町長の陣頭指揮のもと、法に基づいた強固な滞納整理の執行をされたい。

歳出。

歳出決算額は36億6,076万6,000円で、前年度と比べ、3万5,689円の減となっているが、主には労働費・農林水産業費・土木費の減、 商工費・教育費の増などによるものである。 普通会計ベースによる公債費比率は10.6%と、前年度より0.6ポイント高くなり、地方債許可制限比率は7.5%と、前年度と同ポイントとなり、地方債現在高比率は146.4%と、前年度より1.0ポイント低くなった。この地方債現在高比率が200%を切ったのは、平成19年度からで、繰り上げ償還を積極的にした結果である。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.9%で、前年度と比べて0.7ポイント低くなったが、以前財政の硬直化が解消できないと言わざるを得ない。さらなる人件費の削減や不要不急の事業見直し等による歳出削減および未収金対策による収入の確保に、職員が一丸となって取り組み、今後も経常経費の抑制に努められたい。

工事関係についても、予算があるからといって漫然に執行せず、十分将来を見越して、工事内容を精査し、着工にあたること。また、事業執行にあたっては、できるだけ年度内執行に努力し、繰り越さないように努めること。 特別会計・企業会計。

1、国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が9億5,211万3,000円、歳出が9億1,472万8、000円、差し引き3,738万5,000円の残額は翌年度に繰り越した。

健診事業については、平成20年度より保険者が実施主体となって実施されているが、今後も保健福祉課と連携し、病気の早期発見、早期治療、多重受診者への訪問や日常生活での健康づくりを支援し、医療費の適正化および抑制に努めることを期待する。特に、特定健診受診率は、受診勧奨事業により年々受診率が上がり、54.9%と、県内で一番高い受診率であるが、さらに関係機関と連携をとり、受診勧奨に取り組むこと。

なお、収入未済額滞納は、不納欠損額の353万1,000円を除いても、4,929万9,000円と増加し、収納率も現年度93.5%、過年度13.1%と低下している。国民健康保険制度は、適正な保険給付と公平な税負担が求められており、収納率のアップに向け、今後も厳しい内容と実効ある滞納整理を求める。

2、下水道事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が4億2,366万9,000円、歳出が4億2,341万4,000円で、差し引き25万5,000円の残額を翌年度へ繰り越した。

使用料及び分担金において、収入未済額が2,196万9,000円となり、前年に比べて92万5,000円増えた。内金の処理をするなどして、時効中断の措置をとり、確実な徴収事務を執行されたい。

下水道の面整備は、平成22年度でほぼ完了した。今後は、維持管理に重点が移ることとなるが、水洗化率が県平均の約90%と比べると、65.8%と大幅に低いことから、今まで以上に未接続世帯への広報活動に力を入れ、水洗化率の向上に努力されたい。

3、住宅新築資金等貸付事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が2,741万4,000円、歳出が2,741万3,000円で、差し引き769円の残額は翌年度へ繰り越した。

収入未済額は1億7,226万3,000円、前年に比べて343万9,000円減少している。また、現年の収納率は55.3%と大きく11.2ポイントも下がっており、収納対策については一層努力すること。不景気や償還者の高齢化等の理由で、償還が進んでいないように思うが、今まできっちり返済している方々を考えると、滞納をこのまま放置することは許されないことである。本年度は、裁判所を通じた支払督促を実施されたが、それでも納付されない場合には、法的措置をとるなど、強固な姿勢で収納率の向上に努力されたい。

4、土地取得造成事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が420万3,000円、歳出が420万3,00 0円で、差し引き316円の残額は翌年度へ繰り越した。

具竹4筆、長寺1筆で、合計635.41平方メートル処分したが、残る 土地についても、早急に処分をし、土地代金の回収と固定資産税の賦課に努 められたい。未処分の町有地については、地籍調査業務と連携し、現況把握 を行うとともに、管理の強化を図り、現状の回復・改善に努められたい。

5、墓地公園事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が105万円、歳出が105万円で、差し引き65 1円の残額は翌年度へ繰り越した。

現在、整備された墓地の396区画中、平成25年度で3区画、通算20 5区画を販売しているが、その率は51.8%であり、今後も早期に処分で きるよう町内外を問わず広くPRして、販売の促進を図るよう努められたい。

また、墓地公園管理基金が減少しているので、早急に管理料の見直しをされたい。

6、介護保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が7億3,122万4,000円、歳出が7億2,514万6,000円で、差し引き607万8,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

認定者数は、前年度より4人増の累計436人で、居宅と施設を併せた介護サービス費は、前年度比2.5%の増となっている。今後も、認定者が減

ることは考えられないことから、筋力向上トレーニング、転倒予防教室、せ せらぎサロン等の介護予防事業への参加を積極的に呼びかけ、介護給付費の 抑制に努められたい。

不納欠損額39万3,000円を差し引いた収入未済額は270万3,000円で、前年に比べると62万8,000円増えている。滞納額が大きくなる前に早めに対処し、納付の義務を理解してもらうとともに、徴収に努められたい。

7、後期高齢者医療事業特別会計。

本決算額は、歳入が6,724万2,000円で、歳出が6,724万1,000円で、差し引き871円の残額は翌年度へ繰り越した。

後期高齢者医療制度の対象者は、75歳以上全ての方および65歳以上で一定の障害のある方であり、保険料は滋賀県後期高齢者医療広域連合が決定し、市町が徴収する。納付方法は、年金天引きの特別徴収と口座振替などの普通徴収のある特別会計である。収入未済額、滞納は、6万8,000円で、5万6,000円増えている。

平成26年度は保険料が改定されるので、納付義務の十分な理解と新たな滞納者を出さないよう初期対応に努め、さらに滞納が増加しないよう徴収に努められたい。

8、せせらぎの里こうら運営事業特別会計。

平成25年度より運営が開始された本会計決算額は、歳入が1億3,248万3,000円、歳出が1億3,190万4,000円で、差し引き57万9,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

本町の農作物および特産品の普及・販売を通して、農業の振興および活性 化を図り、道の駅としての機能だけでなく、甲良町の情報発信拠点としての 役割を果たすよう努められたい。

また、生産者農家の拡大を図り、年間を通して安定した農作物等が供給できる体制を確保し、人件費や光熱費等、あらゆる経費の削減に一層努力をし、さらなる利益体制の確立に努め、一日も早く指定管理等含めた民営化が図られるよう、最大の努力をされたい。

9、水道事業会計。

本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は1億6,122万2,000円、営業外収益は257万4,000円、過年度損益修正益で特別利益として30万円、支出の営業費用は1億1,364万2,000円、営業外費用は2,921万4,000円。

水道料滞納の不納欠損を特別損失として663万2,000円計上したため、当年度純利益は1,468万4,000円となり、前年度繰越利益剰余

金4,211万円とあわせると、当年度未処分利益剰余金は5,679万4,000円となる。

有収率は、平成21年度をピークに年々減少し、平成25年度では81. 6%と、4年連続減少している。有収率は、水道経営の根幹をなすものであることから、早急に減少した原因を調査し、向上に努めること。さらに、水道経営の適正化に向けて、今後も水道水の安定した供給に取り組むとともに、不正取水の発生対策に最善を尽くされたい。

収入未済額は、不納欠損額の663万2,000円を除いても、4,554万8,000円あり、前年より323万1,000円減少しているが、今後も徴収体制の確立をし、特に悪質な滞納者への給水停止処分をするなど、毅然とした対応をされたい。

なお、前年度も指摘したが、早急に給水停止処分手順の見直しを行い、徴収効果の上がる体制を整えられたい。

結論。平成25年度甲良町一般会計および各特別会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理については適正に処理されていると認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿および 証拠書類と符号しており、誤りのないものと認められた。国や県の制度改革 等により、厳しい収入不足に見舞われたが、事務事業の見直しや経費の削減 に努めたことは評価したい。

本町では、「森と琵琶湖を結ぶ笑顔で暮らせる豊かな農村」を将来像とし、ゆとりや潤いに満ちた心豊かな暮らしを求め、まちづくり施策、農業振興施策、教育・文化施策、環境施策、安心安全のまちづくり等において成果を上げてきた。しかし、脆弱な財政基盤で、自主財源に乏しく、多くは依存財源に頼っている。中でも、一般会計、特別会計をあわせた地方債の現在高は、総額88億573万5,000円で、前年比1億9,008万7,000円の減額になったが、依然として大きな借金を抱えている。

特に、アベノミクス効果による経済の上向きが期待されるところであるが、 健全な財政運営を確立するため、危機感を持って行財政運営のスリム化に向 け努力し、義務的経費の抑制に努められたい。

さらに、適切な組織を運営していくために、安定した組織体制であることが必要であり、めり張りのある適切な職員の配置は、組織の効率的な運営にとって必要なことである。さらには、上席者、管理監督者が、職員の仕事等の状況をチェック、指摘していくことは、健全な組織の運営という点からも必要である。組織運営の基本である、報告・連絡・相談を徹底していただきたい。また、徴収金の滞納状況は前年度より109万7,000円減り、3

億6,857万9.000円となった。

税収入や使用料、貸付金などの税外収入は、町財政における貴重な財源であり、平成26年度からは、町税と上下水道使用料について、コンビニ収納制度を導入され、納付の利便性および門戸拡大を図られたことは評価したい。

なお、滞納額があることは、健全な財政運営を確立できない要因であるとの厳しい現状認識を、職員一人一人が持つとともに、権利と義務が果たされる社会秩序を維持するためにも、公平公正な徴収の認識のもとに実効のある収納、徴収業務をさらに進めていただきたい。具体的には、現年度分については、新規未納者や収入未済額が出ないよう、また収入未済額はそのまま放置することなく、適時適切な納付督促や納付義務の意識づけを繰り返し行うなど、未納額等が大きく膨れ上がる前に積極的かつ誠意を持って滞納の未然防止に努められたい。また、過年度分については、特に誠意のみられない悪質な滞納者には、滞納処分、差し押え処分の法的処置や給水停止等を徹底して行うなど、行政の責任として町の強い姿勢を示し、公平で必要な措置を執るべきである。このため、徴収対策本部の機能がまだまだ不十分なように見受けられるので、体制の強化をし、定期的に会議を開き、常に情報等の連携を密にし、より強力な収納体制を実施されたい。

なお、管理監督者は、現場担当者任せではなく、担当を支援し、みずから 率先垂範して徴収に努められたい。

なお、特別会計への助成金、出資金、繰出金については、各会計の目的を 十分勘案の上、会計ごとに独立採算がとれるように指導し、適正に処理する こと。

また、財政危機を回避するために、職員が一丸となって、町全般にわたり 合理化と経費の節減に努め、事業の執行にあたっては、無駄のないよう行わ れることを切望して、平成25年度決算審査の意見の結びとする。

以上でございます。

〇建部議長 決算審査の報告が終わりましたので、ただいま議題となっております認定第1号から認定第10号までの10議案につきまして、質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 町政全体にかかわることでありまして、町民も非常に関心が高い問題で、1つ説明をいただきたいと思っています。

それは、水道事業のところであります。盗水の問題がずっとこの2、3年続いてきました。それで、決算の概要を見てみます、77ページにありますし、今方、課長が報告ありました。有収率、つまり水源地の水道の水量とそれから各家庭の合計で81%、つまり2割近い金額の商品、水道という商品

が無駄にされています。その有収率が監査結果、会計監査さんの報告で、4年連続して減少している。にもかかわらず、この77ページには、漏水だけが書かれています。盗水については、可能性や危険性、つまり推測の域もありますけれども、十分考えられることを想定をして取り組む必要があるのではないかと思うんです。それを進めていく上で、よく言われています、人の管理、人の配置、これが非常に足りない状況の中で実施をしなければなりませんし、業者任せではあきません。そういうやつをどのように考えているのか。つまり、この決算の中に、事業の課題として不正取水は許さない体制をとる、そして不正取水がこの有収率の低下の中に十分考えられるということをきちっと町が位置づけて取り組む必要があると思うんですが、見解を求めたいと思います。

- **〇建部議長** 建設水道課長。
- ○北坂建設水道課長 盗水につきましての事業課題でございますが、当然、今、 盗水疑惑の特別委員会も設置されておりますので、それに基づきまして、取り組んでいきたいとは思っております。
- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 事業として評価をする全体的なバランスの中で、不正取水が考えられ、これを改善するという一文が入っていいというように私は思いますし、その位置づけで議会の盗水疑惑の委員会が開かれているからそれで済む問題ではありません。行政がそのことを許さないという立場をとってもらわないと、滞納の問題でもそうです。滞納は、水道メーターを通った上での滞納だ、ある方は、正当な滞納だと言われる方がいるんです。水道水のメーターを通さないで使っているのは、どれだけ使っているかわからないということですから、そういうところの比較もきっちりと格差をつけると。毅然として対応するというところが、行政として必要ですので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、不正取水にかかわる水道水の相当額の損害金が請求をされています。この金額は、科目としてはどこに受けられるのかというのが質問です。 2つ、よろしくお願いします。

- 〇建部議長 建設水道課長。
- ○北坂建設水道課長 まずは、課題として取り組むということは、当然盗水は 許さないという立場はとっていかなければなりません。それだけ、盗水だけ が大きな損失なのかという話になってくると、今の課題のことが大きいと判 断したもので、ここには上がっていないという状況です。

また、水道会計によりましての過大な損害賠償金については、平成25年度でいいますと、過年度損益の修正益というところで上がっておるところで

ございます。今年度についても、平成26年度についても、当然また上がってくるものと思います。

また、過料とかいう部分については、水道関係の方では上がってこないというようなことでございます。

○建部議長 ほかに。

野瀬議員。

- ○野瀬議員 3番、野瀬でございます。同じく水道関係でございますけれども、 有収率の関係、81.6%ということで、不正取水、この辺もあるかもしれ ないんですけれども、年々やっぱり低くなってきているというところには、 やはり大きく漏水というところがかかわると思うんですけども、今、町とし てとらえておる中で、どういったところの漏水、例えば給水管が古くなって 漏水が起こっているのか、そういうところですね、を明確にしてもらいたい というのと、あと近隣の市町村、81.6%というのは、私、低いなと思う んですけれども、近隣の市町村でどのぐらいの有収率なのか、その辺を明確 にお願いします。
- 〇建部議長 建設水道課長。
- ○北坂建設水道課長 漏水箇所が、今現在ですと、漏水調査をやっている中で発見されている部分については、本管の曲がったところであるとか、同時埋設で入っているところに無理が行って不当沈下を起こして起こっているとか、そういうような箇所がございました。全部が、今は石綿管というものはなく、塩ビ管になっておりますので、そういう無理なところが、力がかかったところが漏水の原因だと思っております。

また、近隣の有収率でございますが、実は今度の委員会の中で報告するように言われておりまして、一応準備はしているんですが、今日は今持っておりませんので、はい、また。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第10号までの10議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

都合によりまして、次に、日程第32 請願第2号を繰り上げて議題といたします。

本請願につきましては、木村議員が紹介議員となっておられますので、木村議員から提案説明を求めます。

木村議員。

○木村議員 それでは、請願書を読ませていただきます。

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願。

甲良町議会議長 建部孝夫殿。

紹介議員 木村 修でございます。

請願者 愛荘町東円堂1700 愛知犬上地区聴覚障害者協会会長、徳田千鶴子。

請願趣旨。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定するよう、地方自治法第99条の規定による意見書を政府ならびに国会に提出していただきたい。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独特の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかし、ろう学校では、長い間手話は禁止され、社会においても、手話を使うことで差別されてきた歴史があります。

2006年(平成18年)12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されました。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011年(平成23年)8月に成立した改正障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

以上の点から、甲良町議会から政府ならびに国会に上記趣旨を踏まえた意 見書を提出していただきますよう、請願するものでございます。

請願項目。手話言語法の制定を求めます。

地方自治法第124条の規定により、上記の請願を提出いたします。

以上です。よろしくお願いします。

〇建部議長 ここでお諮りをいたします。

これより審査願います請願第2号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

異議がございませんので、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。全面的に賛成する立場で討論いたします。

ここで求めておられるさまざまな環境整備、私は、中でも公的機関の一部で手話通訳者の確保がされていますが、いまだに手話通訳者の身分保証はほとんど確保されていません。もっぱら、ボランティアや善意に頼るのが現状ではないかと思います。これは、歴代政府の怠慢と言わねばなりませんし、ここに求めておられるさまざまなコミュニケーションを対等平等で扱う、そして私たち、その障害のない者も、身近に手話が使える、そしてろうあ者とコミュニケーションがとれる環境、図書館やいろんなことが考えられます。そういう点でも、法整備が緊急に求められていますし、以前からもこのことは長い間求められてきた問題であります。

今回、請願書が提出されていますので、意見書が提出できるようにぜひしたいと思っています。

以上です。

○建部議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

次に、繰り上げて、日程第33 請願第3号を議題といたします。

本請願につきましては、野瀬議員が紹介議員となっておられますので、野瀬議員から提案説明を求めます。

野瀬議員。

〇野瀬議員 それでは、朗読をもって、請願の説明とさせていただきます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願。

件名、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願。

1、要旨。貴議会において、ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成について、衆参両議院および政府に対して、意見書を提出していただくよう請願します。

2、理由。別紙請願理由に記載のとおり。

甲良町議会議長 建部孝夫殿。

平成26年8月19日。

請願者。全国B型肝炎訴訟大阪原告団・弁護団。日本肝臓病患者団体協議会大阪肝臓友の会。薬害肝炎大阪原告団・弁護団。大津市末広町4番5号NS大津ビル2階女性法律事務所パール弁護士の大野聡子。

紹介議員は、野瀬欣廣です。

次のページに行かせてもらいます。

請願の理由。

1、現在、我が国におけるウイルス性肝炎患者は350万人以上と推測されているところ、国は、ウイルス性肝炎患者(肝硬変、肝がん患者を含む)に対するインターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウイルス療法について、国と自治体の予算に基づく医療費助成を実施している。

ウイルス性肝炎患者に対して係る特別な措置がとられるにあたっては、平成21年度制定の肝炎対策基本法の前文にあるとおり、国内最大の感染症であるB型肝炎およびC型肝炎にかかわるウイルスへの感染については、国の責めに帰するべき事由によりもたらされ、またその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものであり、C型肝炎の薬害肝炎事件につき国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件について、最終の司法判断により国の責任が確定したことが、周知の歴史的前提である。

2、しかしながら、国が実施している現行の医療費助成の対象は、上記の とおりインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など、一定の抗ウイル ス療法に限定されており、これら治療法に該当しない肝硬変、肝がん患者の 入院・手術費用等は極めて高額にのぼるにもかかわらず、助成の対象外とな っている。そのため、より重篤な病状、病態に陥り、就業や生活に支障を来し、精神的・肉体的に苦しみつつ、経済的・社会的にも逼迫している肝硬変、肝がん患者に対しては、一層の行政的・社会的支援が求められるところであり、国の平成26年度予算要求にかかわる肝炎対策推進協議会意見書でも、厚生労働大臣に対して、予算として必要な措置として、肝硬変、肝がん患者を含む全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設することが挙げられている。

3、ところで、B型肝炎訴訟については、平成23年の国と原告団の基本合意締結、B型肝炎特別措置法の制定にあたっては、国は予防接種時の注射器打ち回しによるB型肝炎ウイルス感染被害者は、四十数万人に及ぶと繰り返し明言してきた。しかしながら、基本合意から2年以上たった今日においても、B型肝炎訴訟の原告として、給付金の支給対象たりうる地位にある者は1万人程度にすぎず、大多数の被害者は、救済の入り口にさえ立っていないのが現状である。被害者数と原告数のこうした齟齬が生まれる最大の要因は、長年にわたって、国が注射器の打ち回しの予防接種禍の現状を放置し、平成元年のB型肝炎訴訟の最初の提起後も予防接種禍の実態調査等を怠ったことで、時間経過により、母親が死亡することなど、予防接種禍を立証する医学的手段を失った被害者が膨大に存在することである。

4、他方で、C型肝炎についても、時間の経過に伴うカルテ廃棄等の事由により、薬害であることの被害立証が困難になった多数の被害者が存在することは容易に推定できる。また、一定の期間まで感染を回避することが簡単ではなかったとはいえ、輸血によって、B型・C型肝炎ウイルスに感染した者、あるいは因果関係の立証がB型肝炎に比べて医学的に困難であるが、客観的には予防接種その他の注射時に注射器の打ち回しにより、C型肝炎ウイルスに感染した者など、我が国は医療行為に関して、ウイルス性肝炎に感染した多数の肝炎患者が存在し、国民病としてウイルス性肝炎は、また全体として医原病としての性格を濃厚に帯びている。そのため、近年では、全てのウイルス性肝炎患者に対して、より厚い行政的対応を求めている国民の声が広がっている。

5、このように肝炎対策基本法制定後の事態の推移は、我が国のウイルス性肝炎が国民病かつ医原病として本質をもつことをますます明らかにし、とりわけ国の責任が明確化され、国が多数存在することを認めているB型肝炎の予防接種禍被害者ですら、その多くが立証手段を失って、司法救済の対象とならないという厚労行政の矛盾が一層鮮明となってきている。

ここに至っては、肝炎対策基本法の前文の基本精神に立ち返りつつ、法制 定時より一層明らかとなった国民病、医原病として、ウイルス性肝炎の特異 性に思いをいたし、厚労行政を狙う国の責任において、一般疾病対策の推進にとどまらない患者支援対策を進めるべきである。

とりわけ、高額医療費負担と就労不能等の生活困難に直面しているウイルス性肝硬変、肝がん患者については、毎日120人以上の方が亡くなっている深刻な実態に鑑み、現在は助成対象とはなっていない医療費にも深く助成を及ぼすよう、早急に制定の拡充、充実を図るべきである。

また、肝硬変者に対する生活支援制度である障害年金については、基準の明確化を図りつつ、正確な認定範囲の実現に配慮した基準見直し作業が進んでいる。しかし、同じく肝硬変患者に対する生活支援の制度である身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度(障害者手帳)、これは医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されているなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が、現場の医師からも多くなされているところである。そこで、障害者手帳の認定基準についても、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和、見直しを行うべきである。

6、以上より、貴議会において、地方自治法第99条の規定により、衆参 両議院および政府に対して、意見書を提出していただくよう請願します。

以上、よろしくお願いします。

〇建部議長 お諮りをいたします。

これより審査願います請願第3号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 請願理由が長く書いておりまして、そして請願事項が独立して書かれていません。ですので、その説明をお願いしたいんです。表題にありますように、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成を拡充してほしいというのが請願事項だと思いますが、この請願理由の中にも、国にこうしてほしいというのは幾つか出てまいりまして、5の最後のところに、「障害手帳の認定基準についても、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和見直しを行ってください」というのが入っていますので、用意されている請願事項は、どういうものか、説明お願いいたします。

- 〇建部議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 ちょっと文章が長くなりまして、わかりにくくなったと思います。 そのために、請願の事項ですね。2項ありまして、1つは、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費の助成制度を、これを創設すること。もう一つは、 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和して、患者の実態に合わせた認定制度にすること。この2点でございます。
- ○建部議長 ほかに。

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 請願理由にるる書かれているとおりだと私も思います。裁判の最後のところで、テレビ、新聞の報道が大きく取り上げられましたが、実態はここにありますように、いろんな制度化をしていく上で、まだまだ進んでいない、ある意味ではもっと厳しく言えば、怠慢なサボタージュが見られるというのが、政府の厚労省の状況だというように思いますし、ここにある40万人が対象だと言いながら、実際に対象になっているのが1万人、これをわかっていながら放置をしているという問題など、甲良町内にも患者さんがおられるというように思いますし、潜在的な患者もいることが言われています。そういう点でも、この意見書提出を賛成したいと思います。
- ○建部議長 ほかに討論ありませんか。 木村議員。
- ○木村議員 賛成は賛成なのでございますが、ちょっと私事になって申しわけないんですけど、ここに書かれている、ウイルス性肝炎患者というふうになっておるわけですが、実は私の嫁は肝炎で亡くなってしまいました。それは、ウイルス性肝炎ではなくて、フィブリノゲン製剤という止血剤、いわゆるお産のときにその止血剤を使われたことによって、肝がんになり、亡くなってしまったということを私は信じてそれなりの運動はしておったんですが、ここにも書かれておるように、時間の経過により母親が死亡するとか、あるいは時間の経過に伴うカルテ等廃棄の理由によって、被害者が多く存在するとかいうふうに書いてあるんですが、まさしくフィブリノゲン製剤による止血剤による肝炎、肝がんのことも、今後も私もそういう団体があるということがあるといますので、それなりの運動をしたいと思いますので、今回はこのウイルス性肝炎に対する請願ということで、ぜひとも意見書に移って、政府に伝えていただきたいと思い、賛成といたします。
- **○建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席を願います。

起立全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第18 議案第34号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第34号 甲良町家庭的保育事業等の設備および運営に 関する基準を定める条例。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

〇建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

○金田教育次長 それでは、議案第34号について、ご説明申し上げます。 きのうお渡しをいたしました資料Aで説明したいと思いますので、よろしくお願いをします。

それでは、まず条例の趣旨でございますが、平成27年4月、来年4月から施行をめざしております子ども子育て支援の新制度、これにつきましては、従来の認可保育所の枠組みに加えまして、主に待機児童の解消を目的にするわけでございますが、家庭的保育事業5名以下、また小規模保育事業6名から19名以下の子どもたち、また保育が必要な者の家庭で保育を行う居住ホーム型保育事業、すなわちベビーシッター事業でございます。そして、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず、地域の子どもに開放をして保育を行うという事業所内保育事業。これら4つの事業を市町村の認可とする、そして補助金を出していこうということでございます。

よって、これらの4つの事業につきましては、設備などで基準できちっと 条例を定めるというものでございます。

それでは、条例の構成でございますが、まず第1章で、その趣旨をうたっています。第2条では、用語の定義。第3条で、最低基準、目的など。第4条では、その目的以上に行うということ。第5条では、家庭的保育事業者、

これら4つの事業の一般原則がうたわれています。おめくりください。

次のページですが、6条以下は、運営に関することをうたっています。特定教育保育施設、今ある保育センター等々との連携をしなさいということで、その連携施設を確保しなければならないということ。甲良の場合は、既にありますので問題はありません。7条では、避難・消火訓練などを行いなさい。10条では、他の社会福祉施設と併せて事業展開する場合は、職員の基準等をうたっています。そして、その職員に関することですが、8条以下で、家庭的保育事業者等の職員の一般的要件、9条では、知識及び技能の向上、11条では、子どもの権利に関することで、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、12条では、虐待の禁止、13条では、懲戒に係る権限の内容の禁止。続きまして、保健衛生ということでは、14条以下で、衛生管理。15条では、食事に関すること。16条では、食事の提供の特例。17条では、健康診断等について定めております。

そして、隣のページに移りまして、業務の運営に関することにつきましては、18条で、運営規定を定める。19条では、帳簿などを整える。20条では、秘密の保持。30条で、苦情の解決などをうたっております。おめくりください。

条例の22条から47条につきましては、それぞれ認可基準を定めております。その認可基準を比較ができるように一覧表としてまとめておりますので、見ていただきたいと思います。これらが、以上の条例の中身であります。付則としましては、条例の施行日および経過措置などを設けているものでございます。

以上です。よろしくお願いをいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 質疑はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 このAの一番最後のところで、類型別認可基準表比較表があります。それで、私が聞きたいのは、現行の国の基準、設置基準や運営基準、それから施設の基準などが設けられています。それで、主にどこの部分がどのように変わったのかという点で、概略説明願いたいと思います。
- 〇建部議長 教育次長。
- ○金田教育次長 基準ですが、今このできた4つの新しい事業でございますので、旧の基準はありません。ということで、今ある保育センター等の基準と比較すると、ほぼその施設の例えば1人3.3平方メートルであるとか、そういう広さとか含めてそう変わりはないという認識をいたしております。それで、きのうも答弁させてもらいましたが、その比較ができる表ができれば、

お渡しをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○建部議長 ほかに。

西川議員。

- ○西川議員 4番、西川です。甲良町の場合、少子化が進んでいますので、今ある施設で十分だとは思うんですが、一番最初のところに条例制定の趣旨の中にあります、保育が必要な者の家庭で保育を行う居住訪問型保育事業とありますよね。これは、1人の子でもいいというような感じで後ろで見たらわかるんですが、こういうケースの場合は、どういう人たちを指して言っているのかということをお聞かせ願いたい。
- 〇建部議長 教育次長。
- ○金田教育次長 このケースは、あくまで集団保育が非常に難しい、大きな病気等持っておられる、障害を持っておられる方に対する、家庭に出向いて保育をしようというものでございます。
- ○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決は、最終日19日に行います。

これをもってお昼の休憩といたします。再開は1時30分でございます。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時28分 再開)

○建部議長 再開いたします。

日程第19 議案第35号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第35号 甲良町特定教育・保育施設および特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

〇建部議長 本案に対する提案説明を求めます。 教育次長。

○金田教育次長 それでは、お昼前に続きましてですが、お昼前に1つ条例を 上程させていただきました。その条例は、新たな4つの保育事業の特に管理 基準を定めたものでございます。

35号につきましては、今ある保育センターを含めた20人以上の定員を 持つ保育施設と、そして先ほど言った4つの保育事業に関する運営、特に運 営の基準を定めるというものでございます。

それでは、きのうの資料Bを見ていただきたいと思います。

条例の構成を説明いたします。第1条で趣旨、第2条では用語の定義、第 3条では一般原則をうたっています。

次のページをお願いします。

第2章で、特定教育・保育施設、すなわち今の保育センターを含めた20人以上の定員の運営に関する基準でございます。第1節では、利用定員に関する基準としまして、第4条で利用定員を定めています。第2節に移りまして、運営に関する基準であります。第5条で、内容および手続の説明および同意を得なさい。第6条では、正当な理由のない入園拒否の禁止。7条では、あっせん、調整および要請に対する協力をうたっています。第8条で、受給資格等の確認。第9条では、支給認定の申請に係る援助を定めています。それと、続きましては、第15条で、特定教育・保育の取り扱いの方針をうたっています。前後しますけれども、14条では、給付費の額に係る通知。13条では、保育料を受け取るという当たり前のことでありますが、うたっています。19条では、市町村への通知等について定めております。

次のページですが、20条以下は、業務運営に関することといたしまして、20条で運営の規定。21条で、勤務体制の確保など。22条では、利用定員の順守。23条で、掲示ですね。運営規定等の掲示をうたっています。続きまして、同じく業務、今度は内容に関することとしまして、12条で、保育の内容等を記録しなさいという記録の定め。10条では、心身の状況等の把握をしなさいと。17条では、相談および援助。これも前後します、11条では小学校と連携をとりなさい。18条では、緊急時の対応。16条では、評価等について定めているものでございます。

次のページをお願いします。

続きまして、子どもの権利に関することということで、24条で、子どもを平等に取り扱う原則がうたっています。25条では、虐待等の禁止。26条では、懲戒に係る権限の内容の禁止。続いて、法令順守に関することとしまして、27条で、秘密保持。28条で、情報の提供。29条で、利益供与等の禁止をうたっています。その他としまして、31条では、地域との連携。30条では、苦情の解決。32条では、事故発生の防止と発生時の対応。33条では、会計の区分。34条では、記録の整理でございます。

続きまして、5ページの方に移ります。

第3章で、4つの事業に関する運営の基準でございます。まず、3章第1節では、利用定員に関する基準で、37条でそれぞれの事業の定員の規定をいたしております。2節の運営に関する基準、これにつきましては、先ほど

の基準と同じということで、省略をいたします。

付則としましては、施行日や経過措置をうたっているというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 先ほど、34号は私の勘違いで、35号が従来の保育所に関する今回、新しい条例適用の対象だと思いますけれども、そこで現行の国の基準と、それから今回変わった基準、そのどこがどのように変わったのかということで、私が認識している範囲で言えば、町の場合は、これ保育所、直営ですから、問題が生じないと思いますけれども、今回の子ども・子育て支援法の一番のところ、基準というか、前提となるのは、市町村の第5条のところですね。手続、申し込みの手続ですね。町の責任の関与が外されるということなんですが、甲良町の場合は、この施設運営の設置そのものが甲良町ですので、その甲良町に申し込むということになりますが、法人だとか、その他の団体が運営するNPOも運営をしていますが、そういう町村県、県はないですね。市町村ですね。公共機関が運営する以外のところは、それぞれに利用者が申し込みをするということに変わったというように思いますが、変更になった部分、主なところ、どういうところなのか、説明お願いいたします。
- 〇建部議長 教育次長。
- ○金田教育次長 ちょっと質問の趣旨がもうひとつよくわからないんですが、今までは申し込みをしてもらう。今、町の場合は、両保育センターがございますし、直営でやっているということで、保育に欠けるか、欠けないかということで、預かる、預からない。今後は、きのうも説明させてもらいましたけれども、まず1号から3号の認定をする。認定をした以上は、その人は保育なり、幼稚園なり、何らかのサービスが受けられると、こういうことでありまして、その事業所が新たにできる、しようという人が今後あらわれる可能性もあるということから、条例を制定しているわけでございますし、その認可を町がしていくんだということでありまして、何ら保育に欠ける子云々の基準が変わるとかそういうことはないと思っています。
- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 そしたら、角度を変えて、幾つも自治体の中にA、B、C、保育所があるところで、公立とそれから公立でないところがありますよね。だから、甲良町の場合は、甲良町立ですので、町に申し込むと。だけども、A市のところで、保育所を社会福祉法人が運営をしているところ、彦根市ですと、

社会福祉協議会が運営をしているところが幾つもありますよね。だけれども、現行は彦根市に申し込む。今回、変更になるのは、それぞれの施設に申し込んで処置されるということなのか、そういうところのもとが変わるのか、ご説明、よろしくお願いします。

- 〇建部議長 教育次長。
- ○金田教育次長 申し込むのは、あくまでその居住地の市町村であります。そこで申し込みをし、許可が得られた方が、どこを希望されるかということにもなろうかと思うんですが、あくまでうちの場合は、保育に欠けていないから、当然まずは希望されるのは公立だと私らは思っているんですけれども、どうしても甲良に新しく、例えば小規模な保育所ができて、そこに行きたいとか、なるとそれはまた話し合いとかいう形になっていくと。ですから、基本、そんな変わらないと思っています。
- ○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決は、19日に行います。

次に、日程第20 議案第36号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第36号 甲良町放課後児童健全育成事業の設備および 運営に関する基準を定める条例。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

〇建部議長 本案に対する提案説明を求めます。 支援センター所長。

○奥村子育て支援センター所長 議案第36号をご説明いたします。

お配りしています資料のCをお願いいたします。

この条例は、子ども・子育て支援法の法整備のために設けられた法律によるもので、市町村は、放課後児童健全育成事業の設置および運営について、 条例で基準を定めることになったものです。

それでは、条例の構成について、説明をいたします。

はじめに、趣旨、定義、一般原則についてですが、第1条は、趣旨であります。この条例の趣旨を定めるもので、その根拠等を明示しています。第2条は、定義です。そして、第3条は、最低基準の目的等を明示しています。第4条ですが、最低基準と放課後児童健全育成事業者について定めをしてい

ます。第5条は、放課後児童健全育成事業の一般原則を規定しています。次に、防災に関することとしまして、第6条で、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策について規定をしています。

裏面をお願いします。

運営に関することとしまして、第7条、第8条は、従事者について、職員の一般的要件をうたっています。第10条は、職員について定めをしています。放課後児童支援員の数と資格、そして児童の集団の規模について規定をしています。続いて、第9条ですが、これは設備の基準。そして、第18条は、開所時間および日数を規定しています。次に、子どもの権利に関することとしまして、第11条は、利用者を平等に取り扱う原則を、そしてその横に行きまして、第12条は、虐待等の禁止を定めています。そして、衛生に関することとして、第13条で、衛生管理等について規定をしています。次に、業務運営に関することとしまして、第14条は、運営規定について定めています。横に行きまして、第15条ですが、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿について規定をしています。左下に行きまして、第16条、法令順守に関することとしまして、16条で秘密の保持。そして、第17条で、苦情への対応について規定をしています。

次のページをお願いします。連絡通知に関することとしまして、第19条は、保護者との連絡について。第20条は、関係機関との連携について。第21条は、事故発生時の対応について定めています。

そして、付則としまして、第1条で施行日について、第2条は職員に関する経過措置を定めています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 次に、日程第20 議案第37号を議題といたします。 議案を朗読させます。 局長。

○**陌間事務局長** 議案第37号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

〇建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

〇上田税務課長 議案第37号 甲良町税条例の一部を改正する条例について、 ご説明をさせていただきます。1枚めくっていただけますでしょうか。

甲良町税条例の一部を改正する条例。甲良町税条例の一部を次のように改正する。付則第19条の3を削る。付則、この条例は平成29年1月1日から施行する。

この内容につきましては、非課税口座の上場株式の譲渡に係る町民税の所得計算の特例というものでございまして、この内容につきましては、単に課税計算の方法を定めるものでございますので、税条例の性格をふまえて条項を削るものでございます。

以上でございます。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、日程第22 議案第38号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第38号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する 条例。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

〇川嶋住民課長 失礼します。議案第38号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案第38号は、中学校卒業まで医療費無料化をするためと、母子及び寡

婦福祉法が改められることに伴う、甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正しようとするものでございます。

現在では、6歳までの乳幼児は医療費無料化、小中学生に係る医療費については、入院のみ自己負担を一部負担していただき、無料化を実施しておりました。今回の改正は、平成26年10月1日から、中学校卒業まで医療費無料化を拡大するものでございます。

また、10月1日に、母子及び寡婦福祉法が、父子も追加されることに伴い、文言整理をするための改正であります。

条例につきまして説明させていただきます。

甲良町福祉医療費助成条例の一部を次のように改正する。第2条第2号中、「15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者」の次に、「自己負担を負担しない重度心身障害者・児、母子家庭、父子家庭に該当する者を除く」を加え、同条第4号中、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子ならびに寡婦福祉法」に改め、同条第5号中、「次のいずれかに該当する者が、児童を扶養している家庭をいう」を「母子及び父子ならびに寡婦福祉法第6条、第2号に規定する配偶者のいない男子が、児童を扶養している家庭をいう」に改め、同号アからクまでを次に改める。アからクまで削除。

第2条第6号中、「母子及び寡婦福祉法第6条第3項」を「母子及び父子ならびに寡婦福祉法第6条第4項」に改め、同条第7号中、「母子及び寡婦福祉法第6条第3項」を「母子及び父子ならびに寡婦福祉法第6条第4項」に改める。第2条の2中、「前条8号」を「前条9号」に改める。第3条第2項中、「出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した各助成対象者」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した各助成対象者」に改め、同項中、1号を削り、2号を1号とし、3号を2号とする。第4条第1項ただし書き中、「第2条2号に規定する者および」を削る。第7号中、7号第1項中、「第3条第2項第2号」を「第3条第2項第1号」に改める。

別表を次のように改める。別表第3条関係でございます。「乳幼児、小中学生、重度心身障害者・児、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童ならびにひとり暮らし寡婦の自己負担」につきましては、次の表のとおりにするものでございます。

付則としまして、この条例は、平成26年10月1日から施行するもので ございます。よろしくお願いいたします。

- **○建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 西澤議員。
- ○西澤議員 11番、西澤です。新旧対照表の中に書いてあることなんですが、

わかりづらいので確認のために説明をお願いしたいと思っています。

中学校卒業までの医療費無料化の拡大をしていく根拠になる条例なんですが、一部負担金とそれから所得制限が設けられているのかどうかについての 状況を説明いただきたいのが1つです。

そして、もう一つは、新旧対照表の「新」の方にも「通院」のところで書かれています一番下の「(2)調剤報酬明細書には適用しない」とあることについては、15歳到来後の最初の3月31日を経過していない対象者、つまり15歳未満のお子さんという対象なんですが、いわゆる薬代については対象としないのか、それともここに備考のところに明記されていませんので、それも対象になるのかどうかの説明をお願いします。

- 〇建部議長 住民課長。
- ○川嶋住民課長 中学校卒業までの方につきましては、全て調剤も含めまして、 医療費は無料ということでございます。ここに書かれているのは、一部15 歳以上を超えた分につきまして、現在、県の制度で重度心身障害児あるいは その他の方で15歳を超えてもその制度が残っておりますので、その方の分 は一部負担金を出していただきながら、18歳までは県の制度がありますの で、それを使わせていただくということで、分けさせてここに明記させてい ただきましたので、甲良町の15歳未満の小中学生までは全て一切医療費は 無料ということで、条例提案させていただいています。
- ○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。 西澤議員。

- ○西澤議員 この制度の拡充は、かねてから私どもも提案をし、要望してまいりましたし、また議員の中からも幾人もの方々が、この要望、制度の充実を求めてまいりました。子育て支援の強化になることと、人口減少の対策の他の施策とも相まって充実させていく必要がある問題でもあります。また、町長公約を実行に移す点でも、評価をしたいと思います。引き続き、公平でどの町民にも命が大切にされ、健康で暮らせる施策の充実に取り組んでいただけるよう願って、賛成討論とします。
- ○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。 これより、議案第38号を採決いたします。 お諮りいたします。 本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。 (賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、日程第23 議案第39号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第39号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

〇中川総務課長 それでは、議案第39号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

この条例改正は、今年に入りまして、福祉医療の助成制度に係る高額療養費、高額分の請求に係る町での不祥事に対しまして、町長がみずからの監督責任を問うということで、給与の一部を返上するということでの条例改正でございます。特別職が給料を返上する場合には、条例の改正が必要となりますので、今回上程させていただくものでございます。

それでは、条例の説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。付則中、「第5項」を「第6項」とし、「第4項」を「第5項」とし、第3項の次に、次の1項を加える。ということで、「4、町長の受ける平成26年10月1日から平成26年11月30日までの給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額からその給料月額の10分の1に相当する額を減じた額とする。付則、この条例は、平成26年10月1日から施行する」。

10月1日から11月30日までの減額ということで、10月分、11月分の給料について、10分の1の減額をするという条例内容でございます。 どうかよろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 1点、質問します。町長が10%減で2カ月であります。課長ほか他の職員の削減、減給については、報道どおりなのかどうかですね。私は、課長の現場としての監督責任、非常に重いと思いますので、報道にありますように、課長以下職員が1カ月10%という点で、平場というのはどうかなと思うんですが、その点はどうなのか、説明、よろしくお願いします。
- 〇建部議長 総務課長。
- ○中川総務課長 課長につきましては、報道では10%の1カ月になっていたと思いますが、10%の2カ月ということで、既に懲戒処分をさせていただいているところです。加えまして、ほかの職員につきましては、報道どおりなんですけれど、12月の勤勉手当とそれから昇給についてはこれからなんですが、処分の検討をするということで考えております。

以上です。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

- **○建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。 濱野議員。
- ○濱野議員 5番、濱野でございます。先日、全協等でいろいろと議論が交わされておりました。それを聞いておりますと、まだしっかりと関係者に十分説明責任が果たせていないのかなという思いをいたしております。何はともかくしっかりと改めて謝罪も含めて早く、できてしまったことは仕方がない。早く和解をすることが第一優先でないかなと思います。また、その時点で改めてどういう結果になるかわかりませんが、長たる者の、また責任をとるべきはとるというような形で、それともう1点、このようなことが二度と起こらないように、再発防止をしっかりと心がけていただきまして、現時点では賛成ということで討論とさせていただきます。
- **○建部議長** ほかに討論ありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 今回の特別職、町長の減給になった発端は、職員の職務怠慢による町への損害を与えたことをどうして回復するのかという鋭く問われている問題であります。それを回復しようとして、慌ててかどうかわかりませんが、住民名の印鑑をついたこと、これは上司の指示ではなかったというように回答をしていますが、住民の印鑑が常備されていて、日常化していることの一端を示したものだと思います。町長の減給は、政治的、道義的な責任をとったもので、評価するとともに、引き継ぎの問題、つまり業務の引き継ぎの問

題点、それから住民みずからが記入しなければならない申請書類の筋を通して説明をする能力など、培うことを求めていきたいと思います。何よりも、日常の業務が法で定められている全体の奉仕者をあらわす一つ一つであることを刻み込むことが重要であることを、私、この機会に指摘をして、賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、日程第24 議案第40号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第40号 せせらぎの里こうら設置および運営に関する 条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

〇建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○若林産業課長 議案第40号 せせらぎの里こうら設置および管理に関する 条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この条例改正は、せせらぎの里こうらの指定管理制度を導入するよう改正 するものと、条例中の文言を一部改正するものでございます。

それでは、条例を説明させていただきます。せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。道の駅せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例。第1条および第2条第1号中、「せせらぎの里」の前に「道の駅」を加える。第3条中に、「交流館、展示販売施設、情報コーナー、農産物加工所、園芸作物出荷調整室を置く」を「の主な施設の名称は次に掲げるとおりとする。」に改め、同条に次の各号を加える。(1)交流館、展示販売施設、情報コーナー、軽

食コーナー。(2)農産物加工所、加工室、販売施設。3号、園芸作物出荷 調整室。4号、調整池兼多目的広場。5号、遊歩道。6号、国道307号に よる道路附帯施設。第5条第1項第2号を削る。第6条第7号中、「付」を 「附」に改める。第8条第1項中、「にせせらぎの里こうら利用許可申請書 (様式第1号)を提出し、その」を「の」に改め、句点の次に、「許可に係 る事項を変更しようとするときも同様とする。」を加え、同条第2項および 第3項を削る。第11条を次のように改める。「第11条 利用料金。交流 館、展示販売施設、農産物加工所、加工室、販売施設の利用者は、利用料金 を納付しなければならない。」13条を第20条とし、第12条を第19条 とし、第11条の次に、次の7条を加えます。第12条、利用料金の減免。 第13条に指定管理者による管理。第14条に指定管理者が行う業務の範囲。 第15条に指定管理者の指定の手続。第16条に指定管理者による開館時間 等の変更。第17条に利用料金の収受。第18条、指定管理者の業務範囲外 の施設利用料金などでございます。付則、第1項を次のように改める。「施 行期日。1、この条例は公布の日から施行する。」。付則に次の1項を加え る。「経過措置。2、第13条の規定よる指定管理者の指定を受けようとす る団体の公募、その他指定に関して必要な行為は施行前においても13条の 規定の例により行うことができる。」。別表を削る。様式1号および様式2 号を削る。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西川議員。

- ○西川議員 4番、西川です。きのう全協でお聞きしていまして、調整池の使用が各字つき、2回ぐらい平日にという話があったんですが、現実見てますと、相当きれいになっていますよね。あの調整池そのものが。芝刈りをしょっちゅうされているんだと思うんですが、あの芝刈り費用もばかにならない金額じゃないかなというようなことも思うんですが、あれはやられているのは、今どこがおやりになっているんでしょうか。
- 〇建部議長 町長。
- ○北川町長 芝の管理は、調整池とその周辺、それとせせらぎの周辺を含めて、 彦根カントリーのゴルフ場の芝管理をしている会社に委託をしておりますが、 今回、芝をきれいに刈ってあるのは、北落さんがグラウンドゴルフ終わって、 お礼か何かで最後刈っていただいたようには思っております。ふだんは、私 ども職員の山口に山のグラウンドにある芝刈り機がありますので、それで刈 っていただくようにはお願いしていますが、今現在は一度もまだ刈っていま

せん。

○建部議長 ほかに。

野瀬議員。

- ○野瀬議員 3番、野瀬でございます。交流館の軽食コーナー、今、新たに幸楽食堂ができたんですけれども、一部競合するということになるとは思うんですけれども、今後の軽食コーナー、どう進めていくかというところをお伺いしたいと思います。
- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 確かに、幸楽食堂が7月20日に開店してから、食べる物については、少し去年よりも落ちているよう、というか売り上げが落ちているようになっておりますが、もう少し様子を見て、それ以外のソフトクリームとかそういうものについては、去年とそんなに変わらないというような状況で、もう少し様子を見て、新しいメニューを考えていきたいと、こう考えております。
- ○建部議長 ほかに。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。4点、お伺いします。

指定管理に移行する準備の条例整備だというように思いますが、私ども議会が、直売所に研修に行きました、鳥取の大山町の直売所に行きました。そこでは、赤字が出ても町は補てんしないという明記をした協定書を結んでいると説明がありました。そこで、甲良町の場合も、赤字が出た場合、どういう扱いをするのか。大山町のように、赤字について町が補てんをするとなりますと際限がないという点では、住民合意を形づくる上で、この問題できちっと範囲を決めておく必要があります。それをどのように、現時点では考えておられるのか、お聞きします。

そして、2つ目ですね。関連がありますが、町が負担してきた費用の回収などを考えると、赤字は負担しないと定めるものの、一定の期間、例えば3年とかを設定して、それ以後の自立を明記するというようなきちっとした文章の明示が必要だと思います。

それから、3つ目に、赤字が出た場合、町が負担しないというような協定が成立したとしても、施設管理やそれから出荷者の育成、生産組合との調整など、町の責任の範囲は逃れることができないと思うんです。そこをどのように考えているのか、説明をお願いします。

そして、それとの関連をしますと、第14条に指定管理にさせる指定管理 の業者の範囲が定めています。改めて見ますと、(1)および(3)となっ ていますので、道の駅全体をその指定管理者に委託をして丸投げをするとい うことではないというのがわかるんですが、この(1)および(3)、そして最後のところ(4)に、その他、14条ですね。14条の「その他、町長が必要と認める業務」というのは、どういう範囲、どういう事例が考えられるのかの説明をお願いいたします。

〇建部議長 町長。

○北川町長 質問にお答えをしますが、まず1番の指定管理をするにあたっては、今現在の段階では、どこの企業さん、あるいは業者さんに指定管理をするかということは、まだ全く決まっていません。指定管理はいずれするということを前提で、条例制定を先にしておこうということなんです。

今現在は、既に当然きのうも説明させていただきましたように、指定管理をする、前向きに取り組むという意味で、名乗りを上げていただいている業者さんもございますので、そこの会社は既に4月、5月、6月と、私どもの道の駅に調査にも入っております。そういう中で、具体的なことはまだ何一つ取り決めはしていません。指定管理をするにあたっては、今、名乗り上げたからそこにするということじゃなしに、一応、公募をかけて、そして広く範囲を求めて、その中から指定管理を、ここやったら大丈夫やなというような業者さんを選んでいくという方向で行きたいなというようにも思っておりますので、年内にそういう意味では、例えばホームページに載せるとか、どういう形にするかは検討をしますが、いずれにしても公募をかけていきたいなと思っております。だから、それである程度は絞り込んで、それからその業者さんといろんな細かい部分についての打ち合わせをしながら進めていきたい。

したがって、指定管理が確定すれば、できるだけ指定管理の運営する会社の方に、全てこの(1)と(3)と今言うていますが、この部分は当然指定管理の業者さんに渡しますが、それ以外の部分について、例えば調整池とか、あるいは園芸作物の出荷、遊歩道、そうした部分は、こちらの方で維持管理をするということは、当然必要かなと思っておりますし、状況に応じて町長が判断をさせてもらうということにもなろうかと思います。

それと、一番大事なのは、その運営会社が赤字を出さない。そういう運営というのが第一条件であります。いろんな道の駅がありますが、指定管理した後、行政がどれだけ補助補てんをしているか。ここらが一番大きな問題点かなとも思います。ただ、我々も、いろんな県内のそういう道の駅を調査したわけでありませんが、例えば栗東のアグリの駅長に聞きますと、最初の年、1,000万円の補助をしたと。年々、段階的に100万円ずつ減らして、10年かけてゼロにしたというようなとこもあります。が、しかし、それがよいのか悪いのか、これもやっぱり状況を見ながら、指定管理を受けていた

だいた会社の方とも、いろんな細部にわたっては話し合いをしながら取り組んでいきたいですが、できるだけそういう意味では補助が出さなくても、運営は自立してやってもらえる、そういう体制をできる、そういう会社を選んでいきたいとも思っております。

以上です。

- ○建部議長 ほかに。
 - 丸山恵二議員。
- ○丸山恵二議員 9番、丸山です。先ほど、西川議員が言ってたのとちょっと 関連しますが、調整池の草刈りの費用というのは、どのくらいかかる、とい うのはこれがまだ2、3日、3日もうちょっとなるかな、大きいトラクター みたいなやつが2台ぐらい調整池の中を走り回っていたのを見ましたので。 あの費用がどれぐらいかかるのかというのと、それときのうの全協で町長が 言われました、他町、町外の人には、200円という決まりを決めていると いうことでしたが、例えば近くの豊郷町さん、多賀町さんにもそういうグラ ウンドゴルフをするような場所がありますが、あまり6町までというと広過 ぎるので、最低愛荘までは4町ぐらいのとこで、もし甲良町の人がそっち、 豊郷さん行ったとか、多賀さんに行ったときにも、同じような金額でやらせ てもらえるのかどうかということを、ひとつお願いします。
- 〇建部議長 町長。
- ○北川町長 まず、調整池の芝管理の費用ですけれども、先ほど言いましたように、彦根カントリーの芝管理している会社にお願いをしておりますが、年間契約で100万円で契約をしております。半年で一応契約50万円、そして半年でまた更新をして50万円というような形で、場合によったら、50万円が40万円になるかもわかりませんが、そういう形で年間100万円をめどにした形で、2期に分けて契約をします。

それと、グラウンドゴルフの使用料ですが、例えば今、富之尾に新しくできました。あそこ、500円なんです。そして、例えば前の投棄場の荒神山、あそこも500円。だから、案外周りは500円、多いんです。だから、本来なら、私とこも500円に上げたらどうやという意見もあったんですが、できるだけ多くの人に来ていただいて、利用していただくようにと、それは1つの目的は、そこで交流を図ってもらうのも大事やけれども、道の駅で、ついでに物買うてもらったり、食べてもらうというために人を集めたいというような思いがあって、その分を抑えて200円にして、できるだけ来てもらうというような思いで設定をさせていただきました。

以上です。

○建部議長 ほかに。

金澤議員。

- ○金澤議員 10番、金澤です。ちょっと契約のことで、今の調整池を含めて、 芝刈り、これは委託契約の中で、入札でやったのか、委託でやったのか。委 託の入札か、それとも町単独でその業者と委託契約を結んだのか、どちらで すか。
- 〇建部議長 町長。
- ○北川町長 これは、特殊な作業ですので、我々、入札に参加してもらっている業者では、ちょっと無理かなと。というのは、当初はシルバーさんの方に委託をしておったんですわ。ところが、年間70万円から80万円、シルバーさんにお支払いをさせていただいておりながら、その結果が雑草だらけというようなことで、お金を払う割には、もうひとつちゃんとしてもらえていないなということがあって、これはもうあれだけの大きなスペースは、プロでないとこれは芝管理、無理かなということから、たまたま私が知っているそういうつながりのあるということで、ゴルフ場の世話している業者さんの方にお願いをさせていただいたということでございまして、入札は行っておりません。
- 〇建部議長 金澤議員。
- ○金澤議員 私の知っている限り、県の方でも委託契約はしています。いろんな剪定も含めて、県立大学とかいろんな芝も全部あります。何千平方メートル、何万平方メートルという。それもやはり業者へ、それだけの技能を持っている業者がたくさんいるわけです。シルバーさんにはちょっと無理かもわかりませんけれども、やはりその点も一度県の方に聞いていただいて、やはり公共事業がいろいろアベノミクスとか言っていますけれども、まだまだ甲良町にはそういうふうに我々の身近なところには効果があらわれていない。だから、少しでもそういうことができるように配慮していただきたいという思いで、県の方に一度問い合わせてください。これも、最後は要望になりますけど。
- ○建部議長 ほかに。

西澤議員。

○西澤議員 先ほどの、今回の条例が指定管理をゆくゆくはしていく上で、準備を、その受け皿となる、また枠組みを決める条例を制定するということですので、指定管理の方向で考えても、道の駅のいろんな課題を解決しながら、今日まで運営をしてきていますので、町の施策目的を尊重する事業者ですね。これのところを選んでいかねばなりませんし、そしていろんな幅広い人、それからいろんな能力の持った企業なり団体が、ぜひとも運営したいというようにあらわれてくる必要がありますので、そういうところでは、こちら側が

用意する、指定管理まで届くまで、用意をする、準備をする課題もあるというように思いますが、どんな準備、どんなことがこの指定管理に移行するまで、それが何年のスパンがかかるかは不明ですけれども、そやけども10年、20年先ということにはならないと思うんです。年内にはということに町長も考えておられますので、そこをどのようにして整理をされていくのか、ご説明いただきたいなと思っています。

- 〇建部議長 町長。
- ○北川町長 初めての体験ですのでね。もう少し要領を得ない部分はありますが、いろんなそういう、前回も実は指定管理で、私とこ受けてもいいですよという話もございました。これは、いずみ21を運営している日本観光開発、ここはゴルフ場とかサービスエリアとか、そういう運営もしています。そういうとこからのお話もございましたし、今、2社が共同体で全国の道の駅のそういう運営している会社もお話来ていますが、幅広く募集をかけていろんな意見を聞いて、その中でどういう企業さんというか、業者さんがええのかということも、もちろん話し合いをしながら、その中で選んでいきたいし、ただ取り組む流れというんですかね。それは、やはりまず公募をかける体制をどこら辺で持っていくかというところ辺から、時期の設定ができてくるのかなと思っておりますが、これは内部でこれから詰めて検討していきたいと思います。
- ○建部議長 ほかに。

西川議員。

- ○西川議員 4番、西川です。指定管理の方向というのは、我々も昔から前からお話ししている話なんですが、その中でやはり忘れてはならないのが、やっぱり農産品の地元産品の拡大ということですね。念頭に置いておかないと、指定管理決まったわ、ここだけではあかんから言うて、よその品物をどんどん入れられて、これが道の駅だというような形でやられるのが一番怖いかと思いますので、やはりそれ以外、産業化も必要なんですが、やはりせせらぎだけで考えるんじゃなくして、町全体で生産拡大を図るような、いわゆる何か産物を見つけるという話が前々から出ていますけど、やはりその辺が、まだまだだというふうに私は見ていますけど、その辺のところを町全体で考えていきながら、指定管理の方向へ持っていくようなことを念頭に置いとかないと、来られた方が儲けだけに走られたんじゃどうにもならない。やはり、地元の生産者が潤う方向、地元の住民も潤う方向というのを、絶対に頭から離さないでやるということをお願いしときたいと思います。
- ○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 指定管理制度が導入をされて、国の法律でこの制度になってきているわけですけれども、指定管理そのものの制度が始まったのは、官から民へということで、官の事業を縮小して、民、つまり財界中心ですね。こういう方向に流れていく1つの施策でありました。私どもは、一律に指定管理を反対をするわけではなくて、地域の実情に応じ、また地域の実情を考慮した指定管理者があらわれてくる、また育成をするという立場で臨んでまいりました。

今回の道の駅は、発足のときも、また生み出すときも、さまざまな問題がありました。町長は、今回の道の駅の運営で、縮小をされて今日に至ってきているわけですけれども、指定管理を移す上で、町の進めてきた農業振興と地域振興という大きな柱があります。そして、出荷をする方々の育成は、これは大きな課題となりますし、そして運営費について、現在も町の税金を投入して運営をしてきています。もちろん、設備、建物は町の税金と国の補助、県の補助などで設置をされてきたわけですけれども、だからこそ合意が必要です。そういうことを協議をする上で、町のスタンス、つまり自立することと併せて地元の業者が育成される方向を、指定管理の契約を結ぶ、またそういう交渉、話し合いの中で解決をしていくことを求めて、賛成討論とします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、日程第25 議案第41号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第41号 平成26年度甲良町一般会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

〇建部議長 本案に対する提案説明を求めます。 総務課参事。

○宮川総務課参事 議案第41号 平成26年度甲良町一般会計補正予算(第3号)を説明させていただきます。

予算書表紙裏面をご覧ください。平成26年度甲良町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に9,225万1,000円を追加し、歳入歳 出予算の総額を36億2,547万3,000円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、第2表で説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出補正予算。

歳入。 9款 地方交付税、補正額1,699万2,000円、13款 国庫補助金1,214万9,000円、14款 県支出金269万2,000円、16款 寄付金50万円、17款 繰入金1,400万1,000円、18款 繰越金4,229万5,000円、19款 諸収入1,000円、20款 町債362万1,000円でございます。よって、歳入合計、補正前の額35億3,322万2,000円、補正額9,225万1,000円、計36億2,547万3,000円でございます。

続きまして、2ページおよび3ページをご覧ください。

歳出。1款 議会費、補正額442万6,000円、2款 総務費6,7 10万3,000円、3款 民生費953万8,000円、4款 衛生費3 76万5,000円の減額、6款 農林水産業費1,072万9,000円、 7款 商工費147万7,000円の減額、8款 土木費290万6,00 0円の減額、10款 教育費1,835万1,000円、13款諸支出金9 74万8,000円の減額。よって、歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

4ページをご覧ください。

第2表、地方債補正。起債の目的、臨時財政対策債。補正額362万1,000円。限度額補正前1億3,900万円、限度額補正後1億4,262万1,000円。よって、計、補正額362万1,000円、限度額補正前2億4,170万円、限度額補正後2億4,532万1,000円。以上でございます。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 9ページの雑入です。高額医療の返還の問題がありました。それで、平成26年度の補正予算では、この金額が入ってくると見込まれると思います。つまり、報道では残りの32件については、手続を進めているところというように書かれています。32件が、金額は書かれていませんが、こに雑入1,000円だけが口あけと書かれています。これ自体が、やはり問題ではなかろうかなと思います。つまり、入る金額が見通せない年度の始まりでありますとそうなるかもしれませんが、ここにあります福祉医療の高額療養費の社保分の繰り入れは、手続の未完のものが32件あるわけで、合計金額が幾らかと。つまり、これは入るべき金額だというように雑入でしなければなりません。その歳出の方は、既に年度以前に、平成26年度以前に高額医療の町の立てかえ分で出費をしている金額ですので、戻る金額で計上できないか。質問は、戻る金額で起債の金額をそこに入れて、予算としてちゃんと明示をするというのが道理ではないかと思うんですが、見解を求めたいと思います。
- 〇建部議長 住民課長。
- ○川嶋住民課長 今回の補正につきましては、小中学生の医療費を拡大したことに伴う高額医療の戻し入れをそこに計上いたしましたので、今までの部分につきましては、既に予算計上されていますので、そこでちょっと一部補正はさせていただいて、昨年度の分が入ってきますので、12月には補正をさせていただきたいと思っています。今回のこの口あけにつきましては、小中学生の高額療養費の戻し入れがあった場合につきましては、ここに入れるということで補正をさせていただきました。よろしくお願いします。
- ○建部議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 次に、日程第26 議案第42号を議題といたします。 議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第42号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補 正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

〇建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

〇川嶋住民課長 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) について、説明させていただきます。

予算書を1枚めくっていただきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,391万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,370万2,000円にお願いするものでございます。

1ページ、第1表をお願いいたします。

歳入の部でございます。8 款 3 4 6 万 6,000円の減額でございます。 9 款 繰越金3,738万4,000円でございます。歳入合計、補正前予 算額9億4,978万4,000円、補正額3,391万8,000円、計 9億8,370万2,000円でございます。

次のページ、お願いいたします。 2ページです。

歳出の部でございます。1款 総務費346万6,000円の減額、8款 諸支出金1,713万3,000円、12款 予備費2,020万5,00円。歳出合計につきましては、歳入合計と同じでございます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第27 議案第43号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第43号 平成26年度甲良町下水道事業特別会計補正 予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

〇北坂建設水道課長 平成26年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)をご説明申し上げます。

表紙の裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ390万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億474万7,000円とするものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表でございます。歳入。2款 繰入金1,100万円の減額でございます。5款 繰越金15万4,000円の増額でございます。8款 分担金および負担金694万2,000円の増額です。歳入合計といたしまして、補正前予算額5億865万1,000円、補正額が390万4,000円の減額で、補正後予算額は5億474万7,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費408万8,000円の減額です。3款 公債費、補正額はありません。財源の組み替えだけです。4款 予備費18 万4,000円の増額です。歳出合計額は歳入合計額と同額でございます。 よろしくお願いします。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第28 議案第44号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

〇陌間事務局長 議案第44号 平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業 特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○陌間人権課長 議案第44号 平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業 特別会計補正予算(第1号)について、説明させていただきます。

表紙裏面をお願いします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万5,000円を追加 し、歳入歳出の総額をそれぞれ2,290万円とするものでございます。

1ページをお願いします。

歳入。2款 繰入金、補正額26万5,000円。3款 諸収入52万円です。歳入合計、補正前の額2,211万5,000円、補正額78万5,000円、合計2,290万円でございます。

2ページをお願いします。

歳出。1款 総務費、補正額26万5,000円、2款 公債費、補正額52万円。歳出合計額は歳入合計額と同額でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いします。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第29 議案第45号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第45号 平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

〇米田保健福祉課長 平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号) について、ご説明申し上げます。

予算書表紙の裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ364万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億5,754万円とするものです。

1ページをお願いいたします。

歳入。 3 款 国庫支出金、補正額 2 4 万 4 , 0 0 0 円、 5 款 県支出金 1 2 万 2 , 0 0 0 円、 6 款 繰入金 2 0 万 1 , 0 0 0 円、 7 款 繰越金 3 0 7 万 8 , 0 0 0 円。歳入合計 7 億 5 , 3 8 9 万 5 , 0 0 0 円、補正額 3 6 4 万 5 , 0 0 0 円、計 7 億 5 , 7 5 4 万 円。

2ページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費、補正額44万4,000円の減、3款 地域支援事業費61万9,000円、6款 諸支出金347万円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第30 議案第46号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

〇陌間事務局長 議案第46号 平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別 会計補正予算(第1号)。 上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

〇川嶋住民課長 平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号) について、説明させていただきます。

予算書の裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ294万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,877万9,000円にお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款 繰入金294万6,000円の減額。歳入合計、補正前の予算額7,172万5,000円、補正額294万6,000円の減額、計6,877万9,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費、補正額294万6,000円の減額。歳出合計は歳入合計と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第31 議案第47号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第47号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営 事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○若林産業課長 議案第47号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営 事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

1枚めくっていただきます。

歳入歳出予算。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万6, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,708 万2,000円とするものでございます。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。1款 補正額39万7,000円、2 款 繰越金7万9,000円。歳入合計額、補正前の額1億7,660万6, 000円、補正額47万6,000円、合計で1億7,708万2,000 円でございます。

次に、2ページをお開きください。

歳出でございます。1款 事務所費、補正額17万6,000円、2款 直 売所運営費30万円。歳出合計額は歳入合計額と同額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。15分間。3時5分から再開いたします。

(午後2時50分 休憩)

(午後3時05分 再開)

○建部議長 再開いたします。

次に、日程第34 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間につきましては、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内といたします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問は時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。なお、答弁する人も簡潔、明瞭に答弁をお願いします。

それでは、2番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○阪東議員 2番、阪東です。今ほど議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

まずは最初に、防犯対策について、ご質問させていただきます。

昨年の12月に庁舎の防犯カメラの設置ということで、補正予算をされました。しかしながら、前年度についてはできなかったので繰越明許という形で、今年度事業で実施されることになりました。設置はされていると思うんですけれども、設置状況をお聞かせ願いたいと思います。完了している場合については、台数、箇所、金額、効果というところについてどうであったかお聞かせ願いたいなと思います。

〇建部議長 総務課長。

○中川総務課長 防犯カメラですが、7月に設置をさせていただきました。台数は合計で10台です。設置箇所は、役場と町公民館と保健福祉センターにつけました。

役場につきましては、1階の庁舎に2台と、駐車場に向けて1台、それから駐車場は正面の駐車場とそれから東館の駐車場に向けて1台です。それから、町長室に1台。役場では、合計で5台です。それから、公民館の方は、玄関ホールと西側の入り口方向に1台、合計2台。それから、保健福祉センターは、玄関ホールに2台とプール側の方から通路駐車場に向けて1台。合計10台でございます。

金額ですけれど、190万9,332円で、若干予算は残っております。 現在、運営してみてということで、今のところそれ以降、暴力沙汰みたいなことは起こってなくて、細かいいろいろなやりとりはありますけれど、です。例えば、駐車場に長くとまっている車があったりというのは監視していまして、それもなくなりましたが、大きな事件とかそんなのではないんですけれど、というところが見られているというのはあります。ただし、1階の役場はやっぱり2台しかついていないので、広いフロアですので、少し見にくいところもあるので、予算が若干残っておりますので、不十分なところについては、少し追加をしていきたいと考えております。

- 〇建部議長 阪東議員。
- **○阪東議員** 今の関連して1点だけ。当然、録画システムだと思うんですけれ ども、その録画は何日ぐらい残るんですか。
- 〇建部議長 総務課長。
- ○中川総務課長 それぞれの役場、公民館、保健福祉センター、それぞれに録画システムとセットで置いています。1テラ、役場は2テラかな。画像によって日数が変わるので、今は多分2週間の設定をしていると思います。画像を少し弱めると1カ月というのはあるんですが、通常、そこまで設定しなくてもいいということなので、あまり粗くすると何が映っているかわからんという状態もありますので。ちなみに、カメラは夜間監視ができるようなシステムになっています。
- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 カメラは効力がまた裁判で証拠能力が高いということで、抑止力にもなりますので、その確認とか、また管理の方をよろしくお願いしたいなと思っています。

もう1点、2番目の項目で防犯カメラは当然今のような犯罪の抑止力、また事件が発生した場合に解決する能力が高いということで、商店街では万引きの抑止というところについても、多数設置をされております。前回お伺い

したんですけど、尼子駅が設置が不十分、ダミーと聞いたんですけれども、そういうところが不特定多数が行き交う尼子駅構内ということで、やっぱり24時間利用度の高い部分もありますし、また道の駅も24時間の利用の高いというところもあります。そういったところについては、設置の充実をした方がええと思うんですけれども、今、190万円という金額をお聞かせ願いましたので、前回の予算は400万円ぐらいを計上されています。そういった意味で、そこら辺の関係も、要は痴漢防止も含めて対策がとれるんじゃないかなと思っています。そういった中で、町としての見解をお聞かせ願えればありがたいなと思います。

- 〇建部議長 総務課長。
- ○中川総務課長 議員のおっしゃられたとおり、予算は、幸いといいますか、 余っておりますので、道の駅とか保育園には、もう既についております。尼 子駅にはついていませんので、特にその他町管理の施設についてになると思 いますけれど、予算の許す限り設置をしていきたいと考えています。
- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 続きまして、3番目の町の防犯対応について、お聞かせ願いたいんですけれども、昨年の9月に一般質問をさせていただました。そういった中で、今回で3回目、同じ質問をさせていただきます。前回の質問で答えが十分でなかったので、再質問をさせていただきます。

前回、初代の不当要求官の指導のもと、職員に対する防犯対応マニュアルについて作成して、それに基づいて教育訓練、トレーニングを行うようにと、最初の段階で言われました。これについては、背景については、いろんな町の税務職員が訪問したとき、本来は訪問したらだめやと思うんですけど、訪問したときにトラブルがあったと聞いています。やはり、そういったところについて、まだ昨年の段階ではマニュアルがちょっとできたということで、全員に周知徹底の配布をするというところで終わっています。

これについて、その後大体1年ぐらい、たっていますので、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

- 〇建部議長 総務課長。
- **〇中川総務課長** 防犯マニュアルは、その後作成がされておりまして、課長会の方でも徹底しております。

昨年の9月には、毎年9月に防災訓練をやっているんですけど、たまたま雨やったということもありまして、公民館の2階の方でマニュアルに沿った防犯実施訓練ということをさせていただいております。

それと、今年1月4日、仕事初めのときには、職員対象に、防犯について マニュアルを使いながら詳細にわたって、税務課長が中心で説明をさせてい ただたいて、クレーマー役と対応役というふうに分かれて、実演をして実際 を見てやったと、そういう一応訓練はさせていただきました。これは、毎年 続けていきたいと考えています。

- 〇建部議長 阪東議員。
- **○阪東議員** 是が非に、マニュアルで訓練の過程の中から、マニュアルを訂正 をしていきながら、実に沿った形にしていただきたいなと思います。

続きまして、④の関係です。高齢者やひとり暮らしに不審者による電話で金融商品の勧誘や詐欺など、ここ数年後を絶ちません。件数的には、新聞で書かれていましたけれど、減少したものの、被害額は逆に伸びておるというところです。甲良町においても、7月14日の新聞報道ですね。65歳の男性が、懸賞金手続による特殊詐欺という形のもので、電子マネーで43万円をだまし取られたという記事が載っていたわけであります。おいしい話はありませんが、巧妙なテクニックで簡単に被害があるのは現実です。

できれば、これについては要望的な検討をしていただきたいんですけど、この特殊詐欺については、極めて電話録音というな形について非常に嫌うというところを言われています。最近では、高録画のICレコーダーも安い金額、大体これは6,000円ぐらいで販売、受信機で6,000円ぐらいで販売をされております。電話接続器が、ある一定のメーカーなんですが、販売はされています。

そういった意味で、以前、火災報知機を要望の家庭に助成をされました。 それよりもかなり対象は少ないと思うんですけどね。老人の家庭に一部助成 という形にしていただければありがたいなと考えております。これは、いろ んな形でまた検討が必要なので、ここでは要望としていきたいなと思ってい ます。このICレコーダーについては、簡単に取りつけられますし、業者の 手も要りませんので、一度検討をしていただきたいと思います。

お答えが、回答がいただけるのであれば、ちょっと回答をお願いします。

- 〇建部議長 住民課長。
- ○川嶋住民課長 高齢者が被害に遭わないような啓発は十分していかなければならないと思いますし、消費者相談窓口で現在うちでは対応していきたいということでございます。ICレコーダーの一部助成につきましては、今後の検討課題ということでさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 是が非でも検討をお願いしたいなと思っております。

続きまして、2番の安心・安全の政策について、お伺いしたいと思います。 前回、6月議会で質問しました防災センターの建設の内容です。延べ面積 が約2,000平方メートルということで質問の回答をいただきましたけれども、これについて再質問という形になりますけれども、今年の3月初旬に新年度事業ということで説明記事がトップで掲載されておりました。私たちの甲良町では、安全・安心のまちづくりを重点に置くとの内容が記載されておりました。平成23年度の発生した東日本大震災をきっかけで、被害予測も大きく変更されました。また、近年の異常気象においても、暴風、洪水等の人類が経験したことのない災害が、過去被害がなかった地域でも起こっております。広島で発生した土石流、福知山の豪雨など、防災に関する意識は住民にとって最も関心があり、特にお年寄り世帯については不安だと思います。

再度お尋ねします。今年度、安全・安心のまちづくりを拠点として防災センター建設を計画されました。町としての建設に対しての企画コンセプトをお聞かせ願いたいと思います。設計金額を3月に2,600万円の予算化をされております。そういった意味でも、大体先が見えているころだと思いますので、よろしくお願いします。

〇建部議長 総務課長。

○中川総務課長 先が見えてるやろうというちょっと尻に火がついた思いの答弁になりますけれど、その後竜王町とか東近江市が最近整備されておりまして、担当の方で視察といいますか、状況を聞きに寄せていただきました。その内容をふまえましてですけれど、基本的な方針といたしましては、前回も答弁させてもらったと思うんですが、防災センターという位置づけ、一部には役場の庁舎とかという話もありましたけれど、それはそれでちょっと別で考えるということで、ただし毎回言っています、建設水道課が入っております建物については、相当危ないやろうということがあるので、建設水道課、それから産業課についても、公民館の一室で事務をしているということで、これは公民館法上、あまりふさわしくないということもありますので、その部署については防災センターの方に入っていく可能性を考えております。それと、もちろんですけど、防災担当というのが中心にそこに入っていって、その施設を運営していくということで、今、検討をしております。

災害とかはもちろんですけれども、平常時においても利用しやすい建物ということで、面積的にはおっしゃるように2,000平方メートル前後を考えております。機能的には、細部といいますか、交流機能を持っていこうというのはあるんですけど、言い出すとちょっと結構長いのであれですけれども、担当総務課の中では、ある程度方向性を出しているところです。

早々に、それを仕様書にまとめていって、基本設計をしていただくという 段取りで今進めているところということで、少し遅れ気味ということは申し わけないんですけどありますが、できるだけ早く進めていきたいと考えています。

- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 できるだけ早く議会にその思いぐらいは出してもらいたいなと思います。そういった意味で、我々がまた集落等に帰って、こういう形で進められておるということも、やっぱり言うていかんと不安もありますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、もう1件ですね。これは町長の公約でしたっけ。今年度の安全・安心の政策で、スズメバチに対する駆除助成金が15万円予算化をされております。駆除の状況はどうですか。

- **〇建部議長** 住民課長。
- ○川嶋住民課長 問い合わせは十数件ございますけれども、その中に申請書類等渡している方もございますけれども、きのうまで申請はまだございませんでした。今日1件、申請が1件あって、今、審査をしているところでございます。
- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 できるだけPRをしていただいて、駆除を、刺されてしまうとやっぱり死亡にもつながりますので、十分にPRしていただきたいなと思います。

続きまして、④の関係です。避難におけますバックアップ施設ということで、定期的なハザードマップの見直しについて伺いたいなと思います。

昨年から今年にかけて、各地で甚大な被害、雨など洪水などで被害が発生しているわけなんですけれども、本町においては、災害における危険率も現在では低いため、一定の安心はしているわけなんですけれども、しかしながら、大上川も集落の地面より高い天井川という形になっておりまして、いったん堤防が決壊すると甚大な被害が起こるということも予測されます。現在、一時避難場所について、集落の意向も反映して、集落に大体1カ所ずつ設置をされていますが、これで本当に地形上大丈夫なのかなと思います。

例えば、我々の集落の下之郷なんかは、中央に集会所があります。こういう場合、地震が起こると一番不安全な部分です。また、小川原さんみたいに草の根あたりは、堤防が決壊しますと低いあたりで浸水する可能性もあります。

要は、集落の意向を反映してつくっている以上、本当に地形的に大丈夫、 またバックアップの施設をどう考えるかについて、今後やはり集落プラス町 で考えていかなければならないのかなと思います。

そういった意味で、定期的なハザードマップというものを更新する必要が

あると思うんです。甲良町については、全くホームページでもぱらぱらと集落の拠点だけしか一時避難場所は載っていませんので、そういった意味を、例えば小川原であれば、堤防決壊したときには、あそこの呉竹の保育園のあたりまで上げるかというところについても、やっぱり考える必要があるん違うかなと思います。

そういった意味で、町としてどういう考えがあるのか、ちょっとお答え願いたいなと思います。

- 〇建部議長 総務課長。
- ○中川総務課長 集落の施設については、確かに字1カ所ということです。基本的に、今のところは集落の一時避難所が使えない、あるいは危険やという場合には、もう広域避難施設への避難ということを考えてもらうということで、広域避難施設、小学校であるとか、例えば小川原でありますと、呉竹地域総合センターであるとか、それで中学校、いろいろ公民館とかありますので、小さな町ですので、字の中に幾つかあっていいものかということも含めて、それは検討する必要あると思うんですけれど、相互利用も含めて、例えば尼子の施設だから尼子の人しかあかんとかいうことではないと思いますので、状況に応じて町の避難所という考えも含めて、相互に利用していくということも含みながら考えていく必要があるかなと思います。

それと、ハザードマップなんですけれど、一応、町の方では防災計画があります。最近ですと、平成4年、11年、19年、24年というふうに防災計画の見直しをしておりますので、その際に一応、ハザードマップも含めて見直すということにはなっているんですが、もちろん必要に応じて、県の方でも作成されますので、情報が入ればすぐに見直すということをやらせていただいているという状況です。

ただし、現在は、水害についてのハザードマップ、甲良町にはありません。 土砂災害のハザードマップと地震かな。2つあるんですが、水害についてがまだ設定されていない状況があります。ハザードマップをつくるにあたっては、調査等必要になってきますので、相当なお金がかかってくるということもあるので、その辺は県と協力しながらつくっていかないと、なかなか簡単にできないということもあるので、現実はそうなっているということで、水害へのハザードマップの対応はいまだできていないというのが現状です。

- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 ハザードマップをインターネットでちょっと見たんやけれども、 大体甲良町、9カ所ぐらい、危険地域が9カ所ぐらいあるという形で県のホームページで書いておったんですけれど、大体どこら辺になんですか。土砂 災害やったかな。土砂の関係ね。

- 〇建部議長 総務課長。
- ○中川総務課長 土砂災害上のハザードマップだと思います。地域は、大別しますと、正楽寺と池寺と長寺西の山の方という大きな3地域で9カ所ぐらいあると思います。
- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 9カ所と書かれてあって、どこやいうのが全然わからないんです よね。その点がやっぱり周知するのも、ホームページもいいかげんなもので ね。ちょっと聞かせてください。
- 〇建部議長 総務課長。
- ○中川総務課長 今言いました地域の集落の方には、一応ハザードマップでこういうふうに指定されているという情報は流させていただいているんですが、おっしゃるとおり、町民全体に対してこうやということは必要やと思いますので、また流していきたいと思います。
- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 続いて、農業振興についてお伺いさせていただきたいと思います。 農業振興政策についての1番ですね。道の駅の安全・安心の野菜について、 お伺いしたいと思います。人は健康に生きるために、呼吸し食べて生活を営む。食をめぐる問題は、生存にとって最も基本的な問題であり、食は命であるとともに表現される。安全のない食料が流通する社会は、人間の存在を根底から危うくします。1年365日、毎日食事をとる、安全なものを望むのは当然であると思います。

ところが、食の安全に関する大事件は、過去から後を絶ちません。先日も、 大手マクドナルド株式会社が賞味期限の切れた腐食した肉をチキンナゲット に入れて販売したということで、大きく問題になったわけでございます。そ ういったこの大手の不正によって、本当に消費者というの、信頼が失墜した わけです。

そういった中で、安全・安心を求めるために、地産地消の食べ物ということを求める消費者が多くなりました。それとともに、道の駅、やさいの里の地元の販売も年々それとともに増加したと思います。しかしながら、以前は普及していたこの安全を示す「環境こだわりシール」というのが全く消えてしまっているというのが現実でございます。シールがついているということは、私も長野とか、そういう研修にも行ったんですけれども、そういうところにはやっぱりちゃんとついていて、インパクトがあるなと思っております。

この激減の理由で、全くつけられなくなった、うちの道の駅でもなく、やさいの里でも全然ついていないんですけれども、これは激減した理由については、滋賀県が発信した環境こだわり制度が、国の政策にかわり印象が受け

にくくなったことも、野菜等の助成金、ハードルも高くなったことについて も原因があると思います。

まずは、なぜこう激減したのかということについて、いっぺんこれ甲良町としても調査をしていただきたいのと、そしてやっぱり地域の産業を活性化するためにも、生鮮野菜ですね。コストのかからないやり方の認証方法というのをやっぱり県に提案して、やっぱりそういう形で認証の枠を広げてもらうように、いっぺん陳情していただきたいと思います。

ちょっとそこら辺の意見をお願いします。

- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** 認証制度につきましては、化学肥料および化学合成農薬 5 割以下を提言するという取り組みについて、滋賀県が認証を行っているものでございます。

平成19年度から、農地・水・環境対策の一環として、地域ぐるみでの取り組みに対しましては、一部補助金がございましたが、平成23年度から環境こだわりの取り組みと地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取り組みに支援をするというように変わってきました。それで、認証制度は、議員が申されますように、農産物のブランド化で付加価値を高めるものでございます。補助金とは関係なく、そういうようにしていくという方針になりましたので、生産者の方については補助金がないというようなことで、ちょっと作付というか、がなくなってきたのかなというようなことも考えられます。と作付というか、がなくなってきたのかなというようなことも考えられます。と調整というか、要望を今、議員さんが申されるように調査して、でもるだけブランドというか、認証マークのついたブランドの作物をつくっていただくようにしていって、道の駅も幸い生産者の方の作物がちょっと認識ができているの方が増えてきておりますので、そのようなものを置きたいとこう考えているところでございます。

- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 減った理由というのも、県も悪いと思うんですけれども、補助金をお米の方ばかりシフトしてしまって、野菜の方に全くシフトしていないというので、そういうようなもので魅力がなくなって、もうそんなんよりもつけなくて売った方がコストがと合うということで、やっぱりここは一ぺんやっぱりもう1回復帰してもらうように、陳情を願いたいと思います。

もう1点、その中の関連質問で、環境保全型直接支払交付金と735万円、 これほとんど米でしょう。

〇建部議長 産業課長。

- **〇若林産業課長** もうほとんど水稲でございます。
- 〇阪東議員 水稲ね。
- 〇若林産業課長 はい。
- **○阪東議員** ということは、全くないということが現実なので、是が非に努力 お願いしたいというように思います。

続きまして、2番目の項目で、農産物の安定供給のために、せせらぎ農産物計画出荷協定推進事業を設置されております。予算が210万円ということで、これは申請方式だったと思うんですけど、現在の対象者数は何人でしょうか。

- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 今年度より品目を4品目増やしまして、10品目とさせていただきました。一応、それで案内を生産者組合の方に案内を出したところ、8名の方が申請がございました。申請出荷額は、一応88万9,850円となっております。補助交付金の対象としては、13万3,477円というのが、現在、申請になったところで、実績につきましては、これからの出荷のぐあいによって、申請の8割以上の出荷がないと補助の対象になりませんので、ここは見ていきたいと、このように思っているところです。
- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 是が非でも、新しく設置した事業ですので、枠を広げてもらって、 多くの方に参加してもらうということでお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、③になってきます。せせらぎの味特産開発事業の取り組みということで、これも当初安い金額やなと思うたら、助成金が30万円と出されるということで、この対象組織というものが限定されているのか、個人として出されるのか、そこら辺について現状どうなのかなと思ってお伺いしたいと思います。

- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 一応、助成金30万円の予算でございますけれども、1件あたり5万円で、一応6件を考えているところでございます。対象組織といたしましては、せせらぎの里こうら交流館またはせせらぎの里加工所への出荷をされる甲良町内の団体が対象となっております。
- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 月5万円で6人、6団体ということで、これは単年度で5万円で何ができるんやと僕は聞きたいんですけど、長期トレンドで考えておられるのかどうなのかというのをお伺いします。
- 〇建部議長 産業課長。

- ○若林産業課長 議員が申されますように、特産品というのは、そう簡単に短期間でできるものではないと考えるところでございますが、何分補助金というものでございますので、年度がまたいだりとか、長期間とかいうのはちょっとなじまないので、単年度交付金にということにご理解を願いたいと思います。
- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 多分、単年度であれば、もうそこで踏ん切りになってしまうのと違うかなというふうに思います。これについては、もう少しやっぱり独自化ということも考えておられると思うので、そういうような形について加工品とかいうのであれば、その単年度というものについては、はなはだこうやっぱり5万円ではできないので、そこら辺にばっとやっぱり金額を投入する方向性というものを思い切って、やっぱり産業課であれば、産業を主体に考えていただきたいなと思っております。今後よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、最後の質問になりましたが、ひとり親家庭という形のもので、 最近問題になっております。それについて、今日は突っ込んだ形ではお伺い しませんが、5年に1度、このひとり親家庭ということで調査をされており ます。今年の1月の時点で、滋賀県は1万4,446世帯というようなとこ ろで、過去最大になっているということを聞いております。そのうちの母子 家庭というのが、1万3,142世帯、また父子家庭が1,304世帯とい うことで、父子家庭については、若干上昇があるものの、大体同じ水準で推 移しているということでしたけれども、母子家庭の増加というのが、年々増 加しているということで、その原因としては離婚と未婚が増えているという ことが原因であると書かれていました。

ここで、質問の中身なんですけれども、ひとり親家庭というのは、大体、特に母子家庭については、就労不安やほんとに悩んでいる人がたくさんおられると思います。行政についても、そういうような相談があるのかないのか、ちょっとわからないんですけれども、そういう支援が必要だと思います。現在、把握されております甲良町のひとり親世帯というのは、どの程度なのか、当然住民課であればわかってはると思いますので、よろしくお願いいします。

- 〇建部議長 保健福祉課長。
- ○米田保健福祉課長 ひとり親家庭につきましては、滋賀県が5年に1回の調査ということで実施しておられまして、福祉医療券の交付数をもって報告させていただいています。平成21年度甲良町の母子家庭は80件、父子家庭が13件です。平成26年の1月現在の調査では、母子家庭が82件、父子家庭が23件ということで、父子家庭が非常に増えているというのが甲良町の現状でございます。

- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 先ほどちょっと読み上げた中で、やっぱり就労不安とかいろんな 形の母子家庭に対する悩み相談というのは、どの課が、今、そういうような 相談あるんですかね。
- 〇建部議長 保健福祉課長。
- ○米田保健福祉課長 相談は保健福祉課の方で受けております。それと、県の方に母子家庭相談員さんという人がおられますので、ひとり親サポートということで、サポート便というのを3カ月に1回ぐらい届けて家庭訪問をしていただいています。
- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 どうもありがとうございました。私も、母子家庭で3年に父親を 亡くしたんですけれども、長く母子家庭で育ちましたので、子どもが大きく なるにつれまして、経費また生活環境のもので非常に悩みがお母さん方には 多くなってこようかと思います。そういった中で、サポートをできる体制と いうのを切に願いまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがご うございました。
- ○建部議長 阪東議員の一般質問が終わりました。次に、9番 丸山恵二議員の一般質問を許します。丸山恵二議員。
- **〇丸山恵二議員** 住民課に問いたいと思います。

まず、高額医療の返還金につき、なぜこのような不正に作成をしてしまったのか、まず、課長、よろしくお願いします。

それと、きのうの答弁でわからなかったので、課長の方がしたんじゃない、 誰がしたのかというのがわかれば、そこまで。課長の命令なしに、勝手に参 事がしたのか、その辺までお願いします。

- 〇建部議長 住民課長。
- ○川嶋住民課長 済みません、この事件が起こった背景につきましては、事務が滞っていた、できていなかったということにつきまして、それにつきましては当然上司がそれを知っているべきであって、それはできていなかったことに対して指示をして、当然それはするべきだったんですが、それが私が把握できていなくて、指示もできていなかったということで、それが一番の原因であるかなと思います。それで、その不正請求で、もう時間がなかったというか、時効が迫っておりましたので、それをせよということでは全然私は指示はしていないんですけど、担当者がもう時間が迫ってきたのでやってしまったということでございます。
- 〇建部議長 丸山恵二議員。

- ○丸山恵二議員 今、町民Aさんとします。町民Aさん宅で、少し聞いたところによりますと、やっぱりちゃんとした説明がなされていなかったというのは行政の方ね。ちゃんときちんとさえ説明がもらえていたら、別に旦那さん仕事行っているときも今の時代、電話もありますので、何とか本人に確認をとってもらえるようにという説明が全くなかったと聞いております。その辺の説明は、誰がなさったのか知りませんが、きちんとわかるように、こういう高額医療の払い戻しのことに関しても、やっぱりその第三者に関しては、その本人がいなかったら本人が伝わるように詳しい説明はできていたんですか。
- 〇建部議長 住民課長。
- ○川嶋住民課長 それができていなくて、当然説明につきましては、奥さん、電話で奥さんの方に電話をさせていただいて、ある程度は説明していると思うんですけれども、当然奥さんの方の理解ができていなかったのかなと思うんですけれども、当然それが伝わっていなかった。

(傍聴席から声あり)

- ○川嶋住民課長 当然、訪問してやらしていただかないのはあかんわけですけれども、しっかりそれにつきましては説明できていなかったというか、それにつきましても当然その責任は私にございますので、私の責任であると思っております。
- 〇建部議長 丸山恵二議員。
- ○丸山恵二議員 というのは、これは2年間もほっておいたこと、これを2年間もほっといたというか、業務ができていなかったという判断をやっぱりしてしまいます。というのは、今、住民課の課長ですが、その前はこれは保健福祉課でやっていたこと。当然、保健福祉課のときも今の課長。ということは、そのときから2年前から、やっぱりこういう業務はもう完全にできていなかったと。やっぱり、町民Aさんに関しても、きちっと説明がしていただけていれば、何もこれを払い戻しをしないとか、そんなことを言っているわけじゃないので、きちっとした説明がないから、ここまで話が、黙っていられないということで怒ってはるのは事実なんです。だから、ここまでなるまでのやっぱり2年間、課長は保健福祉課にもいてたときからも課長ですので、やっぱりそのときからのこの業務は行っていなかったということで、もうとられてもしょうがないですよね。
- **〇建部議長** 住民課長。
- ○川嶋住民課長 はい、そのとおりでございます。
- 〇建部議長 丸山恵二議員。
- ○丸山恵二議員 そこで、正直、私は、町民Aさんから聞いたとき、より早く

「ちょっと待ってください」と。「私が一ぺん役場の方に行ってきます」と言って、課長に会いましたよね。そのときにも、課長に会ったときも、町民 A さんは、事は別にそんなに大きく荒立てたくはないということを私はあな たに伝えたと思うんですよ。だから、そのときに私が言ったのは、すぐにやっぱり謝罪に来てほしいと、町民さんが言ったときに、すぐにやっぱり行か なかったこと。それと、やはり長であるトップの町長の謝罪も求めていました。その後、町長の謝罪のはどうなったんですか。

- 〇建部議長 住民課長。
- ○川嶋住民課長 大分時期はずれましたけれども、町長と私で、本人宅へ謝罪 に行かせていただきました。

(傍聴席から声あり)

- **〇建部議長** 傍聴席の方は静かにお願いします。 丸山恵二議員。
- **〇丸山恵二議員** 私は、町民Aさんに聞いたときに、すぐにここへ来ました。 もう、すぐにやっぱり行かな、これはもうほっとけることでないと思うたの で、すぐに来ました。そのときに、より早く町民さんは言うのには、やっぱ り早い、私のところへ一応ワンクッションおいて来てくれたということは、 事を荒立てたくないから、やっぱり先に町長の謝罪が欲しいと。それさえし てくれればいいということを、あなたに伝えましたよね。だから、私は、あ なたに一番に、もちろん担当課も行くんですが、町長も一緒に謝罪に行くよ うにより早く言ったとこですよね。そこが行けてなかった。だから、ここま で話というか、新聞まで報道までなった。ここまで本当は町民Aさんはした くなかったということを言っているんですよね。何もね。なぜ、やっぱりそ こまでやってはいかんことを既にもう、これは住民課で事件を起こしたんで すよね。1つのね。この件に関してのやっぱり悪いという謝罪、それをあせ って2年間ほっていた、結局そのお金は返ってこない。町にも損害を与えて おります。そういう中でのやっぱり長いこと何事もほっておくといかんとい ことで、私は早く行った。それを今、かなりたってからと聞いていますが、 私が来てからやっぱり1週間も10日も後ですか。
- 〇建部議長 住民課長。
- ○川嶋住民課長 私が最初に謝りに、私と担当者が行かせてもろうてから、1 カ月ほどたってからでございます。
- **〇建部議長** 丸山恵二議員。
- **〇丸山恵二議員** 今後、こういうことがあってはいかんのですが、きのうから 全協に詳しい説明を皆さんにしていただいた中、やっぱりまだ十数件、何十 件というのが中にもあるということですが、今後このようなことがないよう

に、きちっと業務を行っていただきいと。また、それと町民Aさんに、きちっとした謝罪を求めて、一日でも早く和解というとあれですが、やっぱり謝るところはきちっと謝って、一日も早く解決をすることを願っています。

- 〇建部議長 丸山恵二議員。
- ○丸山恵二議員 私たちの村の横を通っている南川河川につき、池寺から私たちの村を流れて豊郷町の方まで流れている南川ですが、池寺四ツ塚付近、団地のあるところらですよね。ここらの川底が大分上がっているように思うんですが、この先、浚渫をする予定はあるのか、ないのか。というのは、異常なぐらいのこのごろの大雨、あっては遅い、ある前に気づいたことですので、この先、浚渫をする予定はあるのか。
- 〇建部議長 建設水道課長。
- ○北坂建設水道課長 南川ということで、1級河川でございます。本年度、昨年度からずっと土木の方には要望をしておりますが、浚渫はいまだ実施されていない状況です。立木とか、そういうものは早く早急にしてもらうように改めて要望をしているところでもございます。浚渫については、河床が高い箇所、低い箇所、そういうのがあるもので、それをならすとか、そういうようなことを考えておられるようで、あと土の処分を町が用意するということが条件なようでございます。なかなかそういうのをするのは難しいということで、また新たに処分地も含めた要望を周辺の流域の町も交えて、追加に要望を行っておるところでございます。
- 〇建部議長 丸山恵二議員。
- ○丸山恵二議員 それでは、今の答弁でありますと、今のところ予定はないと、したいというところですが、予定はないと。しかし、今のところ、こういう異常気象、いつ川が氾濫するか。というのは、この頃のすごい大雨のときに、僕も車で雨の中ですが、やっぱりちょっと通りかかって見ると、もうブロック1枚、2枚ぐらい下ぐらいまでいうぐらい水が来ているときがあるんです。というのは、今の団地のある四ツ塚団地の右左あるんですが、下へ下がって左側かな。の団地がちょっと低いんですわ。かなりね。団地自体がね。右側に比べると団地は低い。一方は、山のグラウンドの斜面となってがると「何かがやっぱり起きてからというのは非常に遅いので、これはやっぱり強く押して、一日も早くやっぱり計画を立ててやってもらわないと、住民の方もやっぱり不安で。今までだったらそんなことはないと思うんですけど、どこもかも見ているとおり、異常気象の雨の量がすごいですよね。だからとき、僕はもう間違いなくこの目で見たんですが、1枚、2枚ぐらい下まで来ていると、やっぱり雨が降っているとさらにもう上がって、これが不安でね。

やっぱり、住民の方もちょっとおびえている人もいはるし、年のいった方もいはるので、その辺、一日も早くお願いしたいと思いますので、極力もっと強くプッシュしてください。

- 〇建部議長 丸山恵二議員。
- ○丸山恵二議員 町の施設につき、甲良町内では13集落の字がありますが、 私たちの村には、町民グラウンドとしてはあるんですが、小さな子どもたち、 小学校でも低学年かな。ぐらいの子どもが遊ぶような公園がもう、1つもな くなっているという状態です。

ここで、小さな子どもがやっぱり町民グラウンドである高い山まで行くのがなかなか行けないということで、お母さん方から聞いたんですが、何とか村というか、下の方に、今はもう昔あった小さな公園は皆駐車場になっているんですが、そういう設置のことは考えておられますか。

- 〇建部議長 人権課長。
- ○陌間人権課長 今まで地元と協議して、公園が駐車場とかいう状況に変わってきた、ということで、公園については減ってきているという状況、認識はしています。

ただ、子どもの遊ぶ場所としましては、子どもたち、今、お宮さんのとことか、御旅所のとこら辺とか、またセンターの駐車スペース等々で遊んでいるような状況でございまして、今、特に町として新たに公園を建設していくという予定はちょっとございません。

- 〇建部議長 丸山恵二議員。
- ○丸山恵二議員 今の答弁は、確かにその神社とか、そういうところで遊んでいるんですけど、やっぱりおじさんとかおばさんとか、やっぱり神社とかで子どもがボール投げをしているとやっぱり怒られているんですよね、子どもね。子どもが遊びたい場所がないから、そういう神社とかお寺の境内の周りとかを走って歩いたりするんですね。それと、やっぱり稲刈りが終わった後、田んぼに入ってボール投げしたりとか、そうするとやっぱり田んぼの持ち主にも当然無断で入って怒られているというような状態です。

だから、こういうようなことは一日も早く、各集落にはやっぱり小さなグラウンド、多少なりブランコなりの遊具が置いてあって、そういう遊び場所があるということで、場所的になければ、旧の長寺センターなんか、駐車場の土地なんか空いてますやんか。ああいうとこらでやったら、まだ小さい子どもが自転車でも行っても遊べるし、何とかそういう方法で考えていただきたいなと思うんですが、その辺はどうですか。

- **〇建部議長** 人権課長。
- ○陌間人権課長 旧のセンターの跡地も舗装されてはいますけど、あそこも一

応子どもたち、自転車で遊んだりとかしています。それで、ボール投げとかになりますと、よその隣の家とか、ボールが飛んではいけないとかいうことで、そういうようなフェンスとか、そういうような柵をしてこなあかんということになりますので、それと駐車場、またあとあそこは粗大ごみの集積とかされておりますので、そのような利用も今されておるので、その辺等々かみ合わせて、どういう利用をしたらいいのか、また地元の方の意見等いただければと思います。

- 〇建部議長 丸山恵二議員。
- ○丸山恵二議員 それも確かに、ごみの収集も年に2回かな。確かにあそこでやっているのはわかっているんですが、非常に大きい駐車場ですので、例えば別にあれ全部するんじゃなしに半分でもね。例えば、アスファルトめくって砂場にでもしてあげると、よっぽど子どもが遊べるのではないかなと思うんですが。というのは、小さな子どもはやっぱり遊びたい盛りなのに遊ぶところがない。そこへもって、今そういう神社とか人の田んぼや空き地に入って、やっぱり怒られて、怒られなかったらええというものでもないんですが、やっぱり非常に遊ぶ場所がないということで、お母さん方が言っているので、何とかその辺は検討していただきたいなと思うんですが、無理ですか。
- 〇建部議長 人権課長。
- ○陌間人権課長 地元の役員さん等々とまた提案、要望いただいて、また検討はしたいとは思います。町独自で今すぐするという予定はないので、地元の役員さん等々の要望、ご意見いただいて考えていきたいと思います。
- 〇建部議長 丸山恵二議員。
- ○丸山恵二議員 もう最後になりますが、これはもう最後に要望として終わっておきますが、一日も早くやっぱり小さい子どもが伸び伸びと遊べるような場所ね。やっぱりこれは、大きくなればどこへでも遊びに行けるんですが、やっぱり小さいうちは親の目の届く範囲でのこともありますので、どうぞよろしく一日も早くお願いをしておきます。

どうもありがとうございました。これで終わります。

- ○建部議長 丸山恵二議員の一般質問が終わりました。次に、5番 濱野議員の一般質問を許します。濱野議員。
- ○濱野議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、私の方は、KYの対応についてという部分をお尋ねをいたしたいと思います。「KY」というのは、「危険予知」ということでご理解をいただきたいと思います。

先日、広島で土砂災害、約80名余りの多くの人々が、本当に尊い命を一瞬にして奪われました。本当に被害に遭われた方々のご冥福をお祈りをするとともに、一日も早い復旧を心よりお祈りをしているところでございます。本当に、近年、地震、津波、台風等々、想像以上の予知しない自然災害が頻繁に起こっております。我が町甲良町では、本当に現在のところ、地形にも恵まれて、幸い大きな被害もなく、ありがたいなとは思っているわけでございますが、本当に災害はいつどこでどんな形でやってくるかもわかりません。そういったところから、しっかりと身近なところからしっかりと危険を予知していくことが必要であると考えております。そういった観点で、何点かお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど来からも阪東議員や丸山恵二議員の方も、そういった面で質問をなされた部分がございます。若干ラップする部分もあるかと思いますが、まず町内にいろんなところに気がつかんだけで、危険を感じるところがあろうかと思いますが、そういった場所の日ごろのチェック等々、パトロールも含めてなんですが、行政側としてはどのような対応をされているのか、まずお尋ねをいたしたいと思います。

- 〇建部議長 建設水道課長。
- ○北坂建設水道課長 町内の危険箇所ということで建設水道課としては、町内 道路については、現場などに出て行くときなどに確認し、チェック箇所明確 にして見回るようにいたしております。また、何か危ないとか、そういうの が町民さんとかの方から指摘がいただいたことに、確認、検討をして、対処 していくということでございます。

あと、防災訓練の項目にも、危険箇所の点検があります。また、警報など 待機の班におきましても、同様の危険箇所点検を行っているものでございま す。

- 〇建部議長 濱野議員。
- ○濱野議員 ちなみに、チェックリスト等々の作成は行われておりますか。
- **〇建部議長** 建設水道課長。
- ○北坂建設水道課長 チェックリストといたしましては、道路につきましては 危険箇所、大体をチェックしております。あと、警報の待機のときなどにも、 当然場所は限定させながら、チェックしながら見回るようにしております。
- 〇建部議長 濱野議員。
- ○濱野議員 いろんな角度から危ないことが指摘ができると思います。まず、 例えば防犯上、防犯灯等が少なくて暗くて危ないとか、道がでこぼこしてい るとか、溝にふたがないとか、いろんな危ない場所がたくさんあろうかと思 います。そういったところを本当にこまめに見渡していいただきまして、一

つ一つ例えばこの地域のここは危ないなと、ここの交差点は危ないなという 部分を一つ一つリストアップしていただきまして、一ぺんに全部というわけ にはいきませんので、常にそういう危ないところをチェックをしていただい て、一つ一つ改善をしていくというような形をとっていただきたいと思いま す。

そこで、私が小川原なんですが、北海製罐の北側の道から、ちょっと金澤 議員の家に向かって県道がございます。あそこに街路樹が低木と高木と交互 にずっと並んでおります。それを横断するのに、いろんな農免道路とか、小 学校からの交差点とか、いろんな道が何本かございます。私、よくここを通 るんですが、ほんとに低木もですし、低木がちょっと長くなると、また高木 もずっと1列に並んでございますので、車の中からでかなり見通しが悪いと いう部分がたくさんございます。地域の方からも、いろんな苦情を、苦情と いうか、何とかならんのかなというようなことでお聞きをいたしております。 先ほど、ちょっと写真を撮ったやつがございましたので、建設課長にもちょ っと見ていただいたところでございます。確かに、車に乗っていると、ずっ と高い木が1列になって見えまして、もう1歩踏み出さないとなかなか何か 渡りにくいというところがたくさんございますので、その辺のできれば今現 在ある高木、せめて交差点に近いところ1本、例えば低木の部分を伐採をし ていただくとか、おそらく管理が、どこの管理になっているかわかりません が、そういったところはどこへお願いをどうしたらいいのか、お尋ねをいた したいと思います。

- 〇建部議長 建設水道課長。
- ○北坂建設水道課長 ただいまの場所といいますと、北落呉竹線、町道の北落 呉竹線と思っております。先ほどいただきました写真を見ましても、ちょう ど街路樹が死角になりまして見にくいという状況でした。

町からは、シルバーの方に委託して低木については、交通の支障にならないようにということで、葉刈りをしてもらっております。年に何回か委託はしてやってもらっております。また、高木の葉刈りでございますが、これについてもちょっと最近はできていなかったので、今年度については高木についても冬場に進めていこうとシルバーには頼んでおるところでございます。

また、ほかの県道については、県の方でやっていただけるんじゃないかな と思っております。

- 〇建部議長 濱野議員。
- **○濱野議員** ぜひちょっと現地を確認していただいて、適切な処理をしていただきたいとお願いをしておきます。
 - 3番目の空き家の防災チェック、対応についてという部分でございます。

本当に人口減少が進む中で、各集落、大変空き家が増えてきております。そういった中、本当に空き家、持ち主がわかっていても、なかなか連絡もとれないという状況で、特にひどいところなんか、もう崩壊してしまって潰れているところもございます。そういったとこらで、そこにいろんなけものが住みついたりとか、先ほどもございました、ハチの巣をたくさんつくってるとかいうとこもたくさんございます。そういったところは、先ほど住民課長もおっしゃいましたが、何かハチの駆除というようなことで1件問い合わせがあったとかいうんじゃなしに、行政みずから担当の人が見に歩いていただいて、あそこに大きなハチの巣があるなとか、あそこがちょっと危ないなとかいうことを、ほんとにみずから行動していただいて、空き家の、防災も含めて対応をしていただきたいと思います。

その辺はどうでございますか。

- 〇建部議長 総務課長。
- ○中川総務課長 空き家の防犯対策については、全国的にも問題になっているところです。甲良町についても、まだまだ現状が全て把握できていないということもありますので、空き家の活用についても考えていかなあかん。危険な建物についてはそれなりの処置をしていくように求めていかなあかんということがありますので、甲良町の方では、若者移住定住プロジェクトというのを立ち上げました。少子化に向けての対応ということで。その中で、空き家のことについても調査をするということになっておりますので、活用だけでなくて、防災防犯も含めた調査を同時に行うということで、今、指示をしているところです。

おっしゃるように、そんなこと言うてられへんと、危ないとこすぐあるでということもおっしゃられていると思うんですけれども、そういうところ、緊急性があるようなところについては、役場ももちろん、先ほど建設課長が言いましたように、危険箇所のチェック、機会を見つけて行っているんですが、なかなか全部がわからないので、情報提供いただければ出向いて行って確認をさせていただいて、できる対応をさせていただくとは思っておりますので、そういうことで少し理解をしていただきたいとに思います。

- 〇建部議長 濱野議員。
- ○濱野議員 ぜひそんなことでよろしくお願いを申し上げておきます。

続きまして、東小学校の周辺の管理という部分で、少しお尋ねをいたします。先月末、8月25日だったと思います。商工会の建設事業部の方がボランティア活動をしようというようなことで、東小学校の中庭に入るビオトープですね。あそこの排水、道路横断している排水のヘドロ上げの作業をさせていただきました。それと、中庭にある池ですね。そこのヘドロを上げて、

金澤議員が錦鯉を養殖をされております。30匹ほど小学校の方に寄付をしていただいて、大変校長先生はじめ子どもたちも2学期始まって、大変喜んでいたとお聞きをいたしております。私も、その作業に参加させていただきました。

そこで、ちょうど議運のときも丸山議員の方から町長の方にお話があったかなと思いますが、ちょうどあの図書館の方から小学校の方に道路を横断して、川の水がビオトープの川に流れ込んでいると。そこの暗渠にある配水管が、道路で詰まってあったと。なるほど、あの状態ではかなり詰まる状況かなというふうには思います。いずれにしても、詰まれば管理をすればいいんですが、どうも管理、あの状態ではできない状況でございますので、できたら道路の真ん中ぐらいにグレーチングの設置を1つしてあげていただきたいなということを要望いたします。

それと、その近くのちょうど学校に行く歩道の周辺にガードレールがございまして、先ほど建設課長にも写真を撮ってお見せをしたんですが、ちょっとガードレールの終わり、ところどころの終わりのところに普通ならアールのガードレールがついているんですが、あの辺の周辺だけ全てそれが外れてあって、ガードレールの小口がむき出しになってあると。少し膝でも当たっただけでも、かなりけがするのと違うかなという危ない状況でございました。たまたまそこが目についたというだけのことでございまして、特に学校周辺でございますので、それも含めて早急に対応していただきたいなと思います。これは誰に答弁をいただいたらいいのかな。

- **〇建部議長** 建設水道課長。
- ○北坂建設水道課長 町道の横断側溝ということで、これはどうも設置当初は地域用水ということで設置されていたようでございます。構造上、確認させてもらいましたところも、泥がたまるような構造になっているということも確認しております。管理の所管は、まだなかなかはっきりとしない状況でございますが、今後検討していきたいと考えております。

また、ガードレールでございますが、何か切ったような外したようなそういうような箇所が何カ所かあるというのは、確認しております。平成25年度におきましては、甲良町の道路附属物点検業務というのを実施いたしまして、ただいま修繕計画を上げている、策定をしている最中でございます。できましたら、策定後、修繕を行うのがと交付金なりの措置が受けられるということでございますが、危険の度合いによっては、町費ででも修理をしていかなきゃと思っておるところでございます。

- 〇建部議長 濱野議員。
- ○濱野議員 ぜひよろしくお願いを申し上げます。

それでは、5番の行政懇談会の開催についてという部分のお尋ねをいたします。

今、いろいろと危険予知対応についてお願いをいたしましたが、本当に最近、どのこの集落も人口が減ってまいりました。そこのことによって、自治力や共助力、本当にまた住民の高齢化がかなり進んでおります。そういった中で、本当に地域の課題がなかなか行政の方に伝わりにくい状況になっているのかなとも思っております。何年か前までは、各集落と行政との行政懇談会が開催をされておったように記憶をいたしおります。近年はないというようなことで、まず行政懇談会が開催をされないのかなという部分のお尋ねをいたします。

- 〇建部議長 総務課長。
- ○中川総務課長 議員おっしゃるように、以前は字との懇談会ということで開催されておりました。ただ、その会が本来の趣旨と違うような内容に何か行っていったということも含めて、現在では字からの要望を文書でいただいて、個々にそれを整理させていただいて対応させていっているというのが現実です。今のところは、しばらくそういう形でお願いできないかなとは考えております。
- 〇建部議長 濱野議員。
- ○濱野議員 本当に住民の声をじかに聞いて、やっぱり住みよいまちづくりをするというのが基本だと思います。ぜひ、いろんなご事情はあるかと思いますが、本当に年に一度で結構ですので、地域の方と行政の執行部の方、町長も含めて、本当に膝をまじ合わせて、いろんな問題にしっかりと取り組みをしていっていただきたいと、そのように要望をしておきます。

それでは、KY対応については、これで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、2番目の官製談合疑惑の総括についてをお尋ねいたしたいと思います。官製談合疑惑の総括、まず6月議会にも金澤議員よりも質問がありました。その内容を聞いておりましたら、全くこの件については、町長は責任という整理整頓がされていないように、私は受けとめをさせていただきました。そういったとこらから、改めて一連の総括にて、質問をいたしたいと思います。

皆さん、ご存じのとおり、私はこの件の当事者でございました。最初からこのような不起訴の結果が出るのは私は100%わかっておりました。ほとんどのことを私は全部知っております。いかに曖昧、全く根拠のない告発であったことは明らかでございました。いまだに「警察も検事も、人間だ、間違いはある、あともう少し決定づける証拠がなかっただけだ」と、司法批判

をして、全く言っておられる方もおられます。私は信じられません。

先日、全協でも、いろいろと官製談合の整理というようなことで、皆さんで協議をされました。そうした中で、建部・西澤両議員は、いまだに正当化を図ろうと弁明をする姿を私は見て、本当に寒気がしたというか、私はそのような論法には到底ついていけないなと感じたところでございます。

私は、最初から、このようなことで世間を騒がして、本当に関係者は結果 が出たらどのような責任をとられるんだなと思っておりました。みんなで決 めたことだから、いろいろと百条委員会の設置をされて議論されましたが、 結果、誰一人こんなことをして町民は喜んでおりませんでした。本当に私何 より残念なのは、こんなことをして、結果はわかりませんが、村田局長があ のようなことになってしまいました。私は、彼とは同級生でございまして、 彼も私のことを本当に心配をして親身になっていろんな相談にも私も乗って いただいておりました。本当に悔しくて残念でなりません。私も、関係者含 めて、本当にこの結果が出るまで歯を食いしばって、いずれ現実そんなこと はやっておりませんので、司法はプロでございます。はっきりとした答えが 出るだろうと、ただただ待っておりました。結局は、最後は当時の野瀬主監 と関係者4人が電卓をたたいて官製談合をやったとくくって告発をされてお りました。全くのうそです。私は全部知っておりますが、本当にうそ、デマ、 でっちあげで、官製談合があったと決めつけてストーリーを書かれて告発が されました。私はそのように思っているというよりは、それに間違いはない と自信はあります。

この話をすれば、本当にとても時間が足りません。まず、本日、私がお聞きをしたい部分の本題に入っていきたいと思います。

まず、6月議会に金澤議員の方からの問いにも町長は議会が出せと言ったから告発しただけだと。結果が出て、あとは関係しないと。あたかも、「私はかかわっておりません、言われたとおりにしただけだ」と聞き取れました。 改めて、あなたは、今回の一連の官製談合疑惑に対して、どのような立場でかかわってこられたのかをお尋ねいたしたいと思います。

〇建部議長 町長。

○北川町長 まず、濱野議員のかかわりについて説明をさせていただきます。この件につきましては、何回もお話をさせていただいていますように、平成21年7月9日のライフサポートセンターならびに呉竹の地域総合センターの入札工事について、当日の入札が行われたその夜に報道機関から垂れ込みがあったということでの報道、あるいは次の日の朝の朝刊にその旨が記事に載ったという経緯を受けて、たまたまその7月10日が議会運営委員会でございました。その議会運営委員会は、いわゆるその2件の工事の契約議決

ということの臨時議会を開くということでありました。その席上で、そういうニュースが出たことに対して、私は野瀬主監にどうなんですかということをお聞きをした経緯がございました。そのことによって、野瀬主監は当時そういうことは一切ありませんというようなことでございました。7月14日に臨時議会がございました。このときに、私は野瀬主監に聞いたことを確認しておりますので、契約議決には賛成をしっかりとさせていただいたというようなことでございます。

それ以降、9月議会等で、そういうその問題についていろいろと話が出ておりました。が、しかし、平成21年のそれは9月でございます。9月議会が終わった後、私は、議員を離れて町長選挙に立候補をさせていただきました。そして、皆さんのご支持をいただいて、10月の選挙で当選をさせていただていて、11月10日から初登庁ということで行政運営をさせていただくことになりました。それから以降に、百条委員会を議会が設置をするということが全会一致でお決めになられて、そして延べ12回でしたかね。の委員会が開催をされました。その結果、最終的には議会の要請で、議会では告発ができないということで、行政がかわりに告発するということで、指示を受けたことによって告発をさせていただいた。

その後、結論から申し上げますと、不起訴ということが結果として出ました。そして、そのことについて、私は記者会見のときに、この件については司法に委ねるということを言っておりました。したがって、司法の判断が不起訴と出たことによって、私の役目は一応終わったというようには思っておりました。が、しかし、その後、議員有志によって、これはおかしいというようなことで、再度検察審査会に審査を要請するというようなことを行政の方にもということも言われましたが、私は1回目の不起訴が終わった時点で、私の役目は終わったということで、そのことはお断りをさせていただいたというようなことでございました。

以降、検察審査会が不起訴不当というような結論を出した後、検察が再度審査をしていったという中で、最終的には2回目不起訴というような結果になりました。私の皆さんに対しての説明不足もございましたが、その一連の経緯については、行政のトップとして粛々と進めていったというふうには思っております。が、しかし、いろんな問題点も私にも残っておりますので、後ほどまたしゃべらせていただきたいというふうに思います。

〇建部議長 濱野議員。

○濱野議員 本当に長きにわたりいろんなことがございました。そういった中で、今の町長は議員時代に、あなたもある業者から私もその当時は業者間談合なのか、官製談合なのか、何かわらないが、ある業者から聞いたと。その

ことが火付け役というか、そんなことで西澤議員らの甲良民報に毎週、隔週 キャンペーンが張られました。そして、百条委員会が開かれて、告発をされ たと。けど、その中で、不起訴で帰ってきたら、また報告会をしたりとか、 いろんなことをされました。

町長、そのときに、あなたもこの報告会に参加をされましたね。誰に要請 を受けて参加されたんですか。

- 〇建部議長 町長。
- **〇北川町長** 大分前のことでしたからね。報告会があるということを聞いて、 私が判断して行ったのではないかなとは思っております。
- 〇建部議長 濱野議員。
- ○濱野議員 いろいろと町長の立場で中立性を保とうというようなことで、いろいろとお話はされておられます。私は、今の一連の件に関しては、一部の議員さんたちと常に町長は水面下で癒着をしていたと。そして、いろんな行動をとっていたと。私は、そのように判断をいたしております。

普通なら、後でまたお話はしますが、議会が出せと言って告発をしたと。 結果、不起訴だったと。結果が出たので、それで終わりと。そんなので済む 話じゃございませんよね。ようよう考えたら、出すべきではなかったのでは ないかなと私は思っております。

結局、報告会等々を開きながら、この件に関しては、本当に皆様方にいろんな心配もおかけをしながら、まず行政側にとってはいろいろと弁護士さんとも相談をされたというふうに思っております。結果、弁護士費用がかなり発生はしてあると思いますが、全く告発しても裁判にもならなかった。こんなケースというのは、全国でもほとんど例がないですね。行政が訴えて、起訴もされない、裁判にもならない。ただただ弁護士費用がかかったと。一般の町民から見たら、この弁護士費用、どうするねんと。せめて司法の土俵に上がって、裁判でもされて、有罪とか無罪とかつけばいいんやけれども、行政のやったことで、まず司法の土俵にも乗らないというか、起訴もされないというような内容の案件を多額の弁護士を使って告発をしたと。その弁護士費用に対しての、いろんな町民の人も、そんな弁護士費用てどうなるんやと、結果見てみると無駄金なんですね。仕方ないで、私は済まないと思うんですが、そのかかった費用の弁護士費用はどのように町長としては感じておられますか。

- 〇建部議長 町長。
- ○北川町長 弁護士費用は、約75万円だったと思っております。これは、議会の承認をいただいた予算の範囲の中で弁護士費用として充当させていただいたと思っております。

ただ、そういう裁判、費用が発生するというようないろんな、このことだけじゃなくていろんなことがありますので、甲良町としても顧問弁護士さんにいつもお願いをしておりますので、そういう中では比較的値段的にも良心的にしていただいているのではないかなとも思います。

- 〇建部議長 濱野議員。
- ○濱野議員 いずれにしても、顧問弁護士以外の弁護士さんも頼まれた、私は 記憶をいたしております。結論から言うと、裁判にもならなかった弁護士費 用、はっきり言って無駄金です。その辺の説明もしっかりとまた町民にして いただきたい。そのように強く要望をしておきます。

それと、平成24年4月に一連の不起訴の件について、金澤議員より情報公開の資料提供がされていました。刑事法47条の関係書類であるゆえに、見せられないという返事が返ってきました。その件について、なぜ見せられなかったんですか。

- 〇建部議長 総務課長。
- ○中川総務課長 済みません、私が答えていいかどうかわかりませんけれども、 一応以前からの議会の答弁では、個人のプライバシーのこともあるというこ とと、訴訟に関係することなので、必要はないということで、公開はできな いと聞いております。
- 〇建部議長 企画監理課長。
- ○中川企画監理課長 当時、総務課でその事務をさせてもらった経緯がありますので、情報公開の請求がありまして、非公開の決定を町長がしました。それについて、審査会の方に、たしか異議申し立てが出たと記憶しております。その審査会で議論をしていただきまして、情報公開の条例の対象外と。今言われた刑事訴訟法の対象になるので、それは情報公開の対象じゃない、法律でもうだめやというふうに答申を受けています。それに基づいた判断だったと記憶しております。
- 〇建部議長 濱野議員。
- ○濱野議員 私の記憶するところによると、その最終的には刑事訴訟法47条で、訴訟に関係する書類だから出せないという返事でした。けど、そんな出せないんやったら、これ、ひと月間、5月に休みが多いとか、案件が複雑だとか、そんな理由で1カ月延長するというて金澤議員のときに書類が来ているんですね。こんな様式案件の裁判に使った内容のものやったら見せられん言うんやったら、1日2日で答え出ますわね。その辺どうでしたか。
- **〇建部議長** 企画監理課長。
- **〇中川企画監理課長** 基本的には、2週間ぐらいで返事するような条例というか、なっていました。当然、休みも入りまして、ちょっと回答に時間がかか

るというなど、弁護士の先生とも相談する機会が必要やったということで、 ちょっと返事を遅らせてもらいますという、これも条例に基づいて通知はさ せてもらいました。審議した結果、公判前の、公判になった書類はその時点 でオープンになるので、公開できるらしいんですけど、裁判までなっていな いので、公判前の書類は刑事訴訟法ですか、それで見せられないというよう な答申を受けたので、それに基づいて処理をさせてもらいました。

- 〇建部議長 濱野議員。
- ○濱野議員 いや、何かどうしても私は見せらせないものがあって、訴訟法で見せられへんやったら、もうすぐわかる話なので。そして、また新たに審査会に何かメンバーつくって、審査会を開いて、結局2カ月後に「見せられない」、これはちょっと私は非常におかしいと思います。

結論。これを今何ら訴訟にもなっていない書面ですよね。原則、公開する のが当たり前じゃないですか、これ。その辺、どうですか。

- 〇建部議長 企画監理課長。
- **〇中川企画監理課長** 今申しましたように、公判前の手続の書類という扱いになっていますので、訴訟法の規定で見せられないということです。
- 〇建部議長 濱野議員。
- ○濱野議員 じゃあ、弁護士やったら見せていただけるんですか。
- 〇建部議長 企画監理課長。
- **〇中川企画監理課長** いえ、ちょっと調べてみないとあれですが、弁護士、町 の方の弁護士ですか。
- ○濱野議員 いえいえ。
- ○中川企画監理課長 ちょっと確認しないと即答はできません。
- ○建部議長 濱野議員。この件については、最後ににしてください。
- ○濱野議員 はい。改めて、それじゃまた返事をください。

それでは、次の質問に移ります。本当に官製談合疑惑、また最近では盗水 疑惑、次々と結果が不起訴になっております。官製談合疑惑については、私 は当初から不起訴になるとは当然確信はしておりました。

しかし、最近の盗水問題については不起訴になったと聞いております。この盗水の話は、当然その当事者というか、その家のバイパス管等々も掘って確認もされて間違いなくバイパス管があって、水道が何らかの形で盗水されたんだと、こんなことが明らかになっているわけですよね。それを告訴をされたと。それはそれで当たり前の話かなとは私は思っておりました。

しかし、それが本当に長い期間かかって、結果不起訴で返ってくると。しかし、多くの町民の人は、「えっ、盗水してはったのに、何で不起訴で返ってきたん」、詳しい内容がわからないから、そう思っておられる方がたくさ

んおられると思います。そういったことも含めて、はっきりとどういうわけで不起訴で返ってきたということも町民に私は説明する必要があろうかなと思います。

私は考えますのに、たび重なるこんな行政が告発告訴をして、不起訴、不起訴で返ってくる、市町みたい、おそらく全国どこ探してもないでしょう。けど、それを踏み切った行政側に、私はかなり問題があると思います。それに踏み切るのには、結局そこまでの行政に判断力がなかったと。私は、そう思われても仕方がないんかなと思います。普通、盗水の話でも、あれだけ事実確認ができてあって、告訴をしたら、1週間、10日で略式起訴なり、起訴されて、すぐ逮捕されて、何か罰金でも払うなり、すぐそんな話になるわけですよね。それが全く長い時間かけて、結局は不起訴になったと。いかに、詳しい内容は私はわかりませんが、訴えてある内容に大きな問題が私はあったと思っております。

だから、今後どんなことが起こるかわかりませんが、冷静になって考えてみますと、告発とかそういうする場合、行政側にしっかりとした第三者機関、弁護士さんも含めて、おそらく告発に踏み切るまでには弁護士には相談されていると思うんですが、もうワンクッション、こんなことをして、行政としてはもう必ず100%告発したら起訴になるというのは当たり前の話なんです、こんなもの。それがこれ、2回も続けて不起訴、不起訴となったることは、行政の判断に大きな間違いが私はあったと思います。それ、疑いがあったんでしょう。だから、したんやけれども、する以上は必ず100%に近い起訴、結果が出るはずなんですわ。それに対して、大きくほんまに私も含めて官製談合も盗水も、町民に明らかにはっきりとしないから、私らどんだけ迷惑こうむったと思いますか。シロかクロか言われたら、シロに出たんでしょう。しっかりとやっぱり説明していただかないと、関係者の立場は全くございません。

そういうとこで、そういった第三者機関、これから今言うて、すぐはなかなか難しいかもわかりませんが、行政側のちょっとお考えをお聞きをしておきます。

- 〇建部議長 総務課長。
- ○中川総務課長 議員がおっしゃることもあれですけれども、今のところは、 弁護士に相談させていただいて、手続を踏んでいっているということで考え ておりますので、今のところはまだ第三者機関の設置については考えていな いということでございます。
- 〇建部議長 濱野議員。
- ○濱野議員 行政で検討していただいて、いつなんどきこういったことが起こ

り得るかもわかりませんので、そういった行動に踏み切るには、必ず慎重に ワンクッションもツークッションもいろんな形で意見を聞いてから行動を起 こしていただきたい。そのようなまた組織をしっかりとつくっていただきた いと、その方をそのように強く要望いたしておきます。

それと、続いて町民に対する説明責任という部分ですね。質問をいたします。町長は、以前から官製談合の報告会を聞きに行かれた方からも聞いております。また、正月の年頭の挨拶、防災無線にて町民の皆様にも広報こうらにも、この官製談合の問題、しっかりと解決をしたいと。そして、しっかりと町民に説明をしたいと、いろんなところで今までから言ってこられました。前回の金澤議員の答弁に、「新聞に出たから、これで終わりや」と。そんなことで済む話じゃございません。しっかりとまず、さっきの盗水の話でもそうですわ。「何でバイパス管が出てきたのに、何であの人、不起訴なん」「あれだけ新聞で官製談合の話、明けても暮れてもビラから何から、あの人ら、えっ、何か不起訴やったん、何やったん、今まで、町が騒いでやったん」とまだ思っておられる方がたくさんおられます。その辺は、しっかりと町民に説明をしていただきたい。

その辺、町長、どうでございますか。

- 〇建部議長 町長。
- **〇北川町長** 盗水については、今日の質問の中身ではございませんので、その件は差し控えをさせていただきたいと思います。

濱野議員おっしゃるように、私も、司法に委ねると言った以上は、司法の判断ができたら、責任をもってそのことを町民の皆さんに伝えるということについては、私なりに反省もさせていただきました。新聞の記事も確認も幾つもさせていただいたり、今おっしゃったようなことで確認もさせていただいております。そういう意味では、私も落ち度があったのかなとも思っております。

しかし、そのことについて、今日はいわゆる本日は本会議の公の場でございますので、こうした中で申し上げるのも選択肢の一つかなとも思っております。

司法の判断、すなわち検察の調査の結果は、不起訴と判断をしたことを謙虚に受けとめたことで、再度検察審査会に再審請求はいたしませんでした。これは先ほど申し上げましたとおりであります。そのことによって、私にとって要請を受けた役割は果たしたとの思いでもありましたが、議員有志による、不起訴不当との見解から、検察審査会に調査をする手続をされ、先ほど言いましたようなことで、再調査の結果、検察による審査があり、平成25年6月、昨年の6月に再度不起訴となりました。それから後、何度か質問も

いただきました。検察の捜査の中身や経緯については、これはわからないんです。先ほど、濱野議員が言われたそういう部分の書類も、私の方には結果だけしか来ていませんので、中身の経緯は全くわかりません。弁護士さんに問い合わせをさせていただいたんですが、それは一切来ていないということでしたので、そのことも報告をさせていただきます。

が、しかし、起訴はクロ、不起訴はシロということがはっきりしております。いわゆるグレーはないということであります。検察が2度にわたって不起訴の判断をしたことは、下したことを私もこれはしっかりと受けとめさせていただいて、今後はこうしたことが2度と起こらないように、職員一同、肝に銘じて取り組んでまいりたいと思います。

行政運営の中でできたこととはいえ、こうした一連のことに対して、私もかかわりをさせていただいております。関係者の皆さんや町民の皆さんに、大変余計な心配をかけたことに対して、心からおわびを申し上げたいとこのように思います。

- 〇建部議長 濱野議員。
- **○濱野議員** ぜひまた町民向けにしっかりとそういった説明も果たしていただきたいとお願いをしておきます。

それと、町民向けはそれでよろしいんですが、関係者に対する説明責任はどのようにしていただけるのか。司法の結果は、当然今、町長がおっしゃったように真摯に受けとめたということでございます。告発に踏み切られたのは、議会で議会が出せと言われても、最終的にはあなたの名前であなたが判断してやったわけでございます。何ら私らは裁きも受けなかったわけでございます。その方たちに、しっかりと説明と謝罪、その辺はどのようにしていただけますか。

- 〇建部議長 町長。
- ○北川町長 説明は、そういう機会をつくっていただけるのであれば、説明はさせていただきます。ただ、謝罪というても、これは私が勝手に行動をとったわけでもありませんが、関係者に迷惑をかけたことは事実でありますので、その分は謝罪をさせていただきます。
- 〇建部議長 濱野議員。
- ○濱野議員 また、場所はしっかりとつくらせていただきますので、しっかりと関係者にも説明を果たしていただきたいと思います。

何回か、いろんな議員からこうやって説明責任はどうするんだ、どうするんだと何回も追及をされて、やっと今、町長はここで少し今までやったことに対して反省をしているなという部分がわかりました。やっぱり、これは結果が出たときに、すぐ行政の長としてやるべきでなかったかなと私は思って

おります。そういったことで、しっかりといろんな形で関係者にも町民にも 説明責任をしっかりと果たしていただきたいと思います。

最後になりますが、本当に今回の一連の出来事には、本当にあたかも官製 談合があったとして、警察や検察が捜査し、立件するような内容の中身では なかった。いかに百条委員会の利益が明らかに少なかったと。そして、そう したことによって、本当に多くの住民や関係者に不利益な結果を与えたわけ だと私は思っております。そのことを十分、行政も議会も反省すべきである と思います。本当に長きにわたり町民に心配をかけ、大混乱をさせ、結局は 不起訴と判明をされ、本当に残された多くの町民の人たちは本当によく知っ ておられる方は、甲良町議会、また北川町政に対する本当に失望をされてい ると思います。本当にこれから、できてしまったことは仕方ございません。 反省すべきは反省をし、責任をとるところはしっかりと責任をとっていただ いて、けじめをつける。それが本当に町民に対する、また関係者に対する最 小限の私は行政の責任でないかなと思っております。私も、ただいま弁護士 との協議を重ねております。司法の争いになる可能性もあります。名誉棄損 という部分がかなり濃く出ております。その辺も今は相談中でございます。 できるだけどのような結果になるかわかりませんが、これから町長がしっか りと皆様方に説明をして、おわびをして、本当にこの問題にしっかりと終結 をするということを明確にこれからしていただきたい。そのことを強く私か ら要望をいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○建部議長 濱野議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。トイレ休憩程度で10分間。

(午後4時53分 休憩)

(午後5時06分 再開)

○建部議長 再開をいたします。

先ほどの答弁で誤りがありましたので、改めて答弁をしていただきます。 企画監理課長。

○中川企画監理課長 済みません、先ほどの町長の答弁の中で、顧問弁護士料を七十何万円という話がありました。その件について訂正をさせていただきます。濱野議員の質問の中にもありましたように、金澤議員からの情報公開の請求の関係で、この中にも顧問弁護士料の開示というのが出ました。その顧問弁護士料については、町の方、回答をしております。そのときの回答が、「平成24年4月23日付情報公開の請求のあった、甲良町が支払った弁護士費用については、弁護士顧問料のみであり、告発に至る経費は支払っていない」ということを公開して回答しておりますので、訂正をさせていただきます。

- **〇建部議長** 次に、1番 山田議員の一般質問を許します。 山田議員。
- **〇山田議員** 1番の山田です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を 行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今、9月に入り、農家さんは米の刈り取り期ということで、大変忙しい時期を迎えております。8月の台風、豪雨などの影響により、日照時間が短くなったことにより、米の品質が悪くなっており、また米の値段が昨年より下がっているということで、農家さんは経営に苦労されていることと思います。8月は、台風などの影響により、野菜が高騰いたしまして、スーパーなどではキュウリにおきましては2本で300円を超えておりました。

ちょうどそのときに、私の職場のやさいの里におきまして、お盆のセールがあり、私も応援に行っておりました。農家さんの出荷されたキュウリは、3本で180円で売っておりましたので、すぐに売り切れになりましたし、仏花等の売り上げも昨年以上に売れ、売り上げも前年対比120%になりましたので、道の駅も8月は昨年以上の売り上げを上げていると信じていますし、これからも売り上げを伸ばしていっていただけるものと期待いたしまして、道の駅の経営方針を問うということで、質問に入らせていただきます。

1番ということで、上期9月末の売り上げ予測と収支予測はどのようになるのか、予測表をもとに説明をよろしくお願いいたします。

- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** 大変申しわけございませんが、売り上げ予想、収支予想表は 内部の検討資料でございますので、予測表の提出はご容赦願いたいと思いま す。口頭での説明でかえさせていただきたいと、こう考えおります。

まず、上期でございますが、売り上げ予想 6,660万円を見込んでおります。これは、前年度の上半期の約10%増しの金額でございます。それで、収支につきましては、歳出が 6,960万円となる見込みで、収支につきましては300万円のマイナスということでございます。

以上でございます。

- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田議員 今、表がないということで、口頭だけの説明だったんですけど、 300万円の赤字ということでお聞きしました。まだ9月の初めということ で、少しでも赤字を減らすように、残りの9月はどのような戦略を考えてお りますか。お答えください。
- **〇建部議長** 産業課長。
- **〇若林産業課長** 9月につきましては、やはり新米の時期でございますので、 できるだけ新米の売り上げを上げていきたいとこのように考えております。

- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** それで、売り上げを上げていくということなんですが、ほかに新 米のほか、主要品目としてはどのようなものを考えていますか。お答えくだ さい。
- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 米以外というのは、普通にあと最近ですと、ジャガイモ。トマトはちょっと時期切れています、トマト、なす、キュウリ、ここらも何とかそろえていただきたいと考えております。大体につきましては、やさいの里と同じような品物を売っていきたいと考えています。それとあと、果物につきましては、梨、ブドウ等につきましても、販売をしていきたいとこのように考えております。
- 〇建部議長 町長。
- ○北川町長 今、担当課長が言いましたように、秋は特に今は彦根梨が一番評判がよくて、毎日仕入れたやつがもう夕方には皆なくなるというぐらいの反響がございます。それで、飛ぶように売れるというのは、おかしな言葉ですが、それにかなり期待しているのと、果物の時期でありますので、8月から12月ぐらいまでは、中心的にはもう果物をメーンに売り上げを上げていきたい。

それと、9月はお彼岸セールを徹底的にやろうということで、今、花卉部会の皆さんにも協力をいただいて、そういう部分もしっかりと売り上げに貢献するように持っていきたいとこのように思っています。

- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** 今、説明にありましたが、今言われた彦根梨ということで、甲良町のものではないということなんですが、地元の野菜、果物等の売り上げは、今現在何%の割合を占めていますか。お答えください。
- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 上期におきましては、約10%ほど売り上げが伸びているんですけれども、そのほかの仕入れとか、グッズとか、軽食コーナーとかの売り上げは、前年度とほぼ同じなんですけれども、野菜の委託販売、生産者から持ってきていただいている野菜につきまして、その10%の売り上げは全てそれになっておりますので。約75%ぐらいは生産者の野菜等でございます。
- 〇建部議長 山田議員。
- 〇山田議員 今75%ということを言われましたが、1日の売り上げは今どの ぐらいで、地元の野菜、果物の売り上げというのは、金額的にはわかります か。

- 〇建部議長 産業課長。
- **○若林産業課長** ちょっと細かい資料はございませんが、1日の売り上げは約 35万円ぐらいの売り上げになっております。
- 〇建部議長 町長。
- ○北川町長 8月だけの実績でいきますと、8月だけでは1,250万円の売り上げがございます。したがって、日にすると40万円ぐらい。
- 〇山田議員 今の答えと違う。
- ○北川町長 8月だけで言うとです。
- 〇山田議員 上期全部。
- 〇若林産業課長 上期。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** 今、大体お聞かせ願ったんですけど、次の質問に入らせていただきます。上期での今、赤字ということで、減らすということが前提にこれから考えられると思います。

2番目で、下期、10月から3月末の売り上げ目標と収支目標はどのようになっているのかということで、説明をお願いいたします。

- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 下期につきましては、売り上げ目標が5,760万円を見込んでおります。収支につきましては、歳出が6,100万円となる見込みで、収支につきましては、340万円のマイナスとなります。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** 今、説明あったんですけど、10月から3月まで各月におきましての主要品目として、どのようにお考えですか。
- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** 先ほど申し上げましたように、まずは米でございます。そして、町長が申し上げましたように、年内は果物で、12月からイチゴがやはり主力となります。
- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田議員 済みません、各月というのは、今出せないということで、前年の 10月から3月までの売り上げですね。野菜、果物。それの上位品目5品ず つ言っていただければうれしいんですが、よろしくお願いします。
- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっと答えられません。
- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田議員 その資料は、いつ提出していただけますか。

- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** 一応、実績出ないと報告ができませんので。
- 〇山田議員 昨年度です。
- 〇若林産業課長 昨年度。
- **〇山田議員** 昨年のバーコード打っているから、わかりますよね。
- 〇若林産業課長 はい。
- **〇山田議員** それを聞いているんです。
- **〇若林産業課長** 今年の予想じゃなしに、昨年度。
- **〇山田議員** 未来のことじゃない。去年のことですよ。
- **〇若林産業課長** それでしたら、道の駅と相談して、できるだけ早い時期に出 させていただきます。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** それでは、この会期中に提出していただけるということでよろしいですね。
- 〇若林産業課長 はい。
- 〇山田議員 次のことになるんですけど、月別の売り上げ目標というのは、これから言うている最初、下期の売り上げ目標は決まっていますので、10月、11月、12月と、1日幾らを売り上げの目標にして計画を立てたのかというのを説明お願いします。
- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** 済みません、大体1日平均32万円。これは、よく売れる月とよく売れない月とございますので、これは平均でございます。
- 〇山田議員 各月の目標ですよ。
- **〇若林産業課長** 各月の目標。はい、そしたら各月の目標を申し上げます。
- 〇建部議長 山田議員。
- 〇山田議員 説明しようか。もう一回。
- ○建部議長 山田議員、先ほどの質問ともう同じような質問になっているので。
- **〇山田議員** これ、未来のことです、聞いているの。今は、さっき聞いたのは 過去のことですから。
- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 10月が、道の駅の職員と一応相談した結果、一応997万 3,000円、11月が1,200万7,000円、12月が958万円、 1月が729万2,000円、2月が753万1,000円、3月が1,1 21万7,000円。これで、5,760万円となります。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** よくわかりました。そしたら、今現在、よく売れているという、

先ほどから言われています、甲良米につきままして、今現在、どのような売り上げをされているのかというが、わかりましたら、よろしくお願いいたします。

- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** ちょっと資料がございませんので、月々の売り上げはちょっとわかりませんが、去年でちょっと資料ございませんが、670万円の実績があったと。ちょっとうろ覚えですので、わかりませんが、そのぐらいです。
- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田議員 はい、済みませんでした。次のそしたら質問に入らせていただきます。当初の平成26年度の道の駅の年間売り上げ目標は、それと収支目標は、そのときによって変わってきていると思います。また、先ほどから言われている米の発送もわからず、これも売り上げを伸ばしてくれると思いますので、当初は、一体年間売り上げはどのぐらい目標を掲げていたのか、お答え願います。
- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 当初の売り上げ目標は予算書のとおりでございまして、雑入を入れまして売り上げは1億1,917万6,000円を見込んでおりました。歳出につきましては、1億3,148万8,000円で、収支につきましては1,231万2,000円のマイナスとなります。このマイナスにつきましては、一般会計からの繰入金を予定しておりました。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** 今のお答えなんですけど、毎月ごとの目標も決まっていると思います。今、8月まで出ていると思うんですけど、前年対比はどのようになっているかというのを、またお聞かせ願えますか。
- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** どこがということなしに、8月はちょっと突出して増えたんですけど、約10%の伸びでございます。
- 〇建部議長 山田議員。
- 〇山田議員 今、年間目標とか聞かせてもらっているんですけど、年間目標を 達成するには、毎月の目標を達成していかないと、これは達成できません。 それには、担当者の方と何日ごろに、売り上げ目標か売り上げの集計を出し て、ミーティング会議等は月に何回行っていますか。
- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 できるだけ毎日行って、その日の売り上げ、入場者数を確認するようにしております。それで、月全体が出てきたときに、そのときに、今月はよかったとか、普通ずっと今ありがたいことに4月からずっと売り上

げの方は皆、前年度より10%ほど売り上げが増えているということで、この調子で下期もいけるといいなというような話をしております。

- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田議員 今、売り上げの方とまた月毎に、主要品目が変わってきます。売り上げなどにはやっぱり陳列が重要だと私は思っております。ほかの道の駅等に視察など行かなければこれはいけない、勉強しに行くのは当然だと思うんですが、担当者ですけど、月に何回ぐらいそういう視察等を行っていますか。
- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 視察というような形では行っておりません。ただ、生産者組合の方が、この前も勉強のために甲賀の方にも視察に行かれました。個人的にはなりますが、私もこの仕事をするようになりましてから、あらゆるというか道の駅を訪ねて、どのような陳列をしてはるとか、どんな価格で売っている、価格が主なんですけど、価格がどんな価格とか、普通のスーパーへ行ったときもどういう価格で野菜が売られているかというのは非常に気になって行っているようなことで、道の駅の職員もそのようなことをしゃべっていますので、そういうどこかのとこには、月2回以上は行っていると思います。
- **〇建部議長** 山田議員。質問を整理して、ここに上がっているテーマに沿って 質問を。
- **〇山田議員** テーマに沿っていますけど、違いますか。
- **〇建部議長** 大体、質問はその項目3回ぐらいにまとめて、4回、5回と来ていますので。
- ○山田議員 3回ごとじゃないんですか。
- ○建部議長 だから、3回以内ぐらいに。
- **〇山田議員** 次に入らせてもらうんやけど。
- ○建部議長 今、だから、今来ているのは4番目ですか。3番目ですか。
- **〇山田議員** 年間の次のいうことで、道の駅の売り上げの収支表のもとに説明 をお願いしますということでやっているので、3番目ですね。
- ○建部議長 そうですね。
- 〇山田議員 はい。
- ○建部議長 じゃ、かなり回数が増えています。ちょっと整理しながら。
- 〇山田議員 はい、わかりました。そしたら、今、いうことでしたら、月1回 以上行っているということなので、近くに私の方も職場のやさいの里、行こ うと思えば10分もあれば行けますので、そういうようなところも月に何回 かは行っていかなければいけないと思いますので、よろしくお願いいたしま す。

それでは、次の質問に行かせていただきます。この質問が重要なんですが、 収支がプラスマイナスになるには、どれだけの売り上げ目標になるのか、と いうことをちょっとお聞かせください。

- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 先ほど説明いたしましたように、当初予算からいきますと、 約、今年の伸び率からいくと、まずマイナスが半分ぐらいの640万円ぐら いで何とかしたいというのが、今、道の駅の全員の職員の思いでございます。 それを640万円を手数料の15%で割りますと、4,270万円というこ とになりまして、総額としては1億6,690万円ぐらいの売り上げが必要 かなと考えているところでございます。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** 済みません、今お聞きした数値にするには、これから何年で達成 をめざしている計画ですか。お答えください。
- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 さっき本会議でもありましたように、指定管理を導入していきまして、までの間、15%という生産者の方からいただく手数料では実質的になかなか野菜だけで利益を上げてプラスマイナスゼロというようなことはなかなか難しいかなというのが思いでございます。ただ、職員の数を減らすとか、そういうようなことをして、どちらかというと削減の方で対応をしていって、なかなかゼロは、15%の手数料をいただいているだけではなかなか難しいというのが現実でございます。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** きのうも言われていましたように、民営化等の話も出たんですけど、民営化に向けて独立会計方式ですね。いうことで、今言うたら民間での貸借対照表、損益計算書にこれからは移行していくのが望ましいと思うのですが、そのことはお考えですか。
- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** この特別会計というのは、地方自治法の関係でこういう会計 をするというぐあいになっておりますので、当分の間、役場がする間はこの 会計で進めたいと考えております。
- 〇建部議長 山田議員。
- 〇山田議員 時間もあれなので、次の質問に入らせていただきますが、市場からの仕入れた商品等をまた売るということもあると思うんですが、その値入れ率ですよね。ちょっと1年たっていますけど、幾らぐらい値入れ率をつけているのか。簡単にいうと、100円で仕入れたものを幾らで売っているのか、お答え願います。

- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 なかなかこれ難しい問題でございましで、大売出しとかそういうときには、もうほぼあまり値入れを入れなくてしたりとか、市場に出ていなくて珍しいものについては、少し高目に入れたりとか、いろいろありまして、大体20%前後ぐらいというぐあいに記憶しております。
- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田議員 100円で幾らで売っているのかというのをまだ、20%でしたら幾らで売るかというのをまだ聞きたいのと、今先ほど言われたように、旬の商品など値段、チラシを参考にしているということなので、これから頑張っていただきたいと思うんですが、20%の利益、農家さんから15%ということなんですが、そしたら100円で20%を掛けたら幾らで売っておられるんですか。
- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 120円でございます。
- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田議員 20%の利益を掛けるんですよ。間違っていますよ、完全に。私ども、ずっと30年働いていまして、16年間はAコープの方にいました。20%の利益をもたらすということは、100円×1.2じゃないんです。100円÷(1-0.2)なんです。やっぱり、こういう初任者研修に行っていれば簡単にわかる問題なんですけど、この担当者ですね。道の駅ができるまでに、今この担当が決まったかと思うんですけど、そういう経営のノウハウ等の研修会には何回行かれましたか。また、どのような内容の研修会でしたかということでお伺いします。
- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** 私は研修会に行っておりません。
- **〇山田議員** 担当者ですよ。答えにならんけど、どうしたらいいですか。
- 〇建部議長 担当者やて 。
- 〇山田議員 担当者ですよ。今のは。
- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** 担当者、ちょっと確認しておりません。
- ○建部議長 山田議員、もうこれ3回になりますよ。
- **〇山田議員** 次の質問に入らせていただきますので、もうこれに対してもちょっとまた後で知らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問なんですけど、農家さんから入れている野菜、果物等もとれたて なんですけど、生産管理日誌は搬入の何日前に提出してもらっているかとい うことをお伺いします。

- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** 前日までに提出していただいてということでございます。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** 済みません、前日までということを今お聞きしたんですけど、今 までは全員の方、提出というのはされておりましたでしょうか。
- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** 残念ながら全品目、全部ということはちょっと量的に少ない 野菜もございますので、生産者の方の全部が出ていないというようなところ でございますけれども、この前生産者組合の方と役員さんとお話しした中で、 これは絶対必要なものやということで、再度組合員さんにそのことを指示し ていただけるように、役場からも文書を出しているところでございます。
- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田議員 今、チェックなどを行ってやっているということなんですが、次の質問もこれに関連して、重要な質問なんですけど、残留農薬のチェック。 登録のない農薬を使っていないかのチェックは今、1日前に出してもらっているという、これでチェックはできているのか。誰が行っているのか。それで、それに対する農薬等の参考資料、何を使ってやっているのかをお答えください。
- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 一応、道の駅の職員がやっております。資料につきましては、 湖東農業農村振興事務所、農産普及課よりいただきました資料に基づいてや っております。そして、職員につきましては、県が主催します農薬アドバイ ザー研修を受講しております。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** それで、1日前に提出ということで、それで十分チェックができているということでよろしいんでしょうか。
- **〇建部議長** 産業課長。
- ○若林産業課長 過去に、彦根保健所の方から抜き打ち的に道の駅の品物の検査ということで、引き上げて検査されまして、残留農薬について何のあかんとかいう報告がございませんでしたので、きっちりできているものと承知しているところでございます。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** それに関連しまして、次の質問なんですけど、今までこういうチェックの中で農家さんの残留農薬の農薬が品目によって残留農薬の期間が違いますし、また、とれるまでの使用回数にもよって定められていますし、そ

ういうようなことで今チェックをされているということだったんですけど、今までそういうようなので、ちょっと農家さんに、これは出してはいけませんよとか、そういうようなことをされたことはあるんでしょうか。

- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** ございません。
- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田議員 100%今までなかったということでよろしいんですね。 そしたら、そういうことで次に入らせていただきますが、この前、私、道の駅に行き、見ていたのですが、うどんコーナーを見ておりまして、食品衛生管理者の表示がわからなかったんですが、一体誰が食品衛生管理者の責任者なんですか。ちょっとお答え願えますか。
- **〇建部議長** 産業課長。
- **〇若林産業課長** 軽食コーナーの所属している調理員が食品衛生管理者として 保健所に報告してあります。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** それで、その方は常時いる方で、調理師免許は持っておられるのでしょうか。
- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** はい、常時いて、調理師免許を持っておられます。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** そういうようにちょっと見えなかったんですけど、表示の方はされてますね。
- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** ええ、それは表示するものですので、表示しております。
- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田議員 表示しているということで、それでよろしいんですけど、次の質問、道の駅に対しての最後になるんですけど、民間の食堂が入られたということで、行かれた方から聞いたんですが、お昼休みを利用して行かれたんですが、注文して出るまでに時間が大分かかったということで、もう2度と行かないと言うて帰られたと聞いたんですけど、そういうようなわけで、こちらの方は大丈夫かなという気があるんですけど、お答えください。
- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** 幸楽食堂のことだと思うんですけれども、7月20日より開店されまして、食堂に来店された方により良い、おいしい料理を提供することに努力されていると思っております。
- 〇建部議長 山田議員。

- **〇山田議員** 今ちょっと苦情があったということなので、言わさせてもらったんですけど、こういう新しく入ったということで、そこに苦情があった場合、町として、どういう対処の方法がこちらの方とするのかという取り決めはあるのでしょうか。
- 〇建部議長 産業課長。
- **〇若林産業課長** 特に決めはございませんけれども、やはりこちらのうちの直 売者とそして今の幸楽食堂と、やっぱりともに進んでいかなあかんと思うて いますので、お互いにそこらを切磋琢磨していきたいと、こういうぐあいに 思っております。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** そこについて再度質問させてもらうんですけど、家賃は10万円 とお聞きしました、きのう。契約期間はどのようになっているのかというの をお聞きしたいのと、そこに対する指導はどのようになっているのかという のをお聞きしたいと思います。
- 〇建部議長 町長。
- **〇北川町長** 契約期間は5年です。5年で更新するか、ストップするかはその ときに判断をさせていただくということであります。

それと、先ほど山田議員がちょっと評判が悪いと言うていた件は、オーダーをかけてから出てくるのが遅いということの苦情を私も大分いただきました。したがいまして、そのことは幸楽食堂にも2回口頭で何とか早くせいと、もう10分以内に出すように努力せいというようなことで注意をさせていただきました。

(不規則発言あり)

- 〇建部議長 静粛に。山田議員。
- ○山田議員 この件で聞くのは最後の3番目ということで質問させてもらうんですけど、民間の食堂が入ったということで、防犯面もこれからは考えていかないととは思うんですが、駐車場が24時間あいている状態なんですが、一時変なうわさも聞いております。これで、また夏場ですと、観光バスがアイドリングしてクーラーきかさなあかんとアイドリングしているとか、そういうようなことも聞いていますし、そういうような駐車場の方、対策の方はこれからはどのようになっていきますか。お願いします。
- 〇建部議長 産業課長。
- ○若林産業課長 先ほど総務課長が申しましたように、一応防犯カメラというのはついております。外向きの。それで、見ていただいたように、道から南側が大体大型車両が駐車しておりまして、道からこちらの販売者側、直売所側の方が自動車、乗用車というような分け方をして管理しているところでご

ざいます。特に、大型バスにつきましては、やっぱりたくさんの方が来店されるということで、できるだけとまっていただきたいと、こういうぐあいに考えている次第でございます。

- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田議員 道の駅の赤字をなくすということは、売り上げを上げることが必須でありますし、供給を伸ばすということが、農家さんの野菜、果物、惣菜品、加工品などが、今まで以上に売れるということで、生産者さんにもすごいメリットがあることですので、それには職員がやっぱり真剣に取り組まなければならないということが大事であります。また、真剣に道の駅の事業に取り組んでいただきたいと切実にお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。町の職員のモラルについて問うということで、私が議員になってから、町民の方からよく聞くのですが、役場に来ても職員の方から一切挨拶がないと言われます。私も、この前、月曜日、作業服で来たんですけど、1時半から2時までの間ですけど、税務課に行きました。正門から入ったんですが、税務課へ行くまでは誰一人挨拶はありませんでした。税務課に行っても、1人の方が相手をしてくれましたが、ほかの人からは一切挨拶はありませんでした。終わって帰るときも、正門から帰ったんですが、誰からも「ありがとうございました」の挨拶もありませんでした。私の働いている職場では、考えられないことです。

それで、各課長にお聞きしますけど、全体、各課の朝礼、終礼や会議などにおいて、挨拶の指導はどのように行っているのか、各課長、よろしくお願いします。

- 〇建部議長 総務課長。
- **〇中川総務課長** 済みません、議員の方からは各課長ということでご指名なんですけれど、代表ということで一応説明させていただきます。

おっしゃるとおり、各課の窓口において来たお客様個々に全てに挨拶ができているかと言われると、なかなかできていない部分はあるかと思います。 自分の担当の窓口に来られたお客様に対しては、ある程度の対応はできていると思うんですけれど、その辺はもう少し指導をしていかなければならないところかなとは考えております。

役場の方でも、以前は接遇とかいろんな部分の研修をやっておったんですけれど、ちょっと最近できていないと感じておりますので、その辺は議員の意見もございますし、研修を考えたいと思います。

住民さんからの苦情がある反面、認識しておりますが、逆に電話対応がす ごく気持ちがいいというようなありがたい言葉を受けることも多々あるとい うことは知っておいていただいてもいいかなと思います。もちろん、100% できていないことがありますので、100%目指してやっていきたいとは考えています。

- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田議員 今、代表してお答えするということなんですけど、私もずっと職場の方で一番後ろに座っていて、お客さんが来ると一番に挨拶をさせていただきました。一番ここで、役場で一番後ろに下がっているのは課長なんです、座っていると思うんですね。やっぱり、課長みずから挨拶をしてくれなければ、やはり前の方も一般職員も挨拶に関しての認識、大事やということがわからないというと語弊になると思いますけれども、こういうように課長みずからが率先して挨拶をしなければいけないと思うんですが、そのことについては、これから課長としてはもう挨拶を徹底してやるということを約束してもらえるんでしょうか。
- 〇建部議長 総務課長。
- ○中川総務課長 約束とかいうあれじゃないんですけれど、役場というとこはある意味、特殊な機関やと私は思っています。いろんな状態、状況で来られる方がいらっしゃいますので、私の経験で言いますと、にこやかに挨拶をしたら、何笑うてんねんということもあると。だから、その辺の状況がなかなか難しいこともあるんです。その辺はきちっと判断できる目を持って対応しなければならない部分はあるかと思うんですけれど、臨機応変が必要かもしれませんが、それは挨拶をすることが嫌やということではありません。できるだけ気持ちよく役場に来ていただけるような対応をめざしていきたいとは思います。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** それで今、課長の意見を聞かせていただきました。これから、挨拶の方、重点的に一般職員の方にも、伝達してくれてするようにお願いいたします。

それで、町民からの評判が低過ぎるということで書かせてもらったんですけど、今、大体意見を聞かせてもらいましたので、そこは省略させてもらいますけど、挨拶のことについてですけど、町長の方にもちょっとお聞きしたいんですけど、こういう苦情等、町長の方にはありませんでしたか。指導が必要だと、私は、町長からの指導も必要だと思いますので、そういった点、どういうようにお考えですか。お願いします。

- 〇建部議長 町長。
- ○北川町長 総務課長が言いましたように、本当に行政サービス、住民サービスで窓口に来るというのと、そしてまたJA東びわこの本店にお見えになるお客さんとは大分ニュアンスが違うんですよね。先般、私も、ふるさと納税

の件で、石部理事長に本店の方に出向かせていただきました。非常に皆さん、 愛想がよくて、すばらしい声で声かけをしていただきました。ああ、すばら しい指導ができているなということは思いました。が、しかし、行政の方は 訪れる方皆さんにそれをすると、おまえなめてんのか、暇なんかとかいうよ うな話もございますので、なかなかそこら辺が判断が非常に難しい。できる だけカウンターに近い職員の皆さんには、できるだけ挨拶をするようにとい うような指導をしていきたいというように思います。

- ○建部議長 山田議員、次の質問に進んでください。
- **〇山田議員** ありがとうございました。

最後の質問をさせてもらうんですけど、町の交通事情を問うということで、 近年ナビの発達によって、農道などにも通勤ラッシュ時には大変交通量が多 くなったりして、大変危険なところが増えてきています。

私が2年前に区の評議員をしているときに、富田スタンド前が通勤ラッシュには交通量が増え、通勤時ということで、スピードがすごく出ている車が多く、子どもたちの通学の時間と同じ時間で、大変危険なので、最高速度の指定標識をつけてほしいと要望すると言われていましたので、その要望に対して、今現在どのようになっているのか、お答えください。

- 〇建部議長 総務課長。
- ○中川総務課長 議員のおっしゃる要望は確かに間違いなく平成24年に区の方からいただいております。その当時、早速、警察官立ち合いのもとで現場の状況確認をさせていただいて、県警へ要望を出してあると。通例といいますか、その現場立ち合いのときに、ある程度警察官が「これは難しいな」とか、何かそういうようなニュアンスのことを言うらしいです。そのときもそういう状況やったらしいんですが、それはそれとして、町の方からは県警へは要望を出させていただいています。それに対しては、まだ正式な回答はございません。都度、確認はさせていただいていますので、ですが、ただ県警の方でも、全市町のやつが集まってきて、それのやっぱり重要度のランクづけみたい、ランクづけと言うたら変な話ですけれども、あるみたいで、あそこの道路については、どちらかというと、緊急性は低いというようなことでございます。ただ、そんなこと言っていられませんので、それはそれとしても機会があるごとに要請はしております。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** この前、祭りのときに、その方とお会いして、答えが返っていないということなので、ちょっとその方にもそういう意味のことを伝えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これからも、県の方へはこれからも要望していただけるということで、よ

ろしいですか。

- 〇建部議長 総務課長。
- ○中川総務課長 県の方には毎年というか、要望していきますし、県警からは それについて返事が来ないのが通例です。それはほっとけないので、こちら の方からは毎回確認の要請をしていきますし、要望もしてまいりたいと思い ます。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** それで、よろしくお願いいたします。

最後の質問になるんですけど、先ほど言われたように、ナビの発達によって、農道でもすごく車が多く通っていて、本当に農免道路を走っている私が通勤しているところでも、横から農道からばんばん出てくるという形で、非常に交差点として危険な箇所というのが幾つもあると思うんですけど、町として、こういう見通しの悪い交差点は幾つあるのか把握しているのと、またその対策はこれからどのようにしていくのかというのをちょっとお聞かせ願えますか。

- 〇建部議長 総務課長。
- ○中川総務課長 済みません。町としては、全部で何件あるかというのは、なかなか全部が把握できていません。毎年各字の方から、交通安全施設ということで要望はいただいております。それが大体平均すると年3、40件ございます。特に、今年度は多くて60件いただいています。全て要望があった地点については、担当の方が確認に出向いて、まとめて県へ要望しなければならない、道路標識とかいうのは全部県になるんですね。「ストップ」の表示についてもそうです。「止まれ」の白線もそうです。町で勝手にできないということがありますので、要望を上げなければいけない部分については上げていますし、町の方でできる分については、予算の範囲内でカーブミラーの設置であるとか、停止線にかわるとまってもらうような点線を引いたりはできるみたいですので、そういう対応を今している状況でございます。
- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** はい、ありがとうございます。これからも要望をいろいろ出していただきたいと思いますし、事故があってからでは遅いんです、こういうことはね。やはり、起こる前に整備していただきたいと切にお願い申し上げまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。
- ○建部議長 山田議員の一般質問が終わりました。 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。 ご苦労さまでございました。

(午後5時56分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定に より署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署名議員金澤博

署名議員西澤伸明